

令和3年度 経営事項審査申請要領

マイナンバーの取扱いについて

- ※身分証明書としてマイナンバーの記載された通知カード等
を持参しないでください。
- ※提示書類にマイナンバーが記載されている場合は、黒塗り後
にコピーする等、判読できないように処理してください。

静岡県交通基盤部建設業課

- ※ 申請者は、必ず本要領をよく読んでから申請書類を作成してください。
- ※ 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となりました。制
度の内容等をハローワーク等に確認した上で申請してください。
- ※ 本要領の無断転載・引用を禁じます。

- ※ **令和3年6月30日**をもって、みなしの解体工事業技術者の経過措置が終了し
ますが、**令和3年6月30日**以前を審査基準日とする申請者は、みなしの解体工事
業技術者の有資格区分コード(アルファベットコード)を使用することができます。
これらのコードを使用する申請者は、令和2年度経営事項審査申請要領を御
確認ください。

静岡県行政書士会
建設業委員会

令和3年度 経営規模等評価日程表								
	年月日	曜	対象		決算期(月)		会場	
1	令和3年5月7日	金	静岡土木管内	静岡市清水区	令和2年12月	令和3年1月	静岡土木事務所	
2	令和3年5月13日	木	島田土木管内		令和2年12月	令和3年1月	島田土木事務所	
3	令和3年5月14日	金	浜松土木管内	浜松市浜北区、西区、北区、天竜区、湖西市	令和2年12月	令和3年1月	浜松土木事務所	
4	令和3年5月17日	月	下田土木管内		令和2年12月	令和3年1月	下田土木事務所	
5	令和3年5月19日	水	沼津土木管内		令和2年12月	令和3年1月	沼津土木事務所	
6	令和3年5月24日	月	富士土木管内		令和2年12月	令和3年1月	富士土木事務所	
7	令和3年5月26日	水	袋井土木管内		令和2年12月	令和3年1月	袋井土木事務所	
8	令和3年5月28日	金	熱海土木管内		令和2年12月	令和3年1月	熱海土木事務所	
9	令和3年6月2日	水	浜松土木管内	浜松市中区、南区、東区	令和2年12月	令和3年1月	浜松土木事務所	
10	令和3年6月4日	金	静岡土木管内	静岡市葵区、駿河区	令和2年12月	令和3年1月	静岡土木事務所	
11	令和3年7月2日	金	静岡土木管内		令和3年2月		静岡土木事務所	
			静岡土木管内	静岡市清水区	令和3年3月			
13	令和3年7月5日	月	下田土木管内		令和3年2月	令和3年3月	下田土木事務所	
12	令和3年7月7日	水	浜松土木管内		令和3年2月		浜松土木事務所	
			浜松土木管内	浜松市浜北区、西区、北区、天竜区、湖西市	令和3年3月			
14	令和3年7月9日	金	袋井土木管内		令和3年2月	令和3年3月	袋井土木事務所	
15	令和3年7月13日	火	沼津土木管内		令和3年2月		沼津土木事務所	
			沼津土木管内	御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、駿東郡	令和3年3月			
16	令和3年7月16日	金	熱海土木管内		令和3年2月	令和3年3月	熱海土木事務所	
17	令和3年7月20日	火	富士土木管内		令和3年2月	令和3年3月	富士土木事務所	
18	令和3年7月21日	水	島田土木管内		令和3年2月	令和3年3月	島田土木事務所	
19	令和3年7月26日	月	沼津土木管内	沼津市、三島市	令和3年3月		沼津土木事務所	
20	令和3年7月28日	水	静岡土木管内	静岡市葵区、駿河区	令和3年3月		静岡土木事務所	
21	令和3年7月30日	金	浜松土木管内	浜松市中区、南区、東区	令和3年3月		浜松土木事務所	
22	令和3年8月17日	火	沼津土木管内		令和3年4月		沼津土木事務所	
23	令和3年8月18日	水	袋井土木管内		令和3年4月		袋井土木事務所	
24	令和3年8月23日	月	静岡土木管内		令和3年4月		静岡土木事務所	
25	令和3年8月25日	水	島田土木管内		令和3年4月		島田土木事務所	
26	令和3年8月27日	金	浜松土木管内		令和3年4月		浜松土木事務所	
27	令和3年9月3日	金	富士土木管内		令和3年4月	令和3年5月	富士土木事務所	
28	令和3年9月6日	月	下田土木管内	東伊豆町、河津町、西伊豆町	令和3年4月	令和3年5月	下田土木事務所	
29	令和3年9月7日	火	下田土木管内	下田市、南伊豆町、松崎町	令和3年4月	令和3年5月	下田土木事務所	
30	令和3年9月9日	木	熱海土木管内		令和3年4月	令和3年5月	熱海土木事務所	
31	令和3年9月15日	水	静岡土木管内		令和3年5月		静岡土木事務所	
32	令和3年9月17日	金	沼津土木管内		令和3年5月		沼津土木事務所	
33	令和3年9月22日	水	袋井土木管内		令和3年5月		袋井土木事務所	
34	令和3年9月27日	月	浜松土木管内		令和3年5月		浜松土木事務所	
35	令和3年9月29日	水	島田土木管内		令和3年5月		島田土木事務所	

[illegible]

目 次

I	経営事項審査の概要	1
II	経営事項審査の手続方法	5
III	申請に必要な提出書類及び提示書類	9
IV	申請書類の記入方法	15
	本紙(様式第二十五号の十四)	15
	別紙一(工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高)	18
	別紙二(技術職員名簿)	24
	別紙三(その他の審査項目(社会性等))	29
V	特殊な経営事項審査の取扱い	41
	(1)事業継承、法人成	41
	(2)業種追加	41
	(3)合併、事業譲渡、会社分割	41
	(4)業種の増減	41
VI	その他	42
	(1)ホームページ「建設業のひろば」	42
	(2)問い合わせ先	42
	(3)経営規模等評価結果のインターネット公表について	42
	(4)経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて	43
	(5)技術者配置等に関する法令違反について	43
	(6)結果通知書を紛失した場合について	43
VII	申請書類の記載例及び記載要領	44
	本紙(様式第二十五号の十四)	45
	別紙一(工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高)	51
	別紙二(技術職員名簿)	55
	別紙三(その他の審査項目(社会性等))	57
	様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)	61
	様式第5号(技能者名簿)	62
	その他の提出書類	63
VIII	工事経歴書の記入方法	72
	工事経歴書の記載例	73
	許可業種及び建設工事の種類及び内容と例示	75
IX	コード表、参考資料	83
X	総合評定値算出方法	94
XI	様式集	108

I 経営事項審査の概要

1. 経営事項審査とは

(1) 経営事項審査

「**経営事項審査**」とは、公共工事(国又は地方公共団体等が発注する建設工事であって政令で定めるもの)を、発注者から直接請負おうとする建設業許可業者が必ず受けなくてはならない審査です。(※)

公共工事の発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者について資格審査を行います。このうち建設業者の施工能力や経営状況などを客観的な指標で評価する審査が「経営事項審査」です。

「経営事項審査」は、「経営状況」と「経営規模、技術的能力、その他の客観的事項」について数値により評価を行います。このうち、「経営状況」についての評価(「**経営状況分析**」)は、国土交通大臣の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」)が行い、「経営規模、技術的能力、その他の客観的事項」(「**経営規模等評価**」)については、許可行政庁(国土交通大臣または都道府県知事)が行います。

(2) 総合評定値の請求

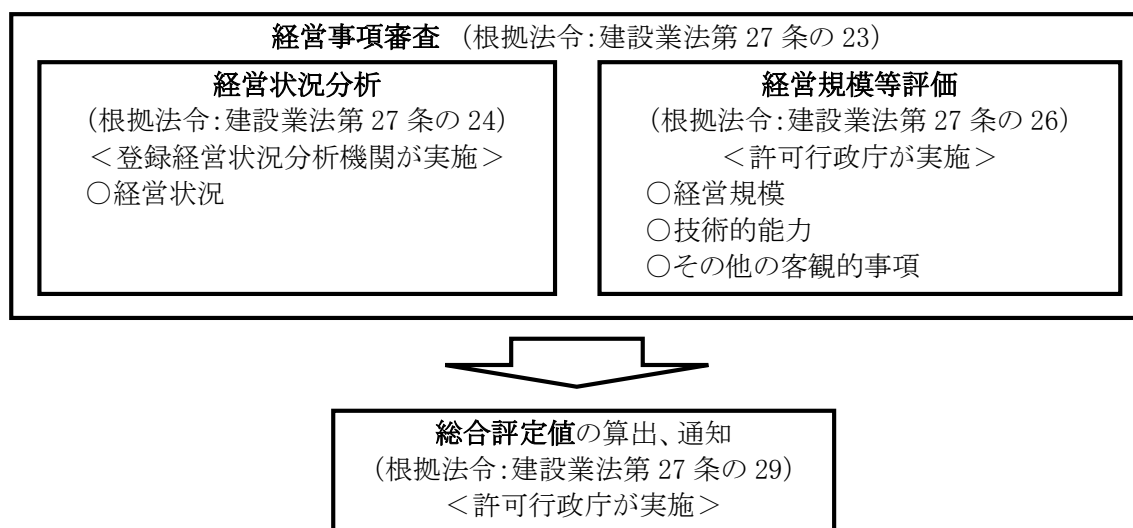
「総合評定値」とは、「経営状況」と「経営規模、技術的能力、その他の客観的事項」における評価項目ごとの評点を一定の計算式にあてはめて算出する総合的な評点のことです。「総合評定値」は、審査対象業種ごとに算出しますので、入札参加資格申請等で必要となる全ての業種を受審するようにご注意ください。

なお、「総合評定値」を請求する者は、「経営状況分析結果通知書」を添付して請求する必要があります。

(3) 審査基準日

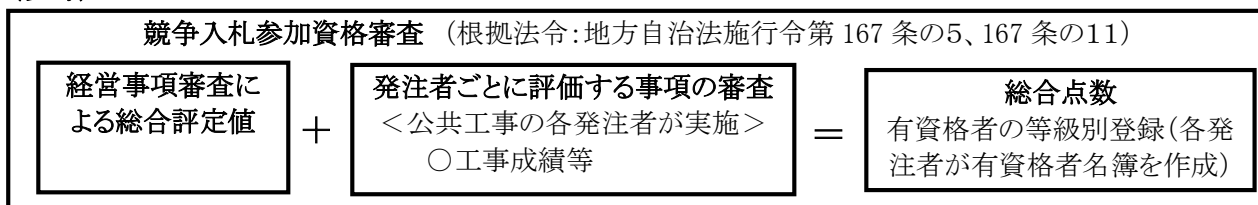
経営事項審査では、原則として申請をする日の直前の事業年度終了日を基準として、その時点における各項目について評価を行います。この日を**審査基準日**と呼びます。

なお、法令に定めのある場合等特段の場合を除き、同一の審査基準日に対して審査の受け直しはできませんので、ご注意ください。



※軽微な建設工事(建築一式工事は1,500万円未満、その他の建設工事は500万円未満。ただし、家屋等の解体のみを施工する場合を除く。)については、経営事項審査の義務付けの対象外とされています。また、物理的・経済的に影響の大きい災害等により必要を生じた応急の建設工事及び緊急の必要その他やむを得ない事情により国土交通大臣が指定する建設工事についても、義務付けの対象外とされていますが、通常の災害復旧工事は、義務付けの対象となります。

(参考)

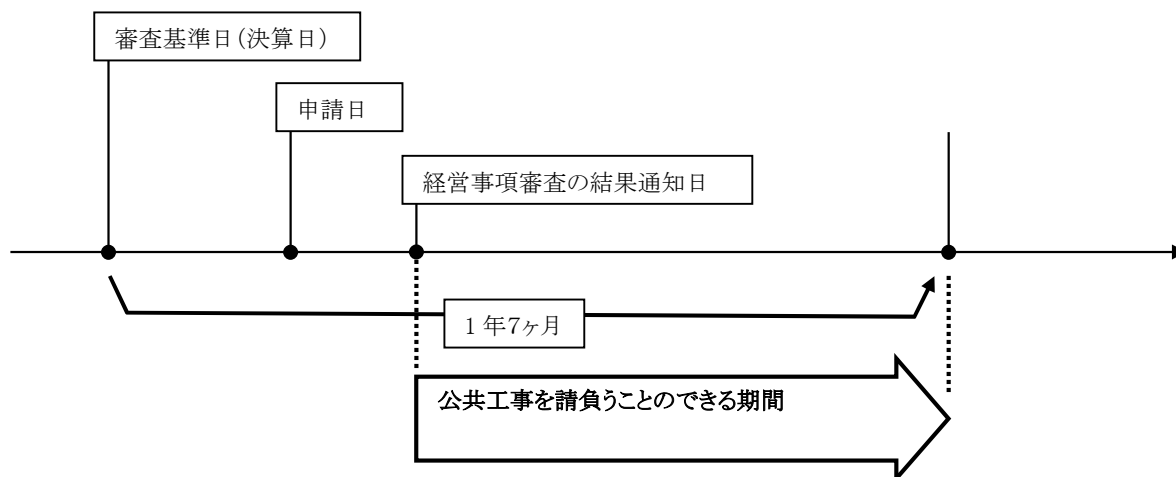


2. 結果通知書の有効期間

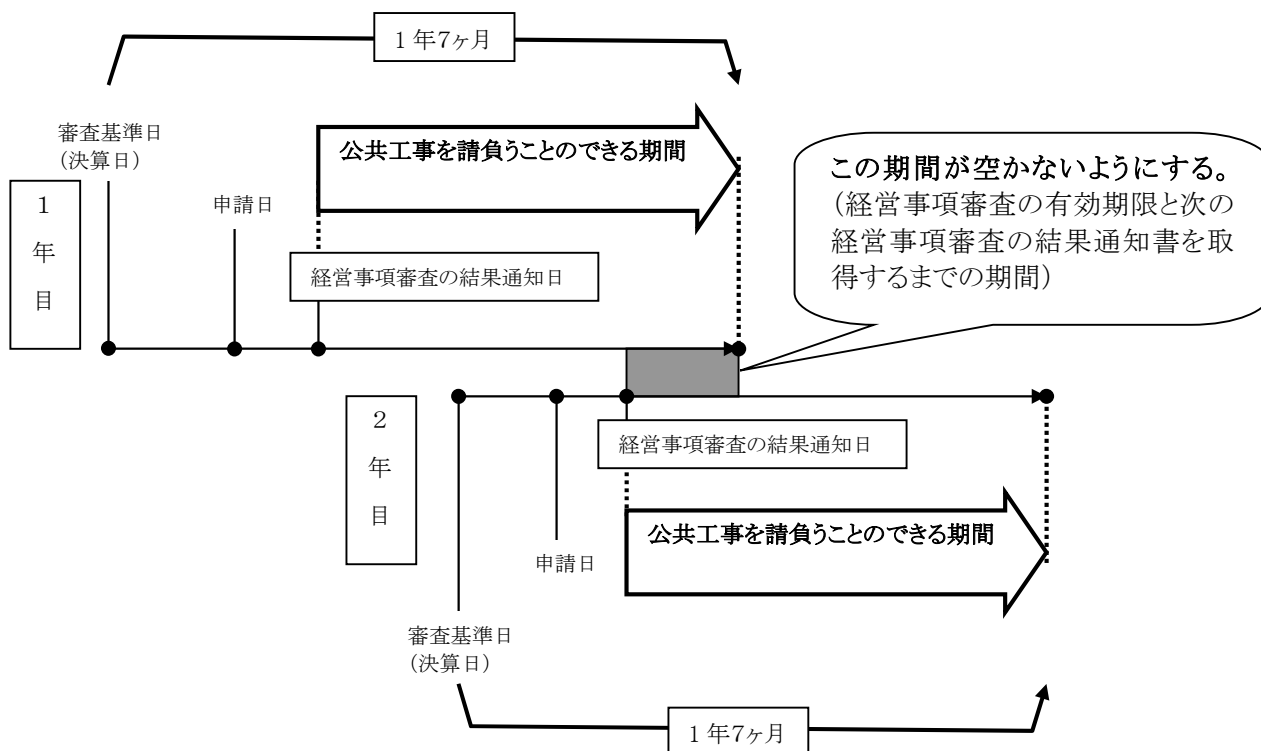
建設業者は、経営事項審査の結果通知書（「**経営規模等評価結果通知書**」・「**総合評定値通知書**」）を取得したときから、国又は地方公共団体等と請負契約を締結することができますが、その有効期間は当該経営事項審査の審査基準日から1年7か月です（建設業法施行規則第18条の2、図－1）。

従って、公共工事を常時請負う場合、有効期間が切れ目なく継続するよう毎年定期的に経営事項審査を受ける必要があります（図－2）。**結果通知書の有効期限が切れた場合には、新たに経営事項審査の結果通知書を取得するまでの間、公共工事を請負うことができませんので、注意してください。**

【図－1】



【図－2】



3. 審査項目

経営事項審査では次表の審査項目について評価を行い、業種ごとに総合評定値(P)を算出します。

	審査項目	内容	評点幅	ウェイト
経営状況分析	経営状況(Y)			
	純支払利息比率	(支払利息－受取利息配当金)÷売上高×100	0～1,595	0.2
	負債回転期間	(流動負債＋固定負債)÷(売上高÷12)		
	総資本売上総利益率	売上総利益÷総資本(2期平均)×100		
	売上高経常利益率	経常利益÷売上高×100		
	自己資本対固定資産比率	自己資本÷固定資産×100		
	自己資本比率	自己資本÷総資本×100		
	営業キャッシュフロー	営業キャッシュフロー(※)/1億(2年平均)		
	利益剰余金	利益剰余金÷1億円		
経営規模等評価	経営規模(X)			
	工事種類別完成工事高(X1)	審査対象業種の完成工事高	397～2,309	0.25
	自己資本額(X2)	純資産額	454～2,280	0.15
	利益額(X2)	営業利益＋減価償却実施額		
	技術力(Z)			
	工事種類別技術者数(Z1)	審査対象業種の技術者数	456～2,441	0.25
	工事種類別元請完成工事高(Z2)	審査対象業種の元請完成工事高		
	その他の評価項目(社会性等)(W)			
	労働福祉の状況(W1)	・雇用保険加入の有無 ・健康保険加入の有無 ・厚生年金保険加入の有無 ・建設業退職金共済制度加入の有無 ・退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無 ・法定外労働災害補償制度加入の有無	-1,995～ 2,061	0.15
	建設業の営業継続の状況(W2)	・営業年数 ・民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
	防災活動への貢献の状況(W3)	・防災協定締結の有無		
	法令遵守の状況(W4)	・営業停止処分の有無 ・指示処分の有無		
	建設業の経理に関する状況(W5)	・監査の受審状況 ・公認会計士等の数 ・二級登録経理試験合格者の数		
	研究開発の状況(W6)	・研究開発費		
	建設機械の保有状況(W7)	・建設機械の所有及びリース台数		
	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況(W8)	・ISO9001の登録の有無 ・ISO14001の登録の有無		
	若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(W9)	・若年技術職員の継続的な育成及び確保 ・新規若年技術職員の育成及び確保		
	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)	・CPD単位取得数 ・技能レベル向上者数		

※ 営業キャッシュ・フロー＝経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税±引当金(貸倒引当金)増減額±売掛債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額±仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額±棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額±受入金(未成工事受入金)増減額(2期平均)

注)

・ 総合評定値(P)の算出：総合評定値(P)＝0.25X1＋0.15X2＋0.2Y＋0.25Z＋0.15W (小数点以下の端数がある場合には、これを四捨五入する。)

最高点(理論値)： 2,157 最低点(理論値)： -18

- ・「経営状況分析」は、登録経営状況分析機関が行います。
- ・「経営規模等評価」は許可行政庁(国土交通省又は都道府県)が行います。

4. 審査対象者

経営事項審査の対象となるのは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人等から建設工事を直接請け負おうとする建設業者(建設業許可を受けた者)です。

5. 経営事項審査申請の流れ

経営事項審査は、以下の流れにしたがって手続きを行ってください。

①所管の県土木事務所に決算終了後の変更届出書を提出した後、「**経営規模等評価**」の予約を行う。
※「**経営規模等評価**」は完全予約制です。



②登録経営状況分析機関に対して「**経営状況分析**」を申請し、「**経営状況分析結果通知書**」を受け取る。



③県ホームページから「**経営規模等評価申請書・総合評定値請求書**」をダウンロードし、申請書類を作成する。



④所定の審査会場に申請書類、経営状況分析結果通知書、提出・提示書類を持参し、審査を受ける。



⑤申請書を提出後、概ね 30 日以内に「**経営規模等評価結果通知書**」(X, Z, W)及び「**総合評定値通知書**」(P)を県から申請者に通知する(※)。

※ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、再発行できませんので大切に保管してください。

Ⅱ 経営事項審査の手続方法

1. 申請書類の入手方法

「経営規模等評価」に必要な申請書類は、静岡県ホームページ「**建設業のひろば**」に掲載していますので、必要な様式をダウンロードしてご使用ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/>

<掲載箇所の探し方>

「建設業のひろば」の画面左側の「経営事項審査」をクリックすると、この中に「経営事項審査関係様式集」があります。なお、申請書類の用紙は、A4・白色とします。

2. 申請書類の提出方法及び審査方法

(1) 提出日(審査日)

事前に予約(※)した日時及び会場に申請書類等を持参してください。提出された申請書類等をもとに、会場で審査員との対面形式による審査を行います(静岡県から静岡県行政書士会に一部審査事務を委託しているため、審査員には県職員の他、県行政書士会が指定し、県の承認を受けた県行政書士会会員も含まれます)。審査日は、申請者の所在地及び決算月によって指定しています。原則として指定する日に審査を受けていただきますが、経理上の都合などで指定する日に受審できない場合には、別の日程で受けてください。

※静岡県の「経営規模等評価」は**完全予約制**です(県知事許可業者のみ)。事業年度終了後に変更届出書を提出する際に、**土木事務所総務課建設業班窓口**で予約してください。**予約は審査前日の午後5時までに行ってください。**

(2) 提出会場(審査会場)

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
下田土木事務所	下田市中 531-1	0558-24-2104	0558-24-2123
熱海土木事務所	熱海市水口町 13-15	0557-82-9161	0557-82-9110
沼津土木事務所	沼津市高島本町 1-3	055-920-2203	055-922-6684
富士土木事務所	富士市本市場 441-1	0545-65-2458	0545-65-2270
静岡土木事務所	静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9308	054-286-9375
島田土木事務所	島田市道悦 5-7-1	0547-37-5271	0547-37-6138
袋井土木事務所	袋井市山名町 2-1	0538-42-3212	0538-42-1782
浜松土木事務所	浜松市中区中央 1-12-1	053-458-7255	053-458-7193

(3) 受付時間(審査時間)

9:00～17:00(12:00～13:00 を除く)

ただし、下田土木事務所の受付時間は、10:30～15:30(12:00～13:00 を除く)とします。

3. 大臣許可業者

静岡県内に主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者の場合には、**中部地方整備局に直接、郵送又は持込みにより申請書類を提出してください。**なお、提出書類及び確認書類の詳細については、中部地方整備局のホームページをご覧ください。

4. 申請手数料

(1) 経営状況分析

登録経営状況分析機関によって異なります。申請する登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

(2) 経営規模等評価

次表に定められた金額について、静岡県知事許可業者は「静岡県収入証紙」を購入し、「審査手数料収入証紙(印紙)貼付書(P116)」へ貼付したうえで、審査当日に会場に持参してください。**当日会場に現金を持参しても受付致しません。**

なお、この手数料は、消費税の仕入税額控除の対象になりません。また、法令の改正により変更されることがあります。

項目	金額
経営規模等評価	8,100 円に審査対象業種1種類につき 2,300 円を加算した額
総合評定値	400 円に審査対象業種 1 種類につき 200 円を加算した額
合計	8,500 円に審査対象業種1種類につき 2,500 円を加算した額

5. 経営状況分析の申請について

経営状況分析は、「登録経営状況分析機関」に申請してください。**経営状況分析結果通知書は審査で使いますので、経営規模等評価の際に必ず持参してください。審査当日に持参できない場合には、補正扱いとし、次回以降に審査を受け直していただきます。**

「登録経営状況分析機関」は、国土交通省から公示されるほか、ホームページにより公表されています。経営状況分析の申請方法等はそれぞれの登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

なお、令和2年 12 月現在における登録経営状況分析機関は次のとおりです。

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(有)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	北九州市小倉北区重住 3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

※最新の情報は国土交通省のホームページで確認してください。

○経営状況分析における連結財務諸表の適用について

会社法第2条第6号に規定する大会社(資本金の額が5億円以上または負債総額が 200 億円以上の会社)であって有価証券報告書提出会社(金融商品取引法第 24 条第1項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社)については、経営状況分析において連結財務諸表が適用されます。この場合、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の直前3年の各事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、その他経営状況分析に必要な書類の提出が求められます。

6. 審査における注意事項

(1) 説明者

審査の際は、申請内容について説明を求めることがありますので、内容を十分把握している方がお越しく
ださい。なお、来場者全員に次のとおり身分証明書の提示を求めますので、ご用意ください。

来場者	提示を求める身分証明書
一般の申請者(事業主、役員又は従業員)	国、地方公共団体又は各法人の発行した身分・資格証明書 (例:運転免許証、健康保険証又は社員証等)
行政書士又は補助者	行政書士証票又は補助者証

審査会場には、申請者(事業主、役員、従業員)又は申請手続を受任した行政書士若しくはその補助者以外
は入場できません。

【注意点】

- ・上表の身分証明書の提示ができない場合には、審査を行うことはできません。
- ・審査の妨げとなるような行為があった場合には、直ちに審査を中止し、退席していただきます。

(2) 説明者の心構え

審査を円滑に行うために書類を事前に整理し、審査員の求めに応じ速やかに必要書類の提出及び提示
ができるようにしてください。また、申請書の記載項目に関して、提示書類の関係部分の提示を求めますので、
該当部分に付箋などをして、審査員から質問をされたら速やかに提示できるようご準備ください。

申請書類については、本要領「XI 様式集」添付の経営規模等評価申請・総合評価値請求書作成用チェ
ックリスト(静岡県知事許可業者用)により事前に記載内容を自己点検してください(提出不要)。

(3) 申請書類の不備等による補正

申請書類の修正を要する場合や必要書類を審査会場に持参しなかった場合には、「補正扱い」となり、後
日、審査を受け直していただきます。「補正扱い」となった場合には、補正内容を明記した「補正指示書」を交
付しますので、次の来場の際に持参してください。補正審査の際には、予約は不要ですので、都合の付く
日程で会場に直接お越しください。ただし、受付時間内でも全ての予約者の審査が終了した場合は、その時
点で審査を終了しますので、なるべく早めにお越しください。

なお、修正内容によっては、決算終了後の変更届出書(建設業財務諸表を含む)の修正や経営状況分析
の受け直しを指示することがありますのでご注意ください。

(4) 提出書類の取扱い

提出された申請書類については、いかなる理由があっても後から記載内容を修正することはできませんの
で、申請書類の作成にあたっては、本要領をよく読んで間違いのないように注意して記入してください。

また、ひとたび審査を受けると、同一の審査基準日に対して申請内容を変更して審査を受け直すことは
できません。ただし、審査対象業種の追加を希望する場合に限り、受け直しを認めています。詳細は、
本要領 41 ページを参照してください。

(5) 申請内容に対する照会

申請書受付後に申請内容について電話や文書で照会することがあります。この場合、申請内容に対して、
必要に応じて報告又は資料の提出を求めることがあります。(建設業法第 27 条の 26 第4項)

また、審査後に申請内容に対する疑義が発生した場合には、事実関係を調査のうえ、審査の受け直し(有
料)を指示することがありますので、御注意ください。

なお、経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った大臣又は知
事に対し、審査結果の通知を受けた日から 30 日以内に再審査を申し立てることができます。(建設業法第 27
条の 28)

(6) 電子化された総勘定元帳について

「総勘定元帳」を電子化している場合で、「紙」での出力が困難な場合には、当該の会計帳票が搭載された
パソコンを審査会場に持ち込むことも可能です。但し、審査会場では電源が確保できないため、審査時間に
十分足りるだけのバッテリーをご持参ください。

(7) 結果通知書の送付について

提出された申請書の内容に問題がなければ、申請日から概ね 30 日以内に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を県庁建設業課から発送します。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受領したら、入力内容に誤りが無いか確認してください。誤りがあった場合には直ちに修正しますので、建設業課許可班までご連絡ください。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、入札参加資格申請等で使用する重要な書類です。紛失した場合、再発行はできませんので大切に保管してください。なお、必要な方については、当該通知書の写しに原本確認を付して交付します(本要領P43VI、「6.結果通知書を紛失した場合について」参照)。

(8) 虚偽申請に対する処分について

申請書類に虚偽の記載をして提出した者は、6ヶ月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられます(建設業法第50条第1項第4号)。また、審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、百万円以下の罰金に処せられます(建設業法第52条第4号)。

なお、申請書類に虚偽の記載をして提出して得た経営事項審査結果通知書を発注機関に提出した場合など、契約行為に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止等の行政処分が科せられることがあります(建設業法第28条第1項第2号及び同法同条第3項)。

(9) 税金の未納について

審査の際には、消費税納税証明書(その1)及び県税納税証明書(法人にあっては法人事業税・法人県民税・地方法人特別税、個人にあっては個人事業税)を提示していただくことにより、税金の完納・未納を確認しています。税額の全部または一部に未納がある場合、審査を受けることはできますが、発注機関の入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

7. 申請書類作成における注意事項

(1) 経営規模等評価申請書等の記入の仕方

申請書類の作成にあたっては、本書の記述をよく読んで記入してください。提出する書類は所定の用紙を静岡県ホームページからダウンロードして使用してください。なお、記入にあたってはパソコンにより直接打ち込むか、手書きの場合にはペン、ボールペン又はゴム印により作成してください。副本は作成した正本をコピーしたもので可とします。

また、申請書類は、審査基準日現在の状況について正確に記入してください。

(2) 申請者の選択が可能な項目

審査項目のうち、「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」については、「2年平均」または「3年平均」を選択できます。また、「自己資本額」については、「基準決算」または「2期平均」を選択できます。これら2つの項目は独立しており、それぞれ自由に選択することができます。

さらに、技術職員名簿においては、各技術者について業種コードを2つまで選択することができます。

これらの選択方法により、総合評定値を算出する際に用いる各審査項目の評点が異なってきますので、「総合評定値算出方法」を参考に、十分考慮した上で申請書類を作成してください(受付後は、一切変更できません)。

(3) 申請書類の訂正

申請書類の作成時に修正箇所が生じた場合、可能な限り、書類の差し替えをお願いします。

訂正印による訂正も可能です。その場合、当該箇所を二重線で消し、訂正印を押印して、近くの余白に修正後の内容を記載してください。なお、数字については一部のみ訂正するのではなく、全体を訂正してください。ただし、印が記載した文字にかからないようにしてください。

(4) 行政書士による申請

申請者から委託を受けた行政書士が申請する場合、申請書の余白に行政書士の住所、氏名及び電話番号を明記の上、職印を押してください(※職印のない申請書は受付できません。)

なお、行政書士法第1条の3に基づく代理申請による場合、申請者からの委任状が必要です。また、申請者から結果通知書の受領を委任されている行政書士については、委任状にその旨を明瞭に記載するとともに、審査会場で用意されている返信用封筒に氏名及び宛先を記載して申請書とともに提出してください。

また、行政書士でない者が、法律で特別の定めがある場合を除き、報酬を得て行政官庁に提出する書類を作成することは行政書士法違反となります。

Ⅲ 申請に必要な提出書類及び提示書類

すべての申請者は、「(1) 提出する書類」及び「(2) 審査会場に持参し提示する書類」を審査当日に必ず持参してください。また、「(3) 審査会場に持参し提示する書類(その他の審査項目関係)」については、該当する項目の提示書類を持参してください。

審査に必要な書類を持参しない場合には、補正扱いとなり、後日審査を受け直していただきます。

(1) 提出する書類

	書類名	提出部数	注意事項
1	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十四)	正本 1 部 副本 1 部	45～62 ページの記載例及び記載要領を参照の上、作成してください。副本については、受付印を押印して返却します。
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (様式第二十五号の十四 別紙一)		
3	技術職員名簿 (様式第二十五号の十四 別紙二)		
4	その他の審査項目(社会性等) (様式第二十五号の十四 別紙三)		
5	「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のあるものを除く)」		CPD取得単位数が確認できる書面(写)
6	「技能者名簿」		「技能者数」に記載された者について、審査基準日以前3年間に認定能力評価基準により受けた評価(建設キャリアアップシステムにおける技能者レベル)が上がったことを証する書面(写) 「技能者」は、審査基準日において在籍する職員で、審査基準日以前3年のうちに建設工事に従事した者の内、施工管理のみをしていた者を除きます。 「技能者数」に記載された者について、雇用期間等を確認する書類。 審査基準日時点で稼働していた工事に係る施工体制台帳の作業員名簿等(最低限の人数が記載されているかの確認として持参)
7	経営状況分析結果通知書 (様式第二十五号の十)	1部	登録経営状況分析機関から通知されたもの(総合評定値を請求しない場合には不要)
8	審査手数料収入証紙(印紙)貼付書	1部	知事許可: 県収入証紙を貼付
※9～15 については、該当する場合のみ提出			
9	決算期変更、法人成、事業継承等で12か月に満たない決算期間がある場合 ○利益額計算表 ○工事種類別完成工事高計算表 ○工事種類別元請完成工事高計算表	正本 1 部 副本 1 部	提出は、審査対象事業年度に当該事案を含む場合に限る。 63～65 ページの記載例を参照の上、作成してください。副本については、受付印を押印して返却します。
10	「監査の受審状況」(項番51)で1～3を選択した場合 ＜会計監査人設置会社の場合＞ 有価証券報告書(写し)又は 監査証明書(写し) ＜会計参与設置会社の場合＞ 会計参与報告書(写し) ＜経理処理の適正を確認した旨の書類を提出する会社の場合＞ 「経理処理の適正を確認した旨の書類」(113 ページ)に自らの署名を付したもの (「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」(114～117 ページ)を	1部	「経理処理の適正を確認した旨の書類」を提出することができるのは、自社に所属する経理実務責任者のうち登録された公認会計士、税理士の研修受講者及び一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、講習を受講した年度の開始の日から5年経過していない者(H28年度以前に1級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる)が、審査対象事業年度における決算に対して「別添」(「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」)に基づき自主監査を行っ

	含む)		た場合に限りです。(監査役や社外の公認会計士、税理士等は不可。) なお、「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」の添付が無い場合は、受理できませんので、御注意ください。 (33、67～69 ページ参照)
11	「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」	1部	詳細は、24、66 ページを御覧ください。
12	ISO9001 の登録証(写)	1部	詳細は、38 ページを御覧ください。
13	ISO14001 の登録証(写)	1部	
14	建設機械の保有状況一覧表	正本 1 部 副本 1 部	70 ページの記載例を参照の上、作成してください。副本については、受付印を押印して返却します。
15	外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書(原本)	1 部	認定については、国土交通省土地・建設産業局建設業課に申請をしてください。

(2) 審査会場に持参し提示する書類

	提示書類	審査項目	注意事項
16	・建設業許可申請書(控) ・変更届出書(控) ・廃業届(控)	許可状況	・申請日時点で有効な許可に係る全ての許可申請書を提示してください。 ・上記許可の後に提出した変更届及び廃業届(一部の業種の廃業)がある場合は併せて提示してください
17	・決算終了後提出の変更届出書(控) ○工事経歴書(様式第二号) ○直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号) ○財務諸表等(様式第十五・十六号又は様式第十八・十九号) ○県税納税証明書(写)	工事種類別 完成工事高 工事種類別 元請完成工事高	・工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額、財務諸表について、消費税課税事業者は消費税抜き、消費税免税事業者は消費税込みで作成してください。 ・千円未満の端数を切り捨てて表示してください。 ・工事経歴書は 73 ページの記載例に従って作成してください(提出した工事経歴書が記載例のとおりでない場合は、変更工事経歴書を添付した修正変更届を持参してください)。
18	・消費税納税証明書(その1) ・消費税確定申告書(控)及び添付書類(副本または写し) ・法人税確定申告書一式(控)及び添付書類(副本または写し) ・決算書	完成工事高 利益額	・修正申告している場合は、修正申告書も必要です。 ・決算書について、税込で会計処理している場合は、税抜への組替表(132～134 ページ)が必要です。 ・消費税免税事業者も消費税納税証明書が必要です。
19	総勘定元帳のうち、以下の部分がわかる書類の写し(※1) ・売上の内訳がわかる部分(全ページ) ・消費税の最終清算がわかる部分(仮受消費税等及び仮払消費税等の各最終ページ等)	(同上)	・税込で会計処理している場合は、「売上の内訳がわかる部分」のみ持参してください。 ・建設業以外の売上(兼業売上)がある場合は、完成工事高を明確にできる帳簿等も必要です。
20	工事経歴書に記載した工事に係る工事請負契約書(写)又は注文書(写)及び請書(写) (変更契約又は追加の注文があった際は、変更に係る契約書(写)又は追加の注文書(写)等)	工事種類別 完成工事高 工事種類別 元請完成工事高	・業種ごとに元請・下請を問わず金額の大きいものから順に上位3件を提示してください。(※2)
21	前回の経営規模等評価申請書(控)	(同上)	直前の決算年度が12か月未満の場合、前々回の申請書(控)が必要となることがあります。

22	契約後VEにより契約額が減額となったことを証明する書類 (該当する場合のみ)	(同上)	減額となった各工事について必要になります。
23	- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し又は雇用保険被保険者証(公共職業安定所長発行のもの)の写 - 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(写)又は健康保険証(写) (「記号」「番号」は「マスキング(黒塗り)して提出) - 後期高齢者医療制度対象者は当該被保険者証(写)	技術職員名簿 CPD単位を取得した技術者名簿 技能者名簿	・「技術職員名簿」、「CPD単位を取得した技術者名簿」、「技能者名簿」に記載された全員分について、左記の提示書類により雇用保険等の加入を確認します。詳細は、24、25 ページを御覧ください。 ・後期高齢者医療制度対象者分は当該被保険者証(写)を持参ください。 ・円滑な審査のため、左記の書類の氏名脇の余白部分に、以下の例のように記載願います(「32」の提示書類についても同様)。 (例):技術職員名簿「1頁」、「通番2」の方の場合→「1-2」 ※ 図1参照

	提示書類	審査項目	注意事項
24	技術職員名簿に記載された技術者の資格を証する書類(合格証明書、免許証、登録証、免状、合格証書等の写し) ※監理技術者資格者証の交付を受けている者についてはその写し及び監理技術者講習修了証の写し ※登録基幹技能者講習を修了した者については登録基幹技能者講習修了証(規則様式第30号)の写し	(同上)	・昨年度以前の経営規模等評価申請書(控)に記載されている資格については、既に提示を確認しているため、有効期限に関する記載がある資格者証等(※3)を除き、再度の提示は不要です。 ・技術職員名簿の記載順に該当書類をご提示できるようご準備ください(図2参照)。 ・交付(または証明)年月日が審査基準日より前の日であることを御確認ください。 ・提示書類の詳細については、24、25 ページを御覧ください。
25	職員名簿	(同上)	職員及び実務経験等を確認します。 様式は 120 ページ参照
26	法人番号の確認書類(初受審のみ)	-	・前回の経営規模等評価申請書控(法人番号記載済みのもの)又は法人番号指定通知書(写)又は「国税庁法人番号公表サイト」の法人番号が確認できる箇所の写しを持参ください。

※1 売上は、内訳まで確認する場合があります。元帳の会計処理上、売上部分がまとまって表示されている場合など、それだけで内訳が不明な場合は、別途、内訳のわかる書類(売掛金、補助元帳等)も持参してください。

※2 契約書等の提示については、次のとおり取り扱います。

- ・建設工事の請負契約であること及び業種区分が、契約書等から明確に読み取れない場合は、設計書、仕様書等の契約内容のわかる書類を併せて提示してください。(業務委託契約を建設工事として申請する場合は必須)。
- ・維持管理業務委託については、建設工事と兼業(除草、側溝清掃、雪氷対策等)が混在する場合がありますので、適切に区分してください。
- ・単価契約の場合における提示書類は、「契約書(単価表を含む)、請求書(枚数が多いときは一覧表を作成のこと)及び売上計上が確認できる資料」とします。
- ・公共工事で発注者の規定により契約書を作成していない場合は、請書、見積書、発注者からの振込み通知書等を提示してください。
- ・共同企業体(JV)による請負工事については、全体の請負金額及び構成員の出資比率のわかる部分を提示してください。
- ・止むを得ない理由により契約書等を持参できない場合には、総勘定元帳(及び得意先元帳等の補助元帳)により、当該請負代金の**完成工事高計上箇所**を明示してください。明示できない場合には、完成工事高として認めることができません。なお、総勘定元帳等に発注者名及び工事名が記載されていない場合には、工事台帳、請求書等を併せて提示してください。

※3 有効期限に関する記載がある資格者証等（登録基幹技能者講習修了証、解体工事施工技士登録証等）については、審査基準日において有効であることを提示してください。

注)

- ・審査の際に申請書の訂正を求めることがありますので、訂正印を必ず持参してください。
- ・前審査対象事業年度について経営事項審査を受けていない方は、「17」～「20」に掲げる書類を、審査対象事業年度を含め直前2年分持参してください。また、「工事種類別完成工事高」で3年平均を選択した場合で、前々審査対象事業年度における経営事項審査を受けていない方は、前々審査対象事業年度における「17」～「20」に掲げる書類を、併せて持参してください。
- ・初めて経営事項審査を受ける方は、「17」～「20」に掲げる書類について、「工事種類別完成工事高」で、2年平均を選択した場合には審査対象事業年度及び前審査対象事業年度（直前2年分）を、3年平均を選択した場合には審査対象事業年度及び前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度（直前3年分）を持参してください。

図 1

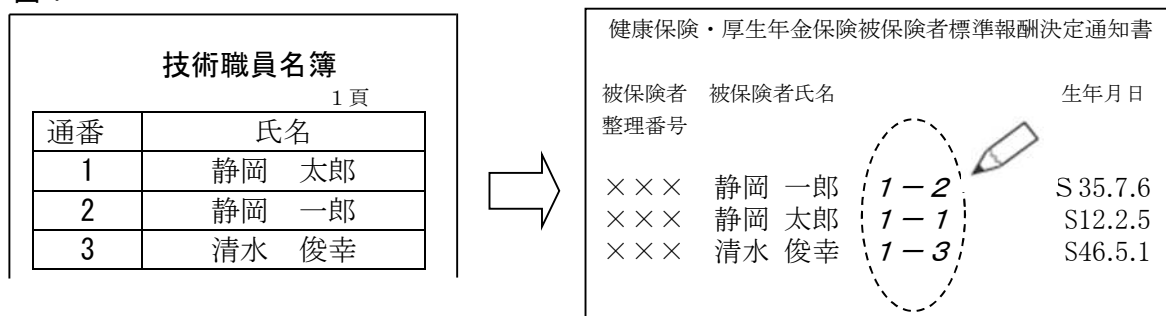
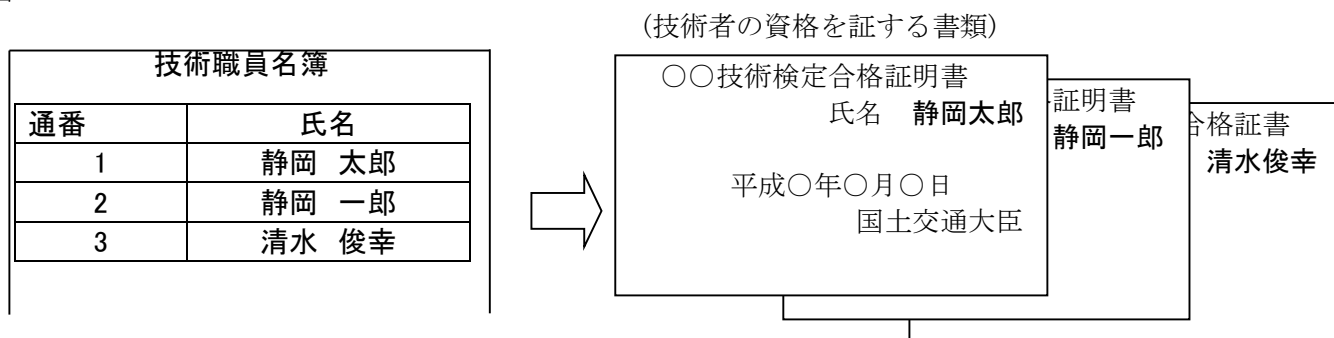


図 2



(3) 審査会場に持参し提示する書類(その他の審査項目関係)

	審査項目	提示書類
27	雇用保険加入の有無	審査基準日の属する年度分の 労働保険概算・確定保険料申告書控 (又は 労働保険事務組合 に加入している場合は、 期別納付額が記された納入通知書)の写し及び当該申告書に係る 領収証書 すべての写し(※1) (29 ページ参照)
28	健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無	審査基準日の属する月を納付目的年月とする、健康保険及び厚生年金保険の 保険料領収済額通知書 (又は 領収証書)の写し(29、30 ページ参照) ※ 全国建設工事業国民健康保険組合等の建設国保加入者は、厚生年金保険の保険料領収済額通知書(又は領収証書)の写しを持参してください。(※1)
29	建設業退職金共済制度加入の有無	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 (30 ページ参照)
30	退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無 (審査基準日時点で有効であることが確認できるア～クのいずれか) (29、30 ページ参照)	ア 独立行政法人勤労者退職金共済機構と中小企業退職金共済契約を締結している場合は 加入証明書
		イ 特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結している場合は 加入証明書 (111 ページ参照)
		ウ 自社の退職金制度がある場合は 就業規則 (常時 10 人以上の労働者を使用している場合は、労働基準監督署の届出印のあるもの)
		エ 厚生年金基金に加入している場合は審査基準日の属する月の掛金の 領収証書
		オ 民間保険会社と適格退職年金契約を締結している場合は 適格退職年金契約書及び協定書
		カ 確定給付企業年金のうち基金型に加入している場合は企業年金基金の発行する 加入証明書
		キ 確定給付企業年金のうち規約型に加入している場合は資産管理運用機関の発行する 加入証明書
31	法定外労働災害補償制度加入の有無 (審査基準日時点で有効であることが確認できるア、イのいずれか)	ク 確定拠出年金のうち企業型に加入している場合は確定拠出年金運営管理機関の発行する 加入証明書
		ア (公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は 中小企業等協同組合法の規程による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの のいずれかの労働災害補償制度に加入している場合は各機関の発行する 加入証明書
		イ 労働災害総合保険、準記名式の普通傷害保険に加入している場合は 保険証券又は加入証明書 (保険証券から 30 ページの要件の全てが明確に読み取れる場合、加入証明書は不要)及び審査基準日の属する年度分の 労働災害補償保険概算確定保険料申告書控 (又は 納入通知書)の写しと当該申告書に係る 領収証書 すべての写し(いわゆる政府労災)(※1)

	審査項目	提示書類
32	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	再生手続又は更正手続が終結した場合には、 手続終結決定を受けたことを証する書面(官報公告の写し等)
33	防災活動への貢献の状況等	国、特殊法人等または地方公共団体と締結している 防災協定の写し (加入している社団法人等の団体が国、特殊法人または地方公共団体と防災協定を締結している場合は、 防災協定の写しと当該団体に加盟していることを証する書類) (32 ページ参照)
34	監査の受審状況 (※ 1 or 2 を記載する場合のみ)	会社の登記簿謄本の写し (申請日から 3 ヶ月以内のもの) (33 ページ参照)
35	・公認会計士等の数 ・二級登録経理試験合格者等の数 (※2)	・公認会計士、税理士の資格者証(証明年月日が審査基準日以前のもの) ・公認会計士にあつては、公認会計士法第 28 条の規定による研修、税理士にあつては、所属税理士会が認定する研修の受講を証する書類(写) ・11 ページの 23 に掲げる書類。
		・1級の登録経理試験及び建設業経理事務士の 合格証書(写) (合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者) ・登録経理講習の修了証(写)(1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者) ・11 ページの 23 に掲げる書類。
		・2級の登録経理試験及び建設業経理事務士の 合格証書(写) 等(証明年月日が審査基準日以前のもの) ・登録経理講習の修了証(写)(必要な場合のみ) ・11 ページの 23 に掲げる書類。
36	研究開発の状況	2期分の有価証券報告書(会計監査人設置会社の場合のみ)
37	建設機械の保有状況	・売買契約書(写)又はリース契約書(写) ・特定自主検査記録表(写)、移動式クレーン検査証(写)、自動車検査証(写) (34、35 ページ参照)
38	若年技術職員の育成確保状況	・前回の経営規模等評価申請書(控) ・35歳未満の技術職員の生年月日を確認できる書類 (39 ページ参照)
39	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	・建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者が取得したCPD単位数を証する書類(写) (P61 参照) ・建設技能者の能力評価制度の能力評価基準により評価を受けた者の評価を証する書類(写) (P62 参照) ・審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿等(申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に関する作業員名簿等)(写)

※1 領収証書を紛失した場合は、預金通帳や総勘定元帳等の支払事実が確認できる書類を提示してください。

※2 H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる。

その他の注意点

各提示書類は必要に応じて提示してください。提示書類は、特に指示のない限り原本を持参してください。本要領で「写、写し」と指示しているものについては、原本又は写しいずれを持参しても構いません。なお、申請書の記載内容を確認するため、上記以外の書類の提示を求めています。

IV 申請書類の記入方法

本紙(様式第二十五号の十四)

1. 許可番号等の記入方法

「許可番号」(項番02)、「許可年月日」(項番02)、「許可を受けている建設業」(項番15)は、**申請日現在における申請者の許可の状況により記入してください。**「許可年月日」(項番02)については、許可を受けた年月日が複数ある場合には、最も古いものを記入してください。

「前回の申請時の許可番号」(項番03)は、**許可切れ後に再度新規に許可を取得した場合や、許可換えにより異なる許可行政庁の許可番号を取得した場合などに限り、記入してください。**

「商号又は名称」(項番08、項番09)、「代表者又は個人の氏名」(項番10)、「主たる営業所の所在地」(項番13)、「電話番号」(項番14)に変更があって、許可申請における所定の「変更届出書」が未提出の場合は、申請日までに必ず「変更届出書」を提出してください。

また、「主たる営業所の所在地」(項番13)には、市区町に続く町名街区以下を記入してください。この際、「丁目」、「番」、「号」などは「-」(ハイフン)で記入してください。

2. 審査基準日(項番04)

「審査基準日」(項番04)は、原則として経営規模等評価を申請する日の直前の事業年度の終了の日(決算日)です。なお、法人成や事業継承をした後に新たな決算が未到来の時点で申請する場合は、法人設立日又は新事業主の事業開始日が審査基準日となります。

3. 法人又は個人の別(項番07)

「資本金額又は出資総額」の欄は、申請日時点の資本金額等を記入してください。資本金額等に変更があった場合は、申請日までに変更届を提出してください。(個人事業者は記入不要です。)

「法人番号」の欄は、国税庁から通知された「法人番号指定通知書」に記載されている法人番号(13桁)を記入してください(国税庁HP「国税庁法人番号公表サイト」でも確認可能です。)。なお、個人事業の場合は空白で提出してください。

※ 個人番号(マイナンバー)が記載された申請書は受理しません。

4. 経営規模等評価等対象建設業(項番16)

「経営規模等評価等対象建設業」(項番16)の欄は、**申請日時点で許可を受けている業種のうち、経営規模等評価を申請する業種のカラムに「9」を記入してください。**なお、**審査基準日時点で許可を受けていなくても、業種追加等によって申請日時点で許可を受けていれば審査を受けることができます。**

5. 自己資本額(項番17)

「自己資本額」(項番17)については、基準決算又は2期平均(基準決算と前期決算との平均)のいずれかを選択することができます。

「基準決算」を選択した場合は、基準決算における「純資産の部」の合計額を「自己資本額」のカラムに記入してください。「2期平均」を選択した場合には、カラム右に「基準決算」及び「直前の審査基準日」における純資産合計の額を記入し、その平均額を千円未満切り捨てにより「自己資本額」のカラムに記入してください。また、カラムは右詰めで記入し、マイナスであれば数字の先頭に「-」を記入してください。

6. 利益額(項番18)

「利益額」(項番18)は、「営業利益」に「減価償却実施額」を加算した額で、**全ての申請者に対して2期平均が適用されます。**まず、カラム右下の欄の全てについて金額(千円未満切り捨て)を記入したうえで、それらの合計額を2で割った数値(千円未満切り捨て)を項番18のカラムに記入してください。

なお、カラム右下の「審査対象事業年度」及び「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」における「減価償却実施額」及び「営業利益」の金額は、原則として「経営状況分析結果通知書」の下部に記載された「参考値」をそのまま転記してください。

ただし、決算期変更、合併、事業譲渡、会社分割等により12か月に満たない決算期間がある場合は、「利益額計算表」により按分計算を行い、審査基準日から遡って24ヶ月分(=12か月×2期分)の「営業利益」及び「減価償却実施額」に振替える必要があります。この計算方法は完成工事高の場合と同じです。「12か月に満たない事業年度を含む場合の完成工事高の記入について」の説明を参照の上、記入してください。

経営状況分析結果通知書

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日 令和 年 月 日

殿 登録経営状況分析機関代表者

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実に相違ありません。

注) 「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 ー 号
審査基準日 令和 年 月 日
電話番号 ー ー
処理の区分

ここから転記する！

7 1 1 4 総資本（前期） 5 10 営業キャッシュフロー（前期） 17 20 25

参考値 営業利益（当期） 8 5 9 9 営業利益（前期） 7 4 9 1

減価償却実施額（当期） 4 7 6 3 減価償却実施額（前期） 3 4 0 3

利益額（2期平均） 1 8 3 5 1 2 1 2 8 (千円) 利益額（利払前税引前償却前利益） = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度				審査対象事業年度の前審査対象事業年度			
営業利益			8599	(千円)	営業利益		7491
減価償却実施額			4763	(千円)	減価償却実施額		3403

「経営状況分析結果通知書」は、提出書類になっておりますので、審査会場に必ず持参してください。審査当日に持参できない場合には、補正扱いとし、次回以降に審査を受け直していただきます。

※経営状況分析は余裕を持って早めに申請してください。

「利益額」(項番18)のカラム右下欄に記入できる「営業利益」及び「減価償却実施額」は次表のとおりです。

法人の場合	営業利益	損益計算書(規則別記様式第16号)の営業利益(または営業損失)
	減価償却実施額	以下に掲げる金額の合計額。ただし、16(4)、(6)、(7)、(8)については、減価償却費として処理されている場合のみ計上可能。 ○法人税確定申告書別表16(1)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「35」の欄) ○法人税確定申告書別表16(2)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「39」の欄) ○法人税確定申告書別表16(4)「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「31」の欄) ○法人税確定申告書別表16(6)「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「7」及び「16」の欄) ○法人税確定申告書別表16(7)「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」の当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額(「8」の欄) ○法人税確定申告書別表16(8)「一括償却資産の損金算入に関する明細書」の当期損金算入額(「5」の欄)
個人の場合	営業利益	損益計算書(規則別記様式第19号)の営業利益(または営業損失)
	減価償却実施額	【青色申告の場合】 ○所得税青色申告決算書(一般用)の「損益計算書」における減価償却費(「18」の欄)及び「製造原価の計算」における減価償却費(「11」の欄)又は「減価償却費の計算」における「本年分の必要経費算入額」 【白色申告の場合】 ○白色申告収支内訳書(一般用)の損益計算書における減価償却費(「13」の欄)又は「減価償却費の計算」における「本年分の必要経費算入額」

7. 「自己資本額」及び「利益額」に関する審査

「自己資本額」及び「利益額」の確定については、適切な財務諸表が作成されていることが前提となります。そのために、審査の場において財務諸表における下記の事項を確認します。下記の項目について、**不適当な会計処理が判明した場合には、補正扱いとし、決算終了後の変更届出書(建設業財務諸表を含む)の修正や経営状況分析の受け直しを指示することがありますのでご注意ください。**

項目	確認内容
①仮払税金 (計上不可)	還付されない納付済みの法人税、住民税、事業税、地方法人税、地方法人特別税が「仮払税金」等として貸借対照表の流動資産に計上されていないこと。
②未払法人税等	法人税、住民税、事業税、地方法人特別税の未納税額及び当期事業年度に係る中間申告(予定申告)及び過年度の修正申告に係る未納税額が計上されていること。
③当期純利益	法人税確定申告書別表4①に記載されている「当期利益又は当期欠損の総額」と、決算書の損益計算書における当期純利益が一致していること。

8. 技術職員数(項番19)

「技術職員数」(項番19)は、「技術職員名簿」(別紙二)に記載した人数を記入してください。

別紙一(工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高)

1. 計算基準の選択について

工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高は、計算基準について2年平均(審査基準日の直前2年間の平均)か3年平均(審査基準日の直前3年間の平均)のいずれかを選択してください。ただし、計算基準は、全ての工事種類について同一の計算基準とし、また、完成工事高と元請完成工事高で異なる計算基準を選択することはできません。

「計算基準の区分」の欄には**2年平均**を選択した場合には「1」を、**3年平均**を選択した場合には「2」を記入してください。

2. 「事業年度」の設定について

「審査対象事業年度」(項番31)の欄には、審査基準日から遡って2年(24か月)又は3年(36か月)を満たすまでの期間について、審査対象事業年度(審査基準日の属する事業年度)を右側に、前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度を左側に記入してください。ただし、**決算日の変更等により12か月に満たない会計期間がある場合には、12か月に換算して記入してください。**

3. 「業種コード」(項番32)及び「工事の種類」の記入方法(p79.2を参照)

「業種コード」(項番32)及び「工事の種類」には、審査対象となる全ての業種を記入してください。また、業種コードは小さい順で記入してください。なお、「業種コード」は、コード表から該当するものを選択し、正確に記入してください。**正確に記入しないと正しい評点が計算されませんので注意してください。**

また、次表の3業種を申請する場合は、それぞれの**内訳工事を必ず記入してください。内訳工事の実績がない場合であっても、それぞれの内訳工事に「0」を記入してください。**

申請業種	内訳工事
土木一式工事(コード「010」)	プレストレストコンクリート構造物工事(コード「011」)
とび・土工・コンクリート工事(コード「050」)	法面処理工事(コード「051」)
鋼構造物工事(コード「110」)	鋼橋上部工事(コード「111」)

※コード「011」、「051」及び「111」の完成工事高は、内訳工事のため完成工事高合計に算入しません。

4. 「完成工事高」及び「元請完成工事高」の記入方法

「完成工事高」及び「元請完成工事高」には、「審査対象事業年度」の金額を別紙一の右半分に、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」又は「前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の金額を別紙一の左半分に記入してください。ただし、**決算変更等12か月に満たない決算期間がある場合は、按分計算により審査基準日から遡って24ヶ月分(=12か月×2期分)又は、36ヶ月分(=12か月×3期分)の完成工事高及び元請完成工事高に振替えてください。**

なお、3年平均を選択した場合は、「前審査対象事業年度」及び「前々審査対象事業年度」の各工事高をカラム下の「完成工事高計算表」及び「元請完成工事高計算表」に記入し、その合計を2で除した数値(千円未満は切り捨て)をカラムに記入してください。審査対象の業種(内訳工事を含む)は、実績の有無に関わらず全て記入してください。なお、実績がない場合には「0」を記入してください。

共同企業体(JV)として施行した工事の完成工事高及び元請完成工事高は、出資比率に応じて按分した金額を計上してください。

5. 金額の表記について

カラムに記入すべき金額は、消費税抜きの金額(消費税の免税業者は消費税込みの金額)とし、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社については、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます。この場合は、□.□□□1,234,000のように、百万円未満の単位に該当するカラムには「0」を記入してください。

「完成工事高」、「元請完成工事高」に記入する金額は、決算終了後に提出する変更届出書の「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)」と必ず一致するようにしてください。

なお、消費税簡易課税制度(消費税法第37条第1項、消費税法施行規則第17条第1項)を適用している事業者についても、組替表を用いて消費税抜きの処理をし、消費税抜きの金額により表記してください。

6. 建設工事の請負以外のものについて

以下のものは、建設工事の請負に該当しませんので、「完成工事高」及び「元請完成工事高」に計上することはできません。これらはすべて「兼業売上」として計上してください。完成工事高に建設工事の請負以外のものが計上されていた場合、決算終了後の変更届の修正や経営状況分析の再申請の他、建設業法第27条の26第4項に基づき、所要の報告又は資料の提出を求めることがあります。

保守点検、維持管理、除草、草刈、伐採、除雪、融雪剤散布、測量、地質調査、樹木の剪定、庭木の管理、造林、採石、調査目的のボーリング、施肥等の造園管理業務、造船、機械器具製造・修理、建設機械の賃貸、宅地建物取引、建売住宅の販売、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃、コンサルタント、設計、リース、資材の販売、機械・資材の運搬、保守・点検・管理業務等の委託業務、物品販売、清掃、人工出し、自社の社屋の工事、解体工事で生じた金属等の売却収入、JVの構成員である場合のそのJVからの下請工事（自己契約）

7. 「土木一式工事」及び「建築一式工事」について

「土木一式工事」及び「建築一式工事」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（①施工計画の総合的な企画、②工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、③工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理、④下請負人間の施工の調整、⑤下請負人に対する技術指導、監督等）のもとに土木工作物や建築物を建設する工事です。従って、一式工事とは、元請業者が行う工事全体に係るマネジメント業務や施工であって、本来であれば「とび・土工工事」や「大工工事」などに分類される専門工事を、「土木一式工事」や「建築一式工事」として計上することはできません。（※建築一式工事は、原則として、建築確認を必要とする新築及び増築工事に限ります。）

また、下請工事は、本来であれば専門工事であるので、原則として「土木一式工事」及び「建築一式工事」に含めることはできません。一式工事としての判断が曖昧な場合には、①請負契約書、②工事施工台帳、③施工体系図等を審査員に提示し、協議してください。提示のない場合には、一式工事として認められないため、その他の専門工事に振り分けてください。

8. 特例計算

許可を受けている業種については、次表の区分に従って「完成工事高」及び「元請完成工事高」を振替えることができます。これを「特例計算」と呼びます。特例計算を行なった場合は、審査対象事業年度の「完成工事高」及び「元請完成工事高」のカラムの下余白にその内訳を明記してください（申請書記載例参照）。ただし、カラムの下余白に収まらない場合には、別記様式第1号「工事種類別完成工事高付表」を使用して明記してください。なお、特例計算を行うためには、振替元、振替先双方の業種について建設業の許可を有している必要があります。また、振替元の業種については審査対象業種として申請できません。

また、前回の経営事項審査で特例計算を行った場合、前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度については、前回の経営事項審査に対して振替えの選択を変更することはできません。

一式工事	土木一式	←	とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設、解体
	建築一式	←	大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、解体
専門工事	とび・土工	↔	石、舗装、造園、さく井、解体
	管	↔	熱絶縁
	板金	↔	屋根

●矢印の方向に向かって振替えができます。

9. 1つの工事請負契約に複数の種類の工事が含まれる場合

1つの工事請負契約に係る完成工事高を、分割または重複して異なる種類の完成工事高に計上することはできません。1つの工事請負契約について複数の種類の工事を行う場合には、原則的に発注者がどの種類の工事の完成を目的として工事を発注したかを考慮のうえ、1つの工事種類に一括した金額で工事経歴書に記載し完成工事高に計上してください。

10. 「その他の工事」欄及び合計欄について

「その他の工事」(項番33)の欄は、審査対象業種以外の建設業に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入してください(審査対象業種以外の許可業種及び許可を受けていない建設業の業種の合計額)。

「その他工事」(項番33)は別紙一の最終ページに記入してください。

「合計」(項番34)の欄は、完成工事高及び元請完成工事高(内訳工事を除く)の合計額(円単位で集計し、千円未満を切り捨てた金額)を記入してください。審査対象事業年度の完成工事高合計は、決算終了後に提出する変更届出書の「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)」の合計欄及び「損益計算書(様式第16号)」の完成工事高と一致させてください。

なお、項番32及び項番33で記入する完成工事高及び元請完成工事高は、いずれも千円未満切り捨てであるため、これらの合計の数値が項番34で記入する合計額と端数により一致しなくても構いません。

「合計」(項番34)については別紙一の最終ページに記入してください。

11. 契約後 VE について

契約後 VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式)に係る完成工事高がある場合は、減額変更前の契約額で評価を行ないますので、その有無について記入してください(帳票が複数にわたる場合は、それぞれの帳票に記入してください)。

12. 審査における完成工事高の確認について

完成工事高の合計(項番34)については、総勘定元帳の完成工事高の合計額と一致していることを確認します。兼業売上(完成工事高以外の売上高)がある場合には、総勘定元帳において完成工事高と兼業売上を振り分けて計上してください。

また、審査では、完成工事高の水増し防止の観点から、消費税確定申告書に記載された課税標準額①が売上高(完成工事高に兼業事業売上高を加算したもの)よりも大きい金額であることを確認しています。売上高が課税標準額を上回る場合には、理由を確認し、追加の確認書類の提示を求めることがありますので御注意ください。

13. 書面による請負契約の締結について

工事を受注する際には、請負契約書(又は注文書及び請書)の作成が必要となります。

○建設工事の請負契約の原則(建設業法第18条)

建設工事の請負契約の当事者(注文者及び請負人)は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければなりません。

○建設工事の請負契約の内容(建設業法第19条)

建設工事の請負契約の当事者(注文者及び請負人)は、契約の締結に際して以下に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。また、契約の内容を変更する場合も、同様にその変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

①工事内容

②請負代金の額

③工事着工の時期及び工事完成の時期

④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

⑤請負代金の前金払又は出来高払いの時期及び方法

⑥設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の中止の場合の工期の変更、請負代金の変更、損害の負担及びこれらの額の算定方法に関する定め

⑦天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑧価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑨工事の施工による第三者への損害賠償の負担に関する定め

⑩注文者からの資材提供又は機械貸与の内容及び方法に関する定め

⑪工事の完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

⑫工事の完成後における請負代金の支払時期及び方法

⑬工事の目的物を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定め

⑭履行の遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金

⑮契約に関する紛争の解決方法

12 か月に満たない事業年度を含む場合の完成工事高の記入について

経営規模等評価では、決算期間が12か月未満である場合、12か月の事業年度に換算して審査します。なお、換算には別紙の「工事種類別完成工事高計算表」及び「工事種類別元請完成工事高計算表」を使用し、申請書とともに提出してください(正本・副本各1部)。

(事例1)

6月決算から3月決算に変更した場合(3年平均を選択)

(12 か月) 28.6.30	(12 か月) 29.6.30	(12 か月) 30.6.30	(9 か月) 1.6.30	審査基準日 2.3.31
	前々審査対象事業年度	前審査対象事業年度	審査対象事業年度	

審査対象事業年度	31 年 4 月～2 年 3 月	12 か月
前審査対象事業年度	30 年 4 月～31 年 3 月	12 か月
前々審査対象事業年度	29 年 4 月～30 年 3 月	12 か月

基準決算	1 年 7 月～2 年 3 月	9 か月	236,000 千円
基準決算の前期	30 年 7 月～1 年 6 月	12 か月	188,432 千円
基準決算の前々期	29 年 7 月～30 年 6 月	12 か月	434,704 千円
基準決算の前々々期	28 年 7 月～29 年 6 月	12 か月	449,408 千円

「工事種類別(元請)完成工事高計算表」

基準決算	$236,000 \times 9 / 9$	236,000	審査対象事業年度 $236,000 + 47,108 = 283,108$
基準決算の前期	$188,432 \times 3 / 12$	47,108	
基準決算の前期	$188,432 \times 9 / 12$	141,324	前審査対象事業年度
基準決算の前々期	$434,704 \times 3 / 12$	108,676	$141,324 + 108,676 = 250,000$
基準決算の前々期	$434,704 \times 9 / 12$	326,028	前々審査対象事業年度
基準決算の前々々期	$449,408 \times 3 / 12$	112,352	$326,028 + 112,352 = 438,380$

「工事種類別(元請)完成工事高(別紙1)」

	前審査対象事業年度	審査対象事業年度
項番31	自 2904 至 3103	自 3104 至 0203
前審査対象事業年度	30 年 4 月～31 年 3 月	
前々審査対象事業年度	29 年 4 月～30 年 3 月	
項番32	344,190 千円	283,108 千円
前審査対象事業年度	250,000	
前々審査対象事業年度	438,380	

(事例2)

令和2年4月1日に新規設立した法人が、決算未到来のうちに申請する場合

		審査基準日 2.4.1
前審査対象事業年度	審査対象事業年度	

審査対象事業年度	0 か月	0 千円
前審査対象事業年度	0 か月	0 千円

「工事種類別(元請)完成工事高(20002 帳票)」

	前審査対象事業年度	審査対象事業年度
項番31	自 0000 至 0000	自 0204 至 0000
項番32	0 千円	0 千円

(事例3)

令和2年4月1日に新規設立した法人が、決算到来後に初めて申請する場合(9月決算)

	2.4.1	審査基準日 2.9.30
前審査対象事業年度	審査対象事業年度	

審査対象事業年度	6 か月	60,000 千円
前審査対象事業年度	0 か月	0 千円

「工事種類別(元請)完成工事高(20002 帳票)」

	前審査対象事業年度	審査対象事業年度
項番31	自 0000 至 0000	自 0204 至 0209
項番32	0 千円	60,000 千円

(事例4)

令和元年7月16日に法人成し(個人から法人への営業の同一性を失うことなく組織変更し、引き続き営業を行なうこと)、翌年3月末に決算が終了した後申請する場合(2年平均を選択)

(12 か月) 29.12.31	(7 か月) 30.12.31	(9 か月) 1.7.15	審査基準日 2.3.31
前審査対象事業年度	審査対象事業年度		

審査対象事業年度	31 年 4 月～2 年 3 月	12 か月
前審査対象事業年度	30 年 4 月～31 年 3 月	12 か月

基準決算	1年7月～2 年 3 月	9 か月	60,000 千円
基準決算の前期	31 年1月～1 年7月	7 か月	70,000 千円
基準決算の前々期	30 年1月～30 年 12 月	12 か月	120,000 千円

「工事種類別(元請)完成工事高計算表」

基準決算	$60,000 \times 9 / 9$	60,000	審査対象事業年度
基準決算の前期	$70,000 \times 3 / 7$	30,000	60,000 + 30,000 = 90,000
基準決算の前期	$70,000 \times 4 / 7$	40,000	前審査対象事業年度
基準決算の前々期	$120,000 \times 8 / 12$	80,000	40,000 + 80,000 = 120,000

「工事種類別(元請)完成工事高(別紙1)」

	前審査対象事業年度	審査対象事業年度
項番31	自 3004 至 3103	自 3104 至 0203
項番32	120,000 千円	90,000 千円

※ 事業継承の場合も、この方法に準じて扱います。ただし、毎年定期に経営規模等評価を受けている場合は、法人成又は事業継承を行った後、すみやかに経営規模等評価を受ける必要があります。決算の到来を待たず、法人設立日又は事業継承日を審査基準日として申請してください。

※ 法人設立日の属する月(当該事例では、7月)のような1ヶ月に満たない月についても、1ヶ月として換算します。

(事例5)

令和2年4月1日に法人成し(個人から法人への営業の同一性を失うことなく組織変更し、引き続き営業を行なうこと)、決算未到来のうちに申請する場合(2年平均を選択)

(12 か月)	(12 か月)	(3 か月)	審査基準日
29.12.31	30.12.31	1.12.31	2.4.1
前審査対象事業年度		審査対象事業年度	

審査対象事業年度	31 年 4 月～2 年 3 月	12 か月
前審査対象事業年度	30 年 4 月～31 年 3 月	12 か月

基準決算	2 年1月～2 年 3 月	3 か月	80,000 千円
基準決算の前期	31 年1月～1 年 12 月	12 か月	150,000 千円
基準決算の前々期	30 年1月～30 年 12 月	12 か月	160,000 千円

「工事種類別(元請)完成工事高計算表」

基準決算	$80,000 \times 3 / 3$	80,000	審査対象事業年度
基準決算の前期	$150,000 \times 9 / 12$	112,500	80,000 + 112,500 = 192,500
基準決算の前期	$150,000 \times 3 / 12$	37,500	前審査対象事業年度
基準決算の前々期	$160,000 \times 9 / 12$	120,000	37,500 + 120,000 = 157,500

「工事種類別(元請)完成工事高(別紙1)」

	前審査対象事業年度	審査対象事業年度
項番31	自 3004 至 3103	自 3104 至 0203
項番32	157,500 千円	192,500 千円

別紙二(技術職員名簿)

1. 技術職員名簿に記載できる職員の要件について

(1) 資格等

「技術職員名簿」(別紙二)は、許可を受けた建設業に従事する技術職員で**審査基準日から遡って6ヶ月超の連続する期間において在籍している者**を記載することができます(事務職員や不動産事業部門などの兼業部門を専門とする職員は記載できません。)

ここで、許可を受けた建設業に従事する技術職員とは、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者又は**建設業法施行令第28条第1号又は第2号に掲げる者又は建設技能者の能力評価制度に関する告示第三条第二項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により評価が最上位の区分及び最上位に次ぐ区分に該当する者に限ります**(表1参照)。

なお、技術者の保有する資格等を確認するため、表1の「提示書類」(写し可)を審査会場に必ず持参してください。持参されない場合には加算対象と致しませんのでご注意ください。

ただし、昨年度以前の経営規模等評価申請書(控)に記載されている資格については、既に提示を確認しているため、有効期限に関する記載がある資格者証等を除き、再度の提示は不要です。

(2) 対象者

「技術職員名簿」に記載できる職員は、**雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)**であって、建設業に従事する者に限ります。

ここで、常時雇用又は常勤とは、事業所の所定勤務日を継続して勤務している者を指し、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることを原則とします。パート、アルバイトなど、臨時的に雇用されている者や法人の監査役、会計監査人、会計参与、非常勤役員は技術職員名簿に記載することができません。

なお、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に基づく**継続雇用制度(※)**の対象者は、雇用期間が限定されていても評価対象に含めます。この場合、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」を提出してください(常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の提示が必要となります。)

※ 現に雇用している高年齢者(65歳以下のものに限る。)が希望するとき、当該高年齢者をその定年(65歳以下のものに限る。)後も引き続いて雇用する制度です。なお、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定める場合には、労使協定が必要となります。

(3) 審査基準

技術職員名簿に記載できる技術職員については、**雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険」という。)に審査基準日時点で加入していることを原則とします。**社会保険に加入義務があるにもかかわらず加入していない職員がいる場合には、項番 41「雇用保険加入の有無」、項番 42「健康保険加入の有無」及び項番 43「厚生年金保険加入の有無」の審査項目に関し、該当項目を無として取り扱います。

審査では、①次のA及びBの提示書類により社会保険等の加入を確認し、さらに、②A又はBの提示書類の保険適用年月日又は資格取得年月日等により、審査基準日から遡って6ヶ月超の雇用期間があることを確認します。

	提示書類	備考
A	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し又は雇用保険被保険者証(公共職業安定所長発行のもの)の写し ※ 役員、同居の親族等加入義務の無い者の分の提示は不要です。	左記書類の代わりに、公共職業安定所で事業所別被保険者台帳照会(審査基準日以降に照会したもの)により交付される台帳の写しでも可(※)
B	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(健康保険被保険者証(写)(「記号」「番号」はマスキング(黒塗り)して提出)でも可) ・後期高齢者医療制度対象者は当該被保険者証(写) ・70歳以上75歳未満の建設国保加入者は当該被保険者証(写)	組管掌健康保険に加入の場合は、健康保険組合発行の健康保険被保険者標準報酬決定通知書(写)で決定後の標準報酬月額が記載されているものを提示(健康保険被保険者証(写)でも可)

※1 A又はBの提示書類により、審査基準日から遡って6ヶ月超の雇用期間があることを確認できない場合は、別途その期間を証明できる書類(賃金台帳等)を提示し、上記の雇用期間があることを証明してください

(社会保険適用除外の場合は、※3を参照)。

※2 当該台帳に名前がない技術職員を別紙二「技術職員名簿」に記載する場合は、「雇用保険被保険者資格失確認通知書」等の離職年月日のわかる書類を持参し、審査基準日時点に在籍していたことを証明してください。

※3 適用除外により社会保険に加入していない法人役員及び個人事業者の専従者(※)については、次の場合に該当する場合に限り、審査は可とします。

- ・法人役員であって、審査対象年度の税務申告書の勘定科目内訳書(役員報酬手当等及び人件費の内訳書)において、その者の氏名及び常勤である旨の記載が確認できる場合
- ・個人事業者の専従者であって、審査対象年度の所得税確定申告書に事業専従者として記載されている場合

※ 個人事業主と生計を一にする配偶者やその他の親族で、事業に従事している者

(4) 産休等の取扱い

産休、育児休暇、介護休暇、傷病により一時的に勤務していない技術職員は、当該事業所の社会保険に、審査基準日から遡って6ヶ月超の連続する期間において加入している場合に限り、可とします。この場合、健康保険被保険者証の写し、又は健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しの「資格取得年月日」により雇用期間を確認します。

(5) 出向者について

出向者については、出向先で常勤であり、なおかつ以下の①②の資料を提示できる場合に限り、技術職員名簿に記載することができます。(この場合、出向元の技術職員名簿に記載することはできません。)

① 出向者の氏名及び出向期間が確認できる出向契約書等

② 出向先において給与等の費用負担をしていることが明示できる資料(例えば、出向元の請求書と出向先から出向元への振込等を確認できる資料など)

※①、②とも審査基準日から遡って6ヶ月超の期間を要します。

※在籍出向者については、直接的な雇用関係にあるとはいえないため、工事現場における配置技術者(監理技術者、主任技術者)とすることはできません(平成16年3月1日国総建第315号「監理技術者制度運用マニュアルについて」2-4 監理技術者等の雇用関係)。

(表1) 技術職員の区分と提示書類

技術職員の区分	要件	資格コード	提示書類(写し可)
①一級監理受講者 【6点】	建設業法第15条第2号イ(附則第4条該当も含む)に該当する者で同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講した者(p26の4.参照)	111～154	・合格証明書(免状) (※1) ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
②一級技術者 【5点】	建設業法第15条第2号イ(附則第4条該当も含む)に該当する者で上記①以外の者	111～154	合格証明書(免状) (※1)
③監理技術者 補佐 【4点】	建設業法施行令第28条第1号又は第2号に掲げる者であって一級技術者以外の者	005	資格を証する書類 (※2)
④登録基幹技能者講習修了者 【3点】	建設業法第施行規則第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習(登録基幹技能者講習)を修了した者で上記①②以外の者	064	登録基幹技能者講習修了証
⑤認定能力評価制度においてレベル判定された技能者 【3点】、【2点】	認定能力評価制度(建設キャリアアップシステム)においてレベル4技能者と判定された者 【3点】	704	能力評価(レベル判定)結果通知書(※3)
	認定能力評価制度(建設キャリアアップシステム)においてレベル3技能者と判定された者 【2点】	703	

(次ページに続く)

技術職員の区分	要件	資格コード	提示書類(写し可)
⑥二級技術者 【2点】	建設業法第7条2号ハ(附則第4条該当も含む)に該当する者のうち右記資格コードに該当する者(上記①～③以外の者)	212～239 155～198	合格証明書(免状) (※1)
⑦その他の技術者 (右記の要件に該当する者(表2参照)で上記①～④以外の者) 【1点】	i)建設業法第7条2号イに該当する者	001	卒業証書(卒業証明書)(※4)及び職員名簿(※5)
	建設業法第7条2号ハに該当する者のうち専門学校卒業後実務経験を有する者	099	職員名簿(※5)
	ii)建設業法第7条2号ロに該当する者	002	認定証
	iii)建設業法第15条2号ハに該当する者	003	認定証
	iv)建設業法第15条2号ハに該当する者	004	認定証
	v)建設業法第7条2号ハに該当する者のうち右記資格コードに該当する者	256～298 063 061 062	合格証明書(免状)(※1)及び職員名簿(※5) 認定証明書 合格証書(※6)

※1 合格証明書等(卒業証書及び卒業証明書を除く。)の交付年月日は、審査基準日以前のものでなければなりません。また、有効期限に関する記載がある場合は、審査基準日時点で有効であるものがが必要です。なお、監理技術者資格者証で資格の確認ができれば、合格証明書等の提示は不要です。

※2 「技術職員名簿」に記載できる「監理技術者を補佐する者として配置可能な一級技士補」は主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者です。

※3 各認定能力評価実施期間のホームページ上から各自出力して持参ください(P92、93 参照)。また、能力評価結果通知書に記載の評価年月日は、審査基準日より前の日付である必要があります。

※4 卒業した学科がわかるもの。卒業した学科が「所定学科(P88、5)」に該当するかどうか不明確な場合には、当該学科における履修内容がわかる資料を併せて持参してください。

※5 技術職員の確認に使用しますので、「職員名簿」(様式集参照)を作成してください(提示を要します。)

※6 合格から5年以上経過した者は、合格証書にあわせて登録証又は更新講習受講証書が必要です。

(表2)その他の技術者の要件

i	大学、高等専門学校又は専門学校(「高等専門士」又は「専門士」を取得した者に限る。)を卒業後3年以上実務経験のある者で在学中に所定学科を修めたもの 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は専門学校の専門課程を卒業後5年以上実務経験のある者で在学中に所定学科を修めたもの
ii	学歴に関係なく、業種に関し10年以上実務経験を有する者
iii	国土交通大臣から建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として認定を受けている者
iv	国土交通大臣から建設業法第15条第2号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者として認定を受けている者
v	法律に基づく資格及び免許若しくは民間の資格を取得後、その業種に必要な実務を経験している者

2.「業種コード」について

技術職員名簿に記載したそれぞれの技術者について、「経営規模等評価等対象建設業」(項番16)で選択した業種の中から2業種までを選択してください。

業種を選択にあたっては、1つの資格から2業種を選択することも、2つの資格で2業種を選択することも可能ですが、2つとも同一の業種を選択することはできません。なお、選択する業種については、審査対象業種(項番16)のすべてを網羅する必要はありません。(技術職員がゼロとなる業種があっても可。)

選択した業種については、【業種コード表(P84.3)】により業種コード番号を記入してください。業種を選択を間違えると加点されませんのでご注意ください。また、申請書類提出後の選択業種の変更は認められませんので、記入に際しては、充分にご注意ください。

なお、保有している資格で加点対象となる業種であれば、実際に当該業種の工事に従事していなくても、選択することは可能です。また、選択した業種に業務が限定されることはありません。

完成工事高及び元請完成工事高において、特例計算を採用した場合には、振替えを行った業種を選択することはできません(例えば、完成工事高及び元請完成工事高で「とび・土工・コンクリート工事」を特例計算により「土木一式」に振り替えている場合、技術職員名簿の業種コードで「とび・土工・コンクリート工事」は選択不可)。

3. 「有資格区分コード」について

「有資格区分コード」の欄には、選択した業種に対応する資格コードを、資格区分コード表から選択し、それぞれ記入してください。コード番号を間違えて記入すると加点されませんのでご注意ください。なお、ひとつの業種に対して加点対象となる複数の資格を有する場合には、点数の最も高い資格コードを記入してください。

なお、実務経験を要する技術職員について、業種コードを2つ記入するためには、それぞれの業種ごとに必要年数以上の実務経験年数(積み上げ年数)があることが要件となります。

例えば、「002」(10年の実務経験者)の場合、記入した業種ごとに10年以上の実務経験が必要となります。ただし、期間は重複することができませんので、最低20年以上必要です。また、実務経験年数の取り扱いについては、完成工事高及び元請完成工事高における特例計算とは関係ありませんので、業種間で経験年数を振り替えることはできません。(例えば「とび・土工・コンクリート工事」の10年の実務経験を、「土木一式」の10年の実務経験として振り替えること)。

【例1】<1つの資格により2つの業種を選択する場合>

「1級土木施工管理技士」(資格コード113)の資格により、「土木一式」(01)及び「舗装」(13)を選択する場合

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
		富士 一郎	昭和40 年 5 月 5 日	55	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	0 0 0 0 5 5 5 5 5 5	

【例2】<2つの資格により2つの業種を選択する場合>

「1級土木施工管理技士」(資格コード113)及び「1級建築施工管理技士」(資格コード120)の資格により、「土木一式」(01)及び「建築一式」(02)を選択する場合

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
		富士 一郎	昭和40 年 5 月 5 日	55	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3	1 2 0	1	0 0 0 0 5 5 5 5 5 5	

【例3】<保有する複数の資格が同一業種に対して加点対象である場合>

「1級電気工事施工管理技士」(資格コード127)及び「第1種電気工事士」(資格コード155)の資格を保有。これらの資格により、「電気」(08)を選択する場合。

※点数は、1級電気工事施工管理技士が5点、第1種電気工事士が2点であるため、点数の高い1級電気工事施工管理技士のみを記載してください。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
		富士 次郎	昭和45 年 6 月 6 日	50	8 2 0 8	1 2 7	1				0 0 0 0 5 5 5 5 5 5	
			年 月 日	8 2								
			年 月 日	8 2	業種コードを重複して選択することはできない							

4. 監理技術者について

(1) 監理技術者講習修了者の加点扱いについて

次の①～③のすべての要件を満たしている場合には、「講習受講」欄に「1」を記入してください。5点に1点を加点し、6点として評価します。それ以外の者は「講習受講」欄に「2」を記入してください。

①建設業法第15条第2号イに該当する者であること(建設業法、建築士法及び技術士法に基づく1級の資格を保有している者)

②審査基準日において有効な監理技術者資格者証の交付を受けている者であること

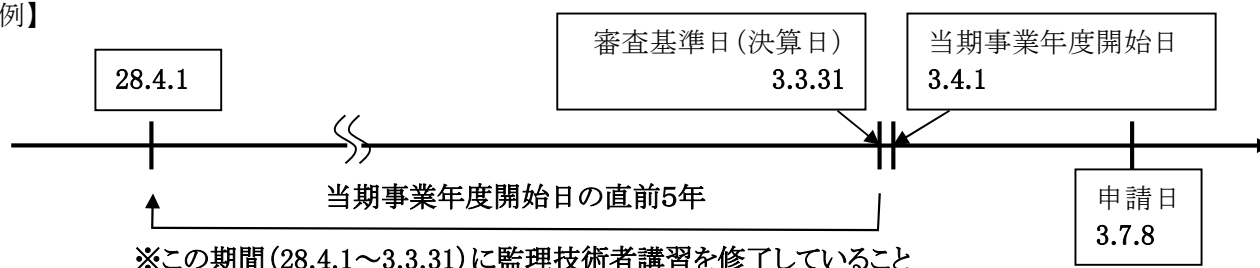
③国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習(建設業法第26条の4から第26条の6まで)を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講した者であること

①～③のすべてに該当する場合(「一級監理受講者」)には、上記①であることの証明となる資格者証等の写しに加えて、監理技術者資格者証(表面・裏面写)及び監理技術者講習修了証(写)を持参してください。

※平成 28 年6月 1 日より監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が統合されました。平成 28 年6月 1 日以降に監理技術者講習修了された方は、監理技術者資格者証(裏面)の「監理技術者修了履歴欄」(写し)も持参してください。

これらの確認書類を持参されない場合には、加点対象となりませんのでご注意ください。

【例】



通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
		富士 一郎	昭和40 年 5 月 5 日	55	8 2 0 1	1 1 3 1	1	1 3 1	1 1 3 1	1	000055555555	

なお、監理技術者資格者証の交付を受けずに、監理技術者講習だけを修了した者は、1点加点の対象となりません。また、現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても1点加点の対象となりません。これらの場合には、「講習受講」欄に「2」を記入してください。

全ての技術職員について監理技術者講習の受講状況(講習を受講した場合には「1」、受講していない場合には「2」)を記入してください。「講習受講」の欄が記入されていない場合には、無(「2」)として取り扱います。

(2) 監理技術者資格者証について

「技術職員名簿」のうち「監理技術者資格者証交付番号」の欄には、「技術職員名簿」に記載した者のうち、審査基準日現在で有効な監理技術者資格者証を交付された者がいる場合に、その交付番号を記入してください。

なお、審査基準日時点で監理技術者資格者証の有効期限(5年)が切れているものや所属建設会社名が書き換えられていない場合には、審査を受ける前までに速やかに手続きを行ってください。手続きの詳細は(一財)建設業技術者センターへお問い合わせください。

○監理技術者資格者証交付機関
(一財)建設業技術者センター
東京都千代田区二番町 3 麹町スクエア4F 電話 03-3514-4711 <https://www.cezaidan.or.jp/>
静岡県支部 〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号サウススポット静岡15F 電話 054-202-3720

5. 登録基幹技能者講習修了者について

建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に基づく国土交通大臣の登録を受けた基幹技能者講習(=「登録基幹技能者講習」)を審査基準日以前に修了している者は、「登録基幹技能者講習修了者」として「技術職員名簿」に記載することができます。

登録基幹技能者講習修了者は有資格区分コードに「064」を記入してください。ただし、「登録基幹技能者講習修了者」(3点)よりも点数の高い資格(例えば「1級土木施工管理技士」(5点)など)を有する場合には、点数の高い方の資格コードを記入してください。

「登録基幹技能者講習」を修了した方には、建設業法施行規則様式第 25 条の8に定める講習修了証が交付されますので、この講習修了証(写)を持参してください。

また、登録基幹技能者講習の内容や申込方法については、実施機関に直接お問い合わせください。

別紙三(その他の審査項目(社会性等))

1. 雇用保険加入の有無(項番41)

雇用保険は政府が管掌する強制保険制度です。雇用保険法第5条(昭和49年法律第116号)により、**労働者を雇用している者はすべて加入を義務付けられており、事業主が従業員を一人でも雇った場合は、原則として強制的に適用されます。**

「雇用保険加入の有無」(項番41)の欄は、雇用保険に加入している場合は「1」を、適用事業所であるにもかかわらず加入していない場合は「2」を記入してください。なお、従業員が1人も雇用されていない事業所、就業者が役員のみ又は役員と同居の親族のみの法人、同居の親族のみの個人事業主で適用が除外される場合は「3」を記入してください。

雇用保険の加入については、審査基準日の属する年度分の労働保険概算確定保険料申告書(控)の写し及び当該申告書に係る領収証書すべての写しにより確認します(※労働保険事務組合に加入している場合には、審査基準日の属する年度分の期別納付額が記入された納入通知書と当該に係るすべての領収証書により確認します。)

○労働保険料の納期限変更等に伴う経営規模等評価に係る雇用保険加入の確認書類の取扱いについて

労働保険事務組合に加入する者の一部について、労働保険料の納期限が平成20年度から変更されたことにともない、審査基準日の属する期の領収証書を審査当日に持参できない可能性があります。この場合、特例として、以下の取扱いとします。

(1) 労働保険事務組合に加入する者で11月の申請者(7月決算)について

第2期の領収証書を審査当日に用意できない場合には、期別納付額が記された納入通知書と第1期の領収証書を提示することにより審査は可とします。

(2) 労働保険事務組合に加入する者で2月の申請者(10月決算)について

第3期の領収証書を審査当日に用意できない場合には、期別納付額が記された納入通知書と第1期及び第2期の領収証書を提示することにより審査は可とします。

(3) 法定外労働災害補償制度加入者のうち労働災害総合保険・準記名式の普通傷害保険に加入している者に対する措置

労働災害総合保険・準記名式の普通傷害保険に加入している場合は保険証券、加入証明書と併せて、審査基準日の属する年度分の労働災害補償保険概算確定保険料申告書控(又は納入通知書)と当該申告書に係る領収証書すべて(いわゆる政府労災)を持参することとなっています。このうち政府労災に係る領収証書については、労働保険料の納期限変更に伴い、(1)及び(2)と同様の取扱いとします。

○労働保険料の納付を口座振替で行っている場合に係る雇用保険加入の確認書類の取扱いについて

平成23年度第3期納付分より口座振替による労働保険料の納付が可能になり、当該納期によっては審査基準日の属する期の領収証書を審査当日に持参できない可能性があります。この場合、特例として以下の取扱いとします。

(1) 労働保険概算確定保険料申告書(控)上部に「口座振替」の印字が確認できる場合

当該申告書(控)の提示により、領収証書の提示を省略できることとします。

(2) 労働保険概算確定保険料申告書(控)上部に「口座振替」の印字が確認できない場合

「労働保険 保険料等口座振替納付書送付(変更)依頼書 兼 口座振替依頼書(口座振替の対象口座を開設している金融機関に提出したもの)」の事業主控の提示により領収証書の提示を省略できることとします。

※ 上記(1)又は(2)の他、当該納期前に送付される口座振替の通知書の提示によっても領収証書の提示を省略できることとします。

※ 保険料の支払いをネットバンキングで行った場合に発行される払込結果のメール文を領収証書と同様の取扱いとします。

※ 上記「雇用保険加入の有無」を証明する書類は、原本又は写しいずれを持参しても構いません。

2. 健康保険加入の有無(項番42)及び厚生年金保険加入の有無(項番43)

健康保険及び厚生年金保険は**法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所は強制適用事業所となります。**

「健康保険加入の有無」(項番42)及び「厚生年金保険加入の有無」(項番43)の欄は、健康保険(厚生年金保険)に加入している場合は「1」を、強制適用事業所であるにもかかわらず加入していない場合には「2」を、個人事業主で従業員が常時5人未満であるため健康保険(厚生年金保険)の適用が除外される場合は「3」を

記入してください。

健康保険及び厚生年金保険の加入については、審査基準日の属する月を納付目的年月とする健康保険及び厚生年金保険の保険料領収済額通知書または領収証書(写)により確認します。

また、健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等のいわゆる建設国保に加入している場合は、健康保険については「適用除外」としてください。

※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」については、加入義務のある者が全て加入していなければ「1 有」となりません。なお、これらの加入は、従業員本人の意思とは関係ありません。

3. 建設業退職金共済制度加入の有無(項番44)

「建設業退職金共済制度加入の有無」(項番44)の欄は、審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約を締結している場合には「1」を、締結していない場合には「2」を記入してください。

建設業退職金共済制度の加入については、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部及び支部が発行する「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」により確認します。(証明日は、審査基準日以降の日付としてください。)

なお、共済契約を締結している場合でも、建設業退職金共済事業加入・履行証明書が発行されない場合には、加入しているとは認められません。

4. 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無(項番45)

「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」(項番45)の欄は、審査基準日において、次の①～⑦のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入してください。次の要件を満たす制度を導入し、指定する提示書類を持参した場合には、加点点評価します。

	要件	提示書類
①	労働協約若しくは就業規則に、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する定めがあること。なお、常時10人以上の労働者を使用する場合(※)には労働基準監督署に届出がされていることが必要です。(労働基準法第89条)	就業規則 (※)労働基準監督署の受付印を確認
②	独立行政法人勤労者退職金共済機構と中小企業退職金共済契約を締結していること。	勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部の発行する加入証明書
③	所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体(商工会議所など)と退職金共済契約を締結していること。	特定退職金共済団体の発行する加入証明書
④	厚生年金基金を設立していること。あるいは、厚生年金基金に加入していること。	審査基準日の属する月の掛金の領収証書
⑤	法人税法に規定する適格退職年金契約を締結していること。 〔※適格退職年金制度は、税法上の適格要件を備えた社外積立の年金制度で、税制上の優遇措置が認められているものです。事業主は生命保険会社、信託銀行と適格退職年金契約を締結し、生命保険会社や信託銀行が払い込まれた保険料、掛金を管理・運用し、退職した職員に年金を給付します。〕	適格退職年金契約書及び協定書
⑥	確定給付企業年金(基金型又は規約型)を導入していること。(確定給付企業年金法第2条第1項) 〔※確定給付企業年金とは、事業主が従業員と年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基本型企业年金及び規約型企业年金をいいます。〕	基金型にあつては企業年金基金の発行する加入証明書、規約型にあつては資産管理運用機関の発行する加入証明書

(次ページに続く)

⑦	確定拠出年金(企業型のみ)を導入していること。(確定拠出年金法第2条第2項) ※確定拠出年金(企業型)とは、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいいます。	確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書
---	--	-------------------------------

注)

- ・ 項番44及び項番45の制度は、それぞれが独立した制度として適用することを前提に、導入されているか否かの判断をします。例えば、建設業退職金共済制度による退職手当について就業規則に定めたとしても項番45において「1」とすることはできません。
- ・ 加入証明書は、いずれも審査基準日以降の証明日であることを要します。

5. 法定外労働災害補償制度加入の有無(項番46)

「法定外労働災害補償制度加入の有無」(項番46)の欄は、審査基準日において法定外労働災害補償制度に加入していれば「1」を、加入していなければ「2」を記入してください。

法定外労働災害補償制度とは、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規定に基づき共済事業を行うもの又は保険会社や公益法人の建設業団体との間で交わされる、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、次の要件をすべて満たさなければなりません。

①	業務災害と通勤災害(出勤中及び退勤中の災害)のいずれも対象とすること。
②	当該給付が、死亡及び労働者災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付、並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。
③	当該給付が、申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること(記名式は不可)。
④	申請者の行なう工事すべて(JV工事、海外工事除く)を対象とし、工事現場単位の契約でないこと。
⑤	労働災害総合保険又は準記名式の普通傷害保険に加入している場合は、政府の労働者災害補償保険に加入していること。ただし、準記名式の場合は被保険者数が充足されていることが必要です。

注)

- ・ 賠償責任保険や生命保険は、法定外労働災害補償制度に該当しません。
- ・ P14、表31、イの書類を持参して下さい。
- ・ 労働災害総合保険又は準記名式の普通傷害保険に団体で加入しているために、保険証券(原本)を持参できない場合には、当該保険会社が発行する加入者証を持参してください。(※加入者証から①～⑤の要件が読み取れる場合には、別途「加入証明書」を持参する必要はありません。)
- ・ 一般社団法人東海電友共済会が実施する共済制度については、以下のとおりの取扱いとします。

○(一社)東海電友共済会が実施する共済制度に対する取扱い (1) 災害補償共済制度 × 災害補償共済制度は記名式であり、上記③に該当しないため、経営規模等評価における法定外労働災害補償制度の加点対象とはなりません。 (2) 東海電友労働災害包括共済 ○ 東海電友労働災害包括共済については、上記の要件を満たすものと判断し、経営規模等評価における法定外労働災害補償制度の加点対象と致しますが、この場合には以下の書類の提示が必要となります。 ・審査基準日において有効な「東海電友労働災害包括共済制度加入証明書」
--

- ・ 提示する保険証券(原本)、加入証明書(原本)は、審査基準日が保険契約期間に含まれるものに限りま
- ・ 提示する労働災害補償保険概算確定保険料申告書控(又は納入通知書)、当該申告に係る領収書は、

原本又は写しどちらでも構いません。

6. 営業年数(項番47)

「営業年数」(項番47)の欄は、建設業法に基づく建設業の許可又は登録を受けたときから起算し、審査基準日までの満年数(休業等の期間を除く)を記入してください(1年未満の端数は切り捨て)。また、初めて許可又は登録を受けた年月日をカラム右の表に記入してください。

営業休止の期間又は許可切れの期間がある場合、カラム右の表に明記し、当該休止期間(又は許可切れ期間)を営業年数から控除して記載してください。

営業の同一性を失うことなく組織変更を行なった沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、組織変更前の許可(登録)又は譲り受けた許可(登録)が営業年数の起算点となります。これらの沿革についても、カラム右の表に明記してください。

なお、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた時から年数を起算してください。

7. 民事再生法又は会社更生法の適用の有無(項番48)

「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」(項番48)の欄は、民事再生法又は会社更生法の適用を受けていれば「1」を、適用を受けていなければ「2」を記入してください。

「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」については、再生手続又は更正手続開始決定日から再生手続又は更正手続終結決定日までの期間に、審査基準日が含まれるか否かで判断してください。

本項に該当する企業は、再生(更正)期間中は「W2」で一律60点が減点され、再生(更正)期間終了後は、「営業年数」(項番47)はゼロ年から年数計算することとなります。

再生手続又は更正手続が終結した場合には、手続終結決定を受けたことを証する書面(官報公告の写し等)を持参してください。

なお、この措置は平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用します。

8. 防災協定締結の有無(項番49)

「防災協定締結の有無」(項番49)の欄は、審査基準日に国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を直接締結、あるいは加入している社団法人等が締結している場合は「1」を、締結していない場合には「2」を記入してください。

防災協定については、**次表に掲げる書類が提示できない場合には、加点対象になりませんので、御注意ください。**なお、防災協定とは、災害時の建設業者の活動義務について定めたものであり、具体的な活動内容についての制限はなく、建設工事に該当しない活動でも構いません。ただし、防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約でないこととします。

また、静岡県知事許可業者で静岡県交通基盤部と防災協定を締結している社団法人等(静岡県建設業協会、静岡県電業協会等)の加入者は、社団法人等からの構成員名簿提出をもって提示書類を省略することができるため、当該申請者は提示書類を持参する必要はありません。(※静岡県知事許可業者に対する措置であり、大臣許可業者に対する措置ではありません。)

	区分	提示書類
①	申請者が国、地方公共団体等と直接締結している場合	審査基準日において締結が確認できる防災協定書(※協定者双方の印が押印されたものに限る。)の写し
②	申請者が加入している社団法人等が国、地方公共団体等と締結している場合	以下の(1)及び(2)の両方の書類が必要です。 (1)審査基準日において締結が確認できる防災協定書(※協定者双方の印が押印されたものに限る。)の写し (2)審査基準日において当該法人等に加入していることを証明する書類(※加入者名簿では不可)

9. 法令遵守の状況(項番50及び項番51)

「法令遵守の状況」については、審査対象事業年度において、**建設業法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に減点の対象となります。**

審査対象事業年度において、許可行政庁から営業停止処分または指示処分を受けた場合には、「1」を記入してください。なお、営業停止の期間が事業年度を跨ぐ場合には、処分日が属する事業年度において減点とします。

また、**建設業法第41条の規定による指導・勧告や国、県、市町等による入札参加資格の指名停止措置は、本項の対象となりませんので御注意ください。**

10. 監査の受審状況(項番52)

「監査の受審状況」(項番52)は、以下の1～4のうちから該当するものを選択して記入してください(1～3に該当するものがない場合には、「4」(無し)を選択してください。)。なお、1～3に該当する場合には、下記の「提出書類」(1部)を申請書類と併せて提出してください。

番号	内容	要件	提示書類	提出書類
1	会計監査人の設置	会社法に基づく会計監査人を設置している会社に限ります。 ※1	登記簿謄本の写し (申請日から3ヶ月以内のもの) ※3	有価証券報告書(写)又は監査証明書(写) 1部
2	会計参与の設置	会社法に基づく会計参与を設置している会社に限ります。		会計参与報告書(写) 1部
3	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	※2		「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したもの(「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」を含む) 1部
4	無			なし

※1 会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、**無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限り**ます。不適正意見が付されている場合には、該当しません。

※2 「経理処理の適正を確認した旨の書類」を提出できるのは、**自社に所属する経理実務責任者のうち、登録された公認会計士、税理士の研修受講者及び一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、講習を受講した年度の開始の日から5年経過していない者(H28年度以前に一級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる)**(「公認会計士等の数」(項番53)に該当する者)が、審査対象事業年度における決算に対して「**建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目**」に基づき自主監査を行った場合に限り

ます。
なお、監査役や社外の公認会計士、税理士(顧問会計士、顧問税理士を含む)等については、自社に所属する経理実務責任者に該当しませんので、「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成することはできません。

※3 会計監査人設置会社である場合は、その旨及び会計監査人の氏名又は名称が登記されていることを確認します。また、会計参与設置会社である場合は、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び書類等備置場所が登記されていることを確認します。そして、これらの登記されている者が、上記提出書類の作成者等と一致していることを確認します。

なお、申請日時点で登記が抹消されている場合などは、「閉鎖登記簿」又は「審査対象年度に係る株主総会の議事録」で、審査基準日時点まで任期があったことを確認します。

(記載例)

建設業の経理の状況									
監査の受審状況	5	2	3	1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、 3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無					
公認会計士等の数	5	3					1	(人)	「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成できるのは、「公認会計士等の数」(項番53)に該当する者に限ります。
二級登録経理試験合格者の数	5	4					2	(人)	

11. 公認会計士等の数(項番53)、二級登録経理試験合格者等の数(項番54)

「公認会計士等の数」(項番53)には、登録された公認会計士、税理士の研修受講者(研修受講は審査基準日がR3. 4. 1以降)及び一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、講習を受講した年度の開始の日から5年経過していない者(H28年度以前に一級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる)の審査基準日に在籍している者の人数の合計を記入してください。

「二級登録経理試験合格者等の数」(項番54)には、二級登録経理試験の合格者等であって、審査基準日に在籍している二級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、講習を受講した年度の開始の日から5年経過していない者(H28年度以前に二級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる)の人数の合計を記入してください。

なお、「公認会計士等の数」(項番53)及び「二級登録経理試験合格者の数」(項番54)に計上する者の常勤性の確認については、技術職員と同じですので、別紙二(技術職員名簿)の説明を参照してください。ただし、審査基準日に在籍していれば対象となり、6ヶ月超の在籍期間は必要としません。

12. 研究開発の状況(項番55)

「研究開発の状況」(項番55)に金額を計上できるのは、会計監査人設置会社であって、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものであり、なおかつ会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限りです。なお、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入してください。

「研究開発費」(項番55)は、該当する全ての申請者に対して2期平均が適用されます。カラム右下の欄の「審査対象事業年度」及び「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の双方について、規則別記様式第17号の2注記表に記載された研究開発費の金額を記入し、その平均額(千円未満の端数が発生する場合は、切り捨ててください。)を記入してください。

なお、決算変更等により12か月に満たない決算期間がある場合は、審査基準日から遡って24ヶ月分(=12か月×2期分)の「研究開発費」に振替える必要があります。この計算方法は完成工事高の場合と同じです。完成工事高のページを参照の上、記入してください。

13. 建設機械の所有及びリース台数(項番56)

○対象となる建設機械

表1に掲げる建設機械について、自己所有又は審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上のリース契約を締結しており、かつ、定期検査が行われている場合に最大15台まで加点対象となります。

(表1)対象建設機械

名称	範囲	定期検査
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	特定自主検査
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
大型自動車 (大型ダンプ車)	車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの	自動車検査 (車検)
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの	製造時検査、 性能検査

○提出書類

建設機械の保有状況一覧表

(70、71 ページの記載例及び記載要領を参照の上作成し、提出してください。)

○提示書類

審査においては、(表2)と(表3)の書類の両方を確認します。片方の書類だけでは加対象となりません。ただし、大型自動車(大型ダンプ車)で自己所有及び所有権留保の場合は(表3)のみです。

(表2) 自己所有又はリース契約を締結していることの確認書類

区分	提示書類
①自己所有の場合	売買契約書、譲渡証明書(※)、販売証明書等、所有者が確認できる書類(写し可)
②リースの場合	リース契約書の写し(リース契約の期間が審査基準日から将来に渡って1年7か月以上であるものに限る)

※ 購入先の倒産等により譲渡証明書を取得できない場合に限り、固定資産税(償却資産)の申告の際に市町から送付される所有資産の一覧表(対象の建設機械が明記されているもの)や注文請書、領収書でも可とします。(ただし、いずれの場合も建設機械のメーカー名、型式、製造番号等が特定できる場合に限りるものとします。)

注) 審査基準日以前に購入したもの又はリース契約したものに限りです。

リース契約は、申請者がリース会社と直接契約しているものに限りです。また、工事現場単位で一定期間のみ借りている建設機械や、他社と共同所有している建設機械は対象外です。

なお、リース契約の期間が審査基準日から将来に渡って、1年7ヶ月に満たない場合であっても、期間終了時に自動更新となる文言が記載されている契約又は期間終了時に借主が当該建設機械を買い取る条項が記載されている契約は加対象となります。

また、リース契約の期間が審査基準日から将来に渡って、1年7ヶ月に満たなく、なおかつリース契約書に再リースや買取条項が定められていない建設機械(※)についても、建設機械の保有状況一覧表下部の誓約文に記名をし、リース期間満了後も再リース若しくは買取を行い、審査基準日から1年7ヶ月以上の期間使用することを誓約することによって、加対象となります。

※対象となる機械を保有していない場合は、誓約文への記名は不要です。

(表3) 定期検査を行っていることの確認書類

名称	提示書類
①ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー	特定自主検査記録表(写)カタログ等(※1)
②大型自動車(大型ダンプ車)	自動車検査証(車検証)の写し(※2)
③移動式クレーン	移動式クレーン検査証(写)

※1 ①の建設機械について、購入日(又は初回リース開始日)から審査基準日までが1年未満の場合には、「特定自主検査記録表」は不要ですが、**対象機械であることを確認できる書類(カタログ等)**を提示してください。(写し可)

※2 車検証の備考欄で、建設業を届け出、表示番号の指定を受けていることを確認します。

注) 審査基準日において定期検査の有効期限が切れている場合は加対象となりません。①は、検査日が審査基準日から遡って1年以内であること、②及び③は、審査基準日が有効期間内であることを確認します。

【参考】特定自主検査記録表の種類

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会が発行する「特定自主検査記録表」の様式のうち、対象となる建設機械に該当するものは以下のとおりです。

種類	様式番号(※1)
クレーン機能付油圧ショベル	SR-ECC-01、SR-ECC-02
油圧ショベル(クローラ式)	SR-EHC-01、SR-EHC-02、SR-EHC-91、SR-EHC-92
油圧ショベル(ホイール式)	SR-EHW-01、SR-EHW-02
クラムシェルバケット	SR-ES-01 (※2と※4又は※3と※4)
ブル・ドーザー、トラクター・ショベル(クローラ式)	SR-GB-01、SR-GB-02、SR-GB-91、SR-GB-92
トラクター・ショベル(ホイール式)	SR-GL-01、SR-GL-02、SR-GL-91、SR-GL-92
モーターグレーダー	SR-GG-01、SR-GG-02

※1 表2に掲げる様式番号は、あくまでも(公社)建設荷役車両安全技術協会が定める現行の番号であり、表2の「種類」と一致する様式であれば対象となります。

※2 通常共通機体(SR-KB-01&02 又は SR-KB-03&04)とセットとなります。

※3 通常油圧ショベル(SR-EHW-01&02 又は SR-EHC-01&02 (91&92))とセットとなります。

※4 シブ・リーダー・ワイヤロープ(SR-KJ-01)とセットとなります。

*「特定自主検査記録表」の用紙購入については、(公社)建設荷役車両安全技術協会静岡県支部(静岡市葵区御幸町 11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階 TEL054-205-4580)へお問合せください。

【特定自主検査記録表(例)】

【自主検査記録表(例)】

3年間保存

油圧ショベル(クローラ式)
特定自主検査記録表

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の規制を図るための指針に基づく検査実施

証明書
発行日 年 月 日 様式SR-EHC-01-B
証明書
発行No. 標準No.

メーカー名 管理番号 使用者住所
氏名又は名称
型式 性能 機械管理者氏名
製造・
車体番号 アロメーカー h 検査業者登録番号
検査実施場所 検査業者又は事業者
住所・名称
責任者名
検査年月日 年 月 日 検査者
氏名 責任者

区分 No. 検査箇所 検査内容 検査方法 検査結果
合格 不良 補修
内容

1 本体

★ a 騒動性 騒音・振動検査、騒音・手動・ヒーターの騒音 目視、操作、聴診

★ b 回転の状態 アクセルの回転、回転目合 目視、操作、聴診

★ c 排気の状態 アイドリング回転(min⁻¹)、燃焼前高回転(min⁻¹) 回転計

★ d 排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ 目視、操作、聴診

★ e エアリーナー ケースのき裂・変形、破損、シメンの汚れ・損傷、油漏 目視、聴診

★ f 締付 締付ヘッド、マニホールド、付けボルト、ナットの締め レンチ・シム

★ g 弁のき裂 弁のき裂(最大 mm・最小 mm)/付けボルト、ナットの締め シム・レンチ

★ h 圧縮圧力 圧縮圧力 1 2 3 4 5 6 圧縮圧力計

★ i 噴射圧力 噴射圧力 1 2 3 4 5 6 ノズルテスト

★ j 噴霧状態 噴霧状態 1 2 3 4 5 6 目視、ノズルテスト

★ k 過給器 異常振動、異常音、手動・ヒーター油漏れ 目視、聴診

★ l エンジンマウント フラクトのき裂、変形、腐食、防振ゴムの損傷、劣化 目視、聴診

2 潤滑装置

★ 油漏れ、汚れ、油漏れ、★ エレメントの汚れ・損傷 目視

3 燃料装置

★ 燃料漏れ、ホースの損傷、劣化、★ エレメントの汚れ・目詰まり 目視

4 冷却装置

★ 水量、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷、劣化、ファン・クーラー・ポンプ・ベルト(欠け、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等のき裂・変形、変形、取付 目視、聴診、スケール

5 電気装置

★ 充電装置機、バッテリー容量・端子腐食・腐食、配線腐食・損傷 目視、聴診、電圧電圧計

6 スタートポンプ

★ 異常音、異常振動、エアリーナー、油漏れ、タンク内凝水、作動 目視、操作、聴診、圧力計

7

8 起動軸、起動軸

★ 変形、摩耗、腐食、異常発熱、取付、油漏れ 目視、聴診、聴診、探傷器

9 上ローラー、下部ローラー

★ 変形、摩耗、腐食、異常発熱、取付、油漏れ 目視、スケール、探傷器

10 履帯

★ シュー・き裂、変形、摩耗、ボルト・ナット取付、リント、フィッシュ・き裂、摩耗、ボルト・ナット、たわみ、ピン抜け 目視、スケール、探傷器

11 ゴム履帯

★ スチールコード切断・損傷、ゴム(欠け、劣化、摩耗)、心金腐食、たわみ、ゴムパッド(欠け、劣化、摩耗) 目視、スケール

12 履帯調整装置

★ 作動、調整ボルト等のき裂・変形、腐食・摩耗、シリンダー油漏れ 目視、操作、探傷器

13 走行駆動機

★ 異常音、異常発熱、ケースき裂・損傷、取付、油漏れ、汚れ、油漏れ 目視、聴診、聴診

14

15 駆動ブレーキ

★ 作動 目視、操作

16

17 ブーム、アーム、バケット、リント

★ 変形、摩耗、腐食、取付、ピンシール損傷 目視、操作、ノギス

18 フォス

★ 脱落、かた、摩耗 目視、聴診

19 ブレード

★ 変形、摩耗、かた、取付 目視、操作、探傷器

20 フック

★ 変形、摩耗、取付(き裂)、外れ止め機、損傷 目視、操作、ノギス

21

申請者と使用者の住所・氏名が一致していることを確認します。

型式等が売買契約書等と一致していることを確認します。

審査基準日から遡って1年以内に検査を受けていることを確認します。

※使用者住所・氏名、型式、製造・車体番号は、正確に記入してください。契約書等と一致しない場合は、加
対象外となります。

【自動車検査証(例)】

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
車名			乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量		
車台番号	登録年月日／交付年月日が審査基準日以前であること ※保有開始の時期は自己所有又は所有権留保の場合は登録年月日を取得年月日と看做し、リース契約の場合は契約書で確認			幅	高さ	前軸重	前軸重	後軸重	後軸重
型式				燃費	最大積載量 5000kg 以上 又は 車両総重量 8000kg 以上 であること				
所有者の氏名又は名称									
所有者の住所									
使用者の氏名又は名称									
使用者の住所									
使用者の本拠の位置									
有効期間の満了する日	審査基準日が有効期間の満了する日以前であること								
備考欄	備考欄に届け出の事業の種類及び表示番号が記載されていること ※事業の種類が「建」以外のものは対象外								
静岡 建 1234									

※営業用大型ダンプ車両の場合

○新たに申請を行う場合

・営業用ダンプ車の車検証備考欄に（建）表記。

○現に使用している営業用ダンプ車に「(建)」を追記する場合

・当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで（建）表記、及び運輸支局等小印を押印。（次の継続検査で、手書きから印字となる。）

【移動式クレーン検査証(例)】

様式第21号（第59条関係）

「移動式クレーン」以外は対象外

(表面)

第 号	移動式クレーン検査証	
製造検査又は使用検査申請者名及び住所		
設 置 地		
事 業 の 名 称		
種 類 及 び 型 式		
つり上げ荷重	3t以上であること t	
製造検査又は使用検査の刻印番号		
有効期間	検査者印	審査基準日が有効期間内であること
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日	都道府県労働局長 印	

(裏面)

日	付	記	事	欄	検査者印
月	年				
月	年				
月	年				
月	年				
月	年				
月	年				
月	年				
月	年				
月	年				

14. ISO9001の登録の有無(項番57)、ISO14001の登録の有無(項番58)

「ISO9001の登録の有無」(項番57)および「ISO14001の登録の有無」(項番58)は、審査基準日において、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号(ISO9001(品質管理))又は第14001号(ISO14001(環境管理))の規格による登録を受けている場合には「1」を、登録を受けていない場合には「2」を記入してください。登録を受けている場合には、それぞれの登録証の写しを提出してください(付属書や日本語翻訳版がある場合には併せて提出してください)。

審査では以下の事項を要件とします。

- ・登録証に記載された会社名・所在地が申請者と一致すること。
- ・審査基準日が、登録を受けた日から有効期限日までに含まれること。
- ・登録範囲(認証範囲)に建設業の事業内容が含まれること。(施工、管理等、建設工事の内容記載要)

なお、認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所単位での認証となっている場合には、対象となりません。

【登録証の例】



PERRY JOHNSON REGISTRARS, INC.

登録証

ペリージョンソン レジストラーは、下記の組織の品質マネジメントシステムを審査しました。

株式会社

本社 静岡県

(本登録範囲に含まれる事業所については、付属書を参照のこと。)

会社名及び所在地が申請者と一致
することを確認します。

ここに本組織が

ISO 9001:2008

に適合していることを証します。

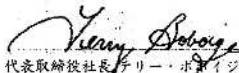
また、本登録の範囲は、以下のとおりとします。

消防施設工事、電気工事、電気通信工事、
管工事の施工及び消防設備点検業務

登録範囲に建設業の事業内容が含
まれていることを確認します。

審査登録機関ペリージョンソンレジストラーは、上記の製品、プロセスまたはサービスを提供している上記住所に所在する組織の上記登録範囲に対し、登録をここに授与する。本登録は、上記規格の審査登録を管理するシステム規定に従い授与され、組織は、その規定を遵守、適合し、審査登録機関の任務を尊重することをここに誓約する。

ペリージョンソンレジストラー



代表取締役社長ペリー・ジョンソン

Perry Johnson Registrars, Inc. (PJRI)
755 West Big Beaver Road, Suite 1340
Troy, Michigan 48064
(248) 358-3388






本登録証の効力は、定期的なサーベイランス審査実施を条件とする。

発効日

2011年7月31日

有効期限

2014年7月30日

登録証番号

C2011-

審査基準日が登録を受けた日から有効期限
までに含まれていることを確認します。

※付属書は省略

15. 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況(項番59及び60)

(1) 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員のうち、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上である場合には「1」を、15%未満である場合には「2」を記入してください。

(2) 新規若年技術職員の育成及び確保の状況

別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、かつ審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の1%以上である場合には「1」を、1%未満である場合には「2」を記入してください。

○別紙二技術職員名簿の「新規掲載者」及び「審査基準日現在の満年齢」の記載について

・新規掲載者については、審査対象年内(当期事業年度開始日の直前1年以内)に技術職員となった者(新たに雇用した者、資格を取得した者、実務経験が所定の年数に達した者)に○を付してください。

・審査基準日現在の満年齢については、年齢計算ニ関スル法律に基づき計算します。35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が、若年者となるのでご注意ください。

(例) 審査基準日が令和3年3月31日の場合、生年月日が昭和61年4月1日以前の者は満35歳以上、昭和61年4月2日以降の者は満35歳未満となる。

○提示書類

項番59又は60のいずれかに該当する場合は、**満35歳未満の技術職員の生年月日**を確認します。提示書類は次のとおりです。

区分	提示書類
社会保険に加入している者	健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書(写)又は健康保険被保険者証(写) (「記号」「番号」はマスキング(黒塗り)して提出)
国家資格等保有者	監理技術者資格者証(写)又は合格証明書(写)等
上記以外の者	国民健康保険被保険者証(写)、運転免許証(写)等

項番60に該当する場合は、前回の経営規模等評価申請書(控)により、新規に技術職員名簿に記載された者であることを確認しますが、前年の経営規模等評価を受けていない場合や事業年度の変更を行った場合等、前年同日を審査基準日とする経営規模等評価申請書(控)を提示できない場合の提示書類は次のとおりです。

区分	提示書類
新たに資格を取得した者	合格証明書(写)等
実務経験が必要年数に達した者	職員名簿
新たに雇用された者	健康保険被保険者証(写) (「記号」「番号」はマスキング(黒塗り)して提出) 、雇用契約書(写)等

16. 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(項番61及び62)

(1) 「CPD取得単位数」については、「技術者数」の欄に記載した者が、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数がある場合に加点して審査します。(CPD取得単位の算出式については、P103、104参照)

技術職員が、審査基準日以前1年間に取得したCPDの単位数をP105「CPD単位数を求めるために必要な団体毎の数値」の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し30を乗じた数を記入する。(小数点以下は切り捨て) ※計上することができるのは、技術職員1名につき、1団体分の単位のみ

「技術者数」の欄には、規則第7条の3第3号に規定する者(登録基幹技能者講習を修了した者)若しくは規則第18条の3第2項第1号に規定する者(建設業許可の専任技術者要件に該当する者)又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者(建設業許可の専任技術者要件に該当する者を除く)を記入します。

C P D取得単位数に計上する者のうち別紙二技術職員名簿に記載のない者は、様式第4号（P61）を提出すること。（技術者については、審査基準日以前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要です。）

- (2) 「技能レベル向上者数」については、審査基準日以前3年の間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった技能者がいる場合に、加点して審査します。（P92、93 参照）

「技能者数」の欄には、審査基準日において在籍する技能者で、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者の数を記入します。（建設工事の施工の管理のみに従事した者は除きます。）

「控除対象者」の欄には、審査基準日以前3年間に能力評価基準により評価が最上位の区分（レベル4）に該当するとされた者の数を記入します。

（技能者については、審査基準日以前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者である事が必要です。）

V 特殊な経営事項審査の取扱い

1. 事業継承、法人成

下記の要件を満たす場合は、完成工事高、利益額、営業年数を引継ぐことができます。事業継承日又は法人設立日を審査基準日として申請してください。

＜事業継承＞

当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

＜法人成＞

当期事業年度開始日から遡って2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

2. 業種追加

経営事項審査を受審した後に新たに「業種追加」により許可を取得し、審査対象業種を追加したい場合には、経営事項審査では建設業の許可と同様な「業種追加」の制度がないため、追加したい業種を含めて審査をすべて受け直していただくことになります。

通常、経営事項審査では、同一の審査基準日に対する審査の受け直しは認めていませんが、この場合に限り特別に認めています。ただし、審査の受け直しであるため、追加したい業種を含めて審査対象業種の全ての業種数に応じた手数料を負担していただくことになります。

なお、既に結果通知を受けた業種に係る内容を変更して申請することは認められません。

審査の受け直しは、通常の日程による審査日に受け付けますが、入札参加資格申請等で緊急を要する場合には、県庁建設業課で受け付けしますので、あらかじめ御連絡ください。

3. 合併、事業譲渡、会社分割

合併、事業譲渡、会社分割を行った場合は、合併期日等を審査基準日として経営事項審査を受けることができます。詳細については、事前に建設業課許可班へご相談ください。

（参考通達）

建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

（平成20年3月10日国総建第309号）

建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

（平成20年3月10日国総建第311号）

建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

（平成20年3月10日国総建第313号）

4. 業種の増減

申請業種を減らした場合、申請しなかった業種の審査対象事業年度より前の完成工事高等は、その他工事の完成工事に計上します。また、申請業種を増やした場合、申請した審査対象事業年度より前の完成工事高は、審査対象事業年度より前のその他工事の完成工事から計上します。審査対象事業年度より前のその他工事の完成工事から計上する際は、前年（前々年）の工事経歴書、契約書等で確認しますので、前年（前々年）の工事経歴書、契約書等をお持ちください。

VI その他

1. ホームページ「建設業のひろば」

建設業許可、経審、入札関係等の最新情報はホームページ「建設業のひろば」をご覧ください。制度改正等があった場合には、ホームページ「建設業のひろば」に掲載します。建設業者あてに個別の通知は致しません。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/>

2. 問い合わせ先

(1) 静岡県知事許可業者に係る経営事項審査に関すること

名称	所在地	連絡先
静岡県交通基盤部建設業課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	TEL 054-221-3058 FAX 054-221-3562 e-mail: kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

※不明な点については、まず、本書やホームページ「建設業のひろば」で確認していただき、なお不明な点がある場合には、電子メール又はファックスでお問い合わせください。

(2) 静岡県知事許可業者に係る経営規模等評価申請の予約に関すること

名称	所在地	電話番号
下田土木事務所 総務課建設業班	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2104
熱海土木事務所 総務課建設業班	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9161
沼津土木事務所 総務課建設業班	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	055-920-2203
富士土木事務所 総務課建設業班	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2458
静岡土木事務所 総務課建設業班	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9308
島田土木事務所 総務課建設業班	〒427-0019 島田市道悦 5-7-1	0547-37-5271
袋井土木事務所 総務課建設業班	〒437-0042 袋井市山名町 2-1	0538-42-3212
浜松土木事務所 総務課建設業班	〒430-0929 浜松市中区中央 1-12-1	053-458-7255

(3) 国土交通大臣許可業者に係る経営事項審査に関すること

名称	所在地	電話番号
国土交通省中部地方整備局 建設産業課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-953-8572

3. 経営規模等評価結果のインターネット公表について

公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正性の確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、「経営事項審査の審査基準の改正について」(平成10年6月18日建設省経建発第188号)に基づき、経営事項審査を受審した建設業者の「経営規模等評価結果・総合評定値」が、(一財)建設業情報管理センターのホームページで公表されています。

<http://www7.ciic.or.jp/>

問合せ先 (一財)建設業情報管理センター本部
東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル7階
電話:03-5565-6191

4. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて

(1) 申請に係る個人情報の利用目的等

静岡県が、経営事項審査申請等により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

ア 経営事項審査申請等の審査事務

イ 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督処分等の事務

(2) 結果に係る個人情報の利用目的等

静岡県が、経営事項審査結果に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

ア 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の13に規定する法人に対する経営事項審査結果の通知(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます)。

イ 経営事項審査結果の公表及び閲覧(公表及び閲覧は、(一財)建設業情報管理センターが実施)

ウ 静岡県個人情報保護条例(平成14年10月条例第58号)第11条第2項の規定による次の利用又は提供
(ア) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

(イ) 静岡県が所掌事務の遂行に必要な限度で内部利用する場合であって、相当の理由があるとき

(ウ) 国、独立行政法人、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合であって、相当の理由があるとき

(エ) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき

(オ) その他提供することについて特別の理由があるとき

5. 技術者配置等に関する法令違反について

経営事項審査で法令違反が発見された場合には、別途、指導又は監督処分を行います。過去に営業停止処分に至った建設業者もありますので、十分に注意してください。

なお、審査では工事経歴書や技術職員名簿等により、以下の法令が遵守されていることを確認します。

- ①公共工事・民間工事、元請工事・下請工事を問わず、公共性のある又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な工事で税込 3,500 万円(建築一式は7,000 万円)以上の建設工事現場の配置技術者(主任技術者または監理技術者)は専任であることが求められ、当該工事の工事期間中は、他の建設工事現場の技術者として配置できません(建設業法第 26 条第3項) (※)。

(「個人住宅」及び「長屋」以外は、原則として「公共性のある」又は「多数の者が利用する」施設もしくは工作物とみなします。)

※ 例外として、監理技術者を補佐する者(主任技術者資格を有する1級技士補)を各現場ごと配置することで、監理技術者が最大2つの現場を兼務することができます。

- ②営業所の専任技術者は、近隣(※)の上記金額未満の建設工事の配置技術者に例外的になることができますが、専任を求められる工事現場への配置技術者(主任技術者または監理技術者)になることはできません。

※「近隣」とは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの

- ③指定7業種(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園)における特定建設工事(下請金額の合計が4,000 万円(建築一式は 6,000 万円)以上の元請工事)では、工事現場における監理技術者の資格要件は、1級国家資格者または国土交通大臣特別認定者に限られます。

- ④一括下請負は原則として禁止されています(建設業法第 22 条)。平成20年11月の建設業法等の改正により、公共工事のほか、民間工事においても「共同住宅を新築する建設工事」については、発注者の書面による承諾がある場合でも、一括下請負が全面的に禁止となりました。

6. 結果通知書を紛失した場合について

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を紛失した際、当該通知書の再発行はできません。

県庁建設業課で保管している「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しに原本確認を付して交付することはできますので、必要な方につきましては以下の方法により手続きを行ってください。

(1) 原本確認願の提出先

静岡県庁交通基盤部建設業課(県庁本館2階) ※郵送による提出も可(返信用封筒を同封のこと)

(2) 手続きに必要な書類

①「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書原本確認願」(様式集に掲載)1部

②「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」副本(建設業課の受付印があるもの)の全頁の写し1部

VII 申請書類の記載例及び記載要領

申請書類を作成する際には、次ページ以降の記載例を参照するほか、記載要領をよく読んでください。
なお、各審査項目の詳細については、「IV 申請書類の記入方法」で説明しています。

記入例

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

令和3年7月10日

不要なものを消すこと

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。

~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~

建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

行政書士による代理申請の場合のみ記載。代理申請人となる行政書士の記名及び職印の押印が必要。

静岡市葵区〇〇町〇丁目〇番〇号

行政書士 行政 太郎

申請代理人

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

不要なものを消すこと

地方整備局長
北海道開発局長
静岡県知事 殿

許可を受けた年月日が複数ある場合は最も古いものを記入

静岡市葵区追手町9番6号

静岡建設株式会社

静岡 太郎

代表取締役

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	15	20

大臣許可は00、静岡県知事許可は22を記入。不要なものは消す。

申請時の番号	02	大臣知事コード	22	国土交通大臣許可（一般）	27	第	012345	号	許可年月日	平成 令和 年 月 日
--------	----	---------	----	--------------	----	---	--------	---	-------	-------------

前回の申請時の許可番号	03	大臣知事コード	00	国土交通大臣知事許可（一般）	00	第	000000	号	許可年月日	平成 年 月 日
-------------	----	---------	----	----------------	----	---	--------	---	-------	----------

審査基準日	04	令和 年 月 日	03	03	31
-------	----	----------	----	----	----

申請等の区分	05	1
--------	----	---

処理の区分	06	00
-------	----	----

法人又は個人の別	07	1	(1. 法人) (2. 個人)	資本金額又は出資総額	20,000	(千円)	法人番号	12345678900000
----------	----	---	--------------------	------------	--------	------	------	----------------

商号又は名称のフリガナ	08	シズオカケンセツ
-------------	----	----------

商号又は名称	09	静岡建設(株)
--------	----	---------

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	シズオカ タロウ
-----------------	----	----------

代表者の氏名	11	静岡 太郎
--------	----	-------

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	22101
-------------------	----	-------

主たる営業所の所在地	13	追手町9-6
------------	----	--------

郵便番号	14	420-8601	電話番号	054-222-1111
------	----	----------	------	--------------

許可を受けている建設業	15	申請時に許可を受けている業種に、一般許可は「1」、特定許可は「2」を記入
-------------	----	--------------------------------------

経営規模等評価対象建設業	16	審査を受ける業種に「9」を記入し、別紙一（工事種類別完成工事高）に全て書き出す。
--------------	----	--

申請者は、「基準決算」と「2期平均」のいずれかを自由に選択できる

申請者 静岡建設株式会社

2期平均を選択した場合にのみ記入(千円未満切捨て)。A及びBには、それぞれの決算期における貸借対照表の「純資産の部」の合計額を記入

項番 1 7 3 5 10 13
自己資本額 1 7 0 0 0 8 6 6 3 5 (千円) 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

・「基準決算」を選択した場合には、審査対象事業年度における貸借対照表の「純資産の部」の合計額を記入。(「経営状況分析結果通知書」の項番7112の自己資本額と一致させる)
・「2期平均」を選択した場合には、AとBを合計した値を2で割った金額を記入(千円未満切捨て)。

基準決算 A 7 6 0 5 2 (千円)
直前の審査基準日 B 9 7 2 1 8 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 13
利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

「経営状況分析結果通知書」の下部に記載された「参考値」から転記する

・すべての申請者に対して「2期平均」が適用される。
・項番18のカラム内には、①～④を合計した額を2で割った金額を記入する(千円未満切捨て)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前期審査対象事業年度
営業利益 ① 8 5 9 9 (千円)	営業利益 ③ 7 4 9 1 (千円)
減価償却実施額 ② 4 7 6 3 (千円)	減価償却実施額 ④ 3 4 0 3 (千円)

技術職員数 1 9 3 5 8 (人)

技術職員名簿に記載した技術職員の数を記入

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 9 9

登録経営状況分析機関の登録番号を右結めで記入。空位のカラムは0で埋める。

経営状況分析を受けた機関の名称

(株)静岡経営状況分析センター

経営状況分析結果通知書は、審査当日に必ず持参

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三

様式第二十五号の十三(第十九条の五関係)

(用紙A4)
1 0 0 0 6

経営状況分析結果通知書

令和 年 月 日

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日 令和 年 月 日

経営規模等評価の再審査の申立を行う者について

審査結果の通
第 号
再審査を求め

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実と相違ありません。

注)「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の11の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行った処理の区分を表示してあります。

許可番号 号
審査基準日 令和 年 月 日
電話番号 ー ー

処理の区分

(中略)

7 1 1 4 総資本(前期) 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

営業キャッシュフロー 17 18 19 20 21 22 23 24 25

参考値 営業利益(当期) ① 8 5 9 9

営業利益(前期) ③ 7 4 9 1

減価償却実施額(当期) ② 4 7 6 3

減価償却実施額(前期) ④ 3 4 0 3

連絡先

所属等 営業第1課

氏名 静岡 次郎

電話番号 054-222-1111

申請内容の質問等に対応できる申請者社内担当者を記入。行政書士による代理申請の場合には、行政書士の連絡先も併せて記入。

ファックス番号 054-222-1112

本紙 記載要領

1 「経営規模等評価申請書

経営規模等評価再審査申立書

総合評定値請求書」、

「建設業法第 27 条の 26 第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。

建設業法第 27 条の 28 の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。

建設業法第 27 条の 29 第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、

「地方整備局長 「国土交通大臣 「般

北海道開発局長、 知事」 及び 特」については、不要のものを消すこと。

知事」

2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者(以下「申請者」という。)の他に申請書又は第 19 条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者(財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。)がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

数字を記入する場合は、例えば 1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば 甲

建設工業 のように左詰めで記入すること。

5 0 2「申請時の許可番号」の欄の「大臣 コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁に知事」

ついて別表(1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば 0 0 1 2 3 4又は 0 1月 0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 0 3「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

7 0 4「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日(別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、 0 2年 0 3月 3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

8 0 5「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

9 0 6「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成 31 年 4 月 1 日から令和2年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和元年 10 月 1 日から令和2年3月31日までの事業年度について申請する場合

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 19 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業(総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業)について18の表の()内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日(以下「直前の審査基準日」という。)の決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。
- 21 「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額(2期平均)」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。
- 22 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

(例1) 計算基準において2年平均を選択した場合

(用紙A 4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高金額は全て消費税抜き、千円単位
で記入(端数切り捨て)

申請者 静岡建設株式会社

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分	
3 1	自 3 1 年 0 4 月 至 0 2 年 0 3 月	自 0 2 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月	1 (1. 2年平均) 2. 3年平均	
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	2枚目以降の用紙には記入しない	2年平均の場合には「1」である。 (※「2」ではない。)	
業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 0 1 0	2 5 0 0 0 0	1 2 1 3 5 7	2 8 3 1 0 8	1 2 3 5 9 8
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	特例計算を行う場合には、内訳を記入する。書き切れない場合には、「工事種類別完成工事高付表」を用いる。	
土木一式 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	土木一式工事 123,598 とび・土工工事 159,510 283,108	
3 2 0 1 1	6 0 0 0	6 0 0 0	1 2 0 0 0	1 2 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	「土木一式工事」を申請する場合は、次の欄に内訳である「プレストレストコンクリート構造物工事」(コード番号011)を必ず記入。同様に「とび・土工・コンクリート工事」の場合は「法面処理工事」(コード番号051)を、「鋼構造物工事」の場合は「鋼構上部工事」(コード番号111)を記入。内訳工事の実績がない場合であっても、それぞれの内訳工事に「0」を記入。	
プレストレスト コンクリート 構造物 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 2 0 2 0	1 8 5 9 1 2	1 8 5 9 1 2	2 2 0 1 2 4	2 2 0 1 2 4
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
建築一式 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 2 0 3 0	1 5 7 3 4 4	1 0 3 2 5 0	1 4 4 0 0 0	1 0 3 4 5 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	1枚で書ききれず、2枚以上に記入する場合には、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙へ記入。	
大工 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象業種(項番16)以外の業種における完成工事高及び元請完成工事高の合計額を記入。	
3 3 その他	5 3 1 8		6 2 0 6	
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	変更届に添付された「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計欄と整合が取れること。	
その他 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 4 合計	5 9 8 5 7 4	4 1 0 5 1 9	6 5 3 4 3 8	4 4 7 1 7 2

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例
必ずどちらかに○を付す。2枚目以降も記入

(1. 有 ②. 無)

一 記載要領

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。

例えば ☐ ☐ ☐ ☐ のように右詰めで記入すること。

- 2 ☐ ☐ 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1)12 か月ごとに決算を完結した場合

(例)令和2年4月 1 日から令和3年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
自令和 02 年 04 月 ～ 至令和 03 年 03 月

(2)6か月ごとに決算を完結した場合

(例)令和2年 10 月 1 日から令和3年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
自令和 02 年 04 月 ～ 至令和 03 年 03 月

(3)商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
自令和 02 年 04 月 ～ 至令和 03 年 03 月

(例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
自令和 02 年 01 月 ～ 至令和 02 年 12 月

(4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例)令和2年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で令和3年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和 02 年 10 月 ～ 至令和 03 年 03 月

(5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例)令和2年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年 3 月 31 日)より前の日(令和2年 11 月 1 日)に申請するとき
自令和 02 年 10 月 ～ 至令和 00 年 00 月

- 3 ☐ ☐ 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

- 4 ☐ ☐ 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、☐ ☐ で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

(用紙A4)
20005

技 術 職 員 名 簿

項番
数 8 1 0 0 1 頁

申請者 静岡建設株式会社

当期事業年度開始日(令和3年4月1日)の直前1年以内に技術職員となった者に○を付す。

審査基準日が令和3年3月31日の場合、生年月日が昭和61年4月1日以前の者は満35歳以上である。

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	静岡 太郎	平成4 年 1 月 1 日	28	8 2 0 1	2 1 4	2					
2		静岡 一郎	昭和61 年 6 月 6 日	33	8 2 0 2	2 3 8	2	0 3	2 3 8	2		
3		清水 俊幸	昭和60 年 12 月 21 日	34	8 2 0 1	2 1 4	2	0 3	2 3 8	2		5
4		沼津 博	昭和60 年 4 月 1 日	35	8 2 0 1	1 1 3	1				0000465983	
5		熱海 明	昭和54 年 7 月 10 日	40	8 2 0 2	7 0 3	2	0 3	0 0 2	2		
6	○	下田 一男	昭和52 年 2 月 22 日	43	8 2 0 1	1 1 3	1	0 2	2 2 1	2	00007596832	10
7		三島 利幸	昭和43 年 8 月 8 日	51	8 2 0 2	0 6 2	2	0 3	0 0 2	2		
8		金谷 明良	昭和30 年 10 月 10 日	64	8 2 0 1	1 1 3	1	0 2	1 2 0	1 0 0		
12					8 2							
13					8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16	① 審査対象業種の中から、業種を1つ選択し、コード番号を記入。審査対象業種以外の業種を選択することはできない。 ② ①で選択した業種に対応する資格等のコード番号を記入。 ③ 1級技術者で監理技術者資格者証を保有し、監理技術者講習を修了した者は「1」を記入。それ以外の者は「2」を記入。 ④ 審査対象業種の中から、①で選択したものとは異なる業種を選択し、コード番号を記入。①と同一の業種を選択することはできない。 ⑤ 1級技術者(111~154)以外の者については、監理技術者講習を受講していても「2」を記入すること ⑥ 審査基準日における監理技術者資格者証交付番号を記入 ⑦ 技術職員が、審査基準日以前1年間に取得したCPDの単位数を、「区4技術力の評点(Z)(10)×CDP単位数を求めるために必要な団体毎の数値」の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し30を乗じた数を記入する。(小数点以下は切り捨て)※計上することができるのは、技術職員1名につき、1団体分の単位のみ。 ⑧ 各技術者ごと計算すること											
17	＜記入上の注意事項＞ ・各々の技術者について、保有する資格によって加対象となる業種であって、なおかつ「経営規模等評価等対象建設業」(項番16)で選択した業種の中から2業種までを選択する。選択した業種に対してのみ加対象される。なお、2つとも同一の業種を選択することはできない。 ・1人の技術者に対して1つの資格から2業種を選択することも、2つの資格から2業種を選択することも可能 ・選択した業種に対応する資格コードをそれぞれ記入する。業種コードや資格コードを間違えて記入すると加対象されない。提出後の訂正は不可。 ・建設業法第15条第2号イに該当する者であって、審査基準日において有効な監理技術者資格者証を保有している者であり、国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講した者は、「講習受講」欄に「1」を記入。それ以外の者は「2」を記入(p26下部「4.監理技術者について」の【例】を参照)。 ・基幹技能者として「技術職員名簿」に記入できるのは、国土交通大臣の登録を受けた基幹技能者講習(=登録基幹技能者講習)を修了した者に限る。 ・審査対象業種に対して加対象とならない技術者については、技術職員名簿に記入しないこと。 ・審査基準日現在の満年齢の計算については、年齢計算二関スル法律に従うため、満年齢が上がるのは誕生日の前日であるので、注意すること。											
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

記載要領

- 1 この名簿は、0 4「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば 1 2のように右詰めで記入すること。
- 3 8 1「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば0 0 3、12枚目であれば0 1 2のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・レンガ・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。
- 10 「CPD単位取得数」は、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を「告示別表第18の左欄」に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。（各技術者ごと計算すること。）

その他の審査項目（社会性等）

申請者 静岡建設株式会社

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

3

1

1

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

従業員が1人もいない場合は「3」を記入。

健康保険加入の有無

3

2

1

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

個人事業者で従業員が4人以下の場合には「3」を記入。

厚生年金保険加入の有無

3

3

1

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無

3

4

1

[1. 有、2. 無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

3

5

1

[1. 有、2. 無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

3

6

1

[1. 有、2. 無]

初めて許可（登録）を受けた日から審査基準日までの期間（休業等の期間は除く）を記入する。（年未満の端数は切捨て）

H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更正手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する（休業等の期間を除く）

建設業の営業継続の状況

営業年数

3

7

4

3

(年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

3

8

2

[1. 有、2. 無]

H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生又は更正手続の終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入する。

初めて許可（登録）を受けた年月日

休業等期間

備考（組織変更等）

昭和

平成

5

2

年

3

月

1

日

年

か

月

平成2年4月1日法人成

再生手続又は更生手続開始決定日

再生計画又は更生計画認可日

再生手続又は更生手続終結決定日

令和

年

月

日

令和

年

月

日

令和

年

月

日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

3

9

1

[1. 有、2. 無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

3

5

0

2

[1. 有、2. 無]

指示処分の有無

3

5

1

2

[1. 有、2. 無]

審査対象事業年度において、建設業法第28条の規定により許可行政庁から営業停止処分または指示処分を受けた場合には、「1」を記入。それ以外の場合には「2」を記入。

建設業の経理の状況

監査の受審状況

3

5

2

4

1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無

公認会計士等の数

3

5

3

0

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

3

5

4

2

(人)

H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月までの間は、引き続き評価対象となる

1～4のうち該当するものを選択

「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成できるのは、「公認会計士等の数」（項番59）に該当する者に限る。

○公認会計士、税理士で国土大臣が指定した研修を受けた者

○一級登録経理試験に合格した者で、合格した翌年度の開始の日から起算して5年を経過していない者

○二級登録経理試験に合格した者で、合格した翌年度の開始の日から起算して5年を経過していない者

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）

3

5

5

0

(千円)

審査対象事業年度

審査対象事業年度の前審査対象事業年度

0

0

(千円)

(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

3

5

6

4

(台)

対象となる建設機械の保有台数を記入。最大15台まで記入可。

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無

3

5

7

2

[1. 有、2. 無]

ISO14001の登録の有無

3

5

8

2

[1. 有、2. 無]

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保

3

5

9

1

[1. 該当、2. 非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保

3

6

0

1

[1. 該当、2. 非該当]

技術職員数（A）

若年技術職員数（B）

若年技術職員の割合（B/A）

8

(人)

3

(人)

37.5

(%)

別紙二に記載した者のうち、35歳未満の者の人数を記入

別紙二の新規掲載者欄に○を付した者のうち、35歳未満の者の人数を記入。

新規若年技術職員数（C）

新規若年技術職員の割合（C/A）

1

(人)

12.5

(%)

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

CPD単位取得数

3

5

6

1

2

0

(単位)

技能レベル向上者数

3

5

6

2

1

(人)

技能者数

3

5

6

2

(人)

制御対象者数

3

5

6

2

0

(人)

別紙二に記載した人数と別紙四号「CPD単位取得数」に記載した人数の合計を記入

別紙二の新規掲載者欄に○を付した者のうち、35歳未満の者の人数を記入。

別紙五号「技術者名簿」に記載した人数と別紙四号「CPD単位取得数」に記載した人数の合計を記入

別紙五号「技能者名簿」に記載された人数を記入

記載要領

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ☐ ☐ ☐ ☐ のように右詰めで記入すること。
- 2 ☐ ☐ ☐ ☐ 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 ☐ ☐ ☐ ☐ 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 ☐ ☐ ☐ ☐ 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 ☐ ☐ ☐ ☐ 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 ☐ ☐ ☐ ☐ 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 ☐ ☐ ☐ ☐ 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 ☐ ☐ ☐ ☐ 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 ☐ ☐ ☐ ☐ 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 ☐ ☐ ☐ ☐ 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 ☐ ☐ ☐ ☐ 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 ☐ ☐ ☐ ☐ 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 ☐ ☐ ☐ ☐ 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号二に該当する者(一級の登録経理講習を受講した者と同等以上

と認められる者に限る。)が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

- 14 ⑤ ③「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 15 ⑤ ④「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者(二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。)の人数の合計を記入すること。
- 16 ⑤ ⑤「研究開発費(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 17 ⑤ ⑥「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第2項に規定する大型自動車(以下単に「大型自動車」という。)のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則(昭和42年運輸省令第86条)第5条第1項に規定する表示番号指定申請書(記載事項に変更があつた場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書)に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。
- 18 ⑤ ⑦「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 19 ⑤ ⑧「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 20 ⑤ ⑨「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 21 ⑥ ⑩「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 22 ⑥ ⑪「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数(ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。)を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者(第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。)の数を記載すること。

- 23 ⑥ ②「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

令和 年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

[illegible]

記載要領

項番 6 1 「C P D 単位取得数」

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者が審査基準日以前1年間にCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

技術職員名簿の記載人数 + 本様式記載の人数 = 項番 6 1 「技術者数」

様式第5号

(用紙A4)

能力評価基準により受けた評価を証
する書面等の写しにより確認
(審査基準日の3年前の日以前に受
けた最新のレベル及び「評価日」に
認定されたレベルがわかるもの)

控除対象者は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4だった者が該当

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
「評価の日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載					
「レベルの向上の有無」の欄には、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載 なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。					
技術職員名簿と同様に常勤性の確認 (ただし技術職員名簿に既に記載のあるものは省略可)					
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

項番 62 の

項番 6 2 の

項番 6 2 の

- この表は、**技能者数** おける許可を受けた建設業に従事する職員**の技能レベル向上者数**に、**控除対象者数**に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

利益額計算表

決算日の変更等により会計期間が12ヶ月に満たないときは、本表を作成してください。

申請者 静岡建設株式会社

	決算期間	月数(月)
① 基準決算	2 年 7 月 ~ 3 年 3 月	9
② 基準決算の前期	1 年 7 月 ~ 2 年 6 月	12
③ 基準決算の前々期	30 年 7 月 ~ 1 年 6 月	12
④ 基準決算の前々々期	年 月 ~ 年 月	
⑤ 基準決算の前々々々期	年 月 ~ 年 月	

千円未満切り捨て

		(千円)					
営業利益	①	6,400	×	9/9	=	6,400	} 審査対象事業年度
	②	8,796	×	3/12	=	2,199	
	②	8,796	×	9/12	=	6,597	
	③	3,576	×	3/12	=	894	
			×	/	=		} 前審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		

		(千円)					
減価償却実施額	①	3,800	×	9/9	=	3,800	} 審査対象事業年度
	②	3,852	×	3/12	=	963	
	②	3,852	×	9/12	=	2,889	
	③	2,056	×	3/12	=	514	
			×	/	=		} 前審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		

利 益 額
(2期平均)

12, 128

工事種類別完成工事高計算表

決算日の変更等により会計期間が12ヶ月に満たないときは、本表を作成してください。

申請者 静岡建設株式会社

	決算期間	月数(月)
① 基準決算	2 年 7 月 ~ 3 年 3 月	9
② 基準決算の前々期	1 年 7 月 ~ 2 年 6 月	12
③ 基準決算の前々々期	30 年 7 月 ~ 1 年 6 月	12
④ 基準決算の前々々々期	29 年 7 月 ~ 30 年 6 月	12
⑤ 基準決算の前々々々々期	年 月 ~ 年 月	

千円未満切り捨て

工事の種類	完成工事高(千円)					
土木一式工事	① 236,000	×	9/9	=	236,000	審査対象事業年度
	② 188,432	×	3/12	=	47,108	283,108
	② 188,432	×	9/12	=	141,324	前審査対象事業年度
	③ 434,704	×	3/12	=	108,676	250,000
	③ 434,704	×	9/12	=	326,028	前々審査対象事業年度
	④ 449,408	×	3/12	=	112,352	438,380
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

※この例では、特例計算により「とび・土工」の工事高が「土木一式」に加算されています。

決算期ごとに番号が対応します。

工事の種類	完成工事高(千円)					
プレストレストコンクリート工事	① 0	×	9/9	=	0	審査対象事業年度
	② 0	×	3/12	=	0	0
	② 0	×	9/12	=	0	前審査対象事業年度
	③ 0	×	3/12	=	0	0
	③ 0	×	9/12	=	0	前々審査対象事業年度
	④ 0	×	3/12	=	0	0
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高(千円)					
建築一式工事	① 170,000	×	9/9	=	170,000	審査対象事業年度
	② 200,496	×	3/12	=	50,124	220,124
	② 200,496	×	9/12	=	150,372	前審査対象事業年度
	③ 142,160	×	3/12	=	35,540	185,912
	③ 142,160	×	9/12	=	106,620	前々審査対象事業年度
	④ 258,440	×	3/12	=	64,610	171,230
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高(千円)					
大工工事	① 102,000	×	9/9	=	102,000	審査対象事業年度
	② 168,000	×	3/12	=	42,000	144,000
	② 168,000	×	9/12	=	126,000	前審査対象事業年度
	③ 125,376	×	3/12	=	31,344	157,344
	③ 125,376	×	9/12	=	94,032	前々審査対象事業年度
	④ 269,752	×	3/12	=	67,438	161,470
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高(千円)					
その他工事	① 4,680	×	9/9	=	4,680	審査対象事業年度
	② 6,104	×	3/12	=	1,526	6,206
	② 6,104	×	9/12	=	4,578	前審査対象事業年度
	③ 2,960	×	3/12	=	740	5,318
	③ 2,960	×	9/12	=	2,220	前々審査対象事業年度
	④ 3,848	×	3/12	=	962	3,182
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事種類別元請完成工事高計算表

決算日の変更等により会計期間が12ヶ月に満たないときは、本表を作成してください。

申請者 静岡建設株式会社

	決算期間	月数(月)
① 基準決算	2 年 7 月 ~ 3 年 3 月	9
② 基準決算の前々期	1 年 7 月 ~ 2 年 6 月	12
③ 基準決算の前々々期	30 年 7 月 ~ 1 年 6 月	12
④ 基準決算の前々々々期	29 年 7 月 ~ 30 年 6 月	12
⑤ 基準決算の前々々々々期	年 月 ~ 年 月	

千円未満切り捨て

工事の種類	完成工事高(千円)					
土木一式工事	① 98,000	×	9/9	=	98,000	審査対象事業年度
	② 102,392	×	3/12	=	25,598	123,598
	② 102,392	×	9/12	=	76,794	前審査対象事業年度
	③ 178,252	×	3/12	=	44,563	121,357
	③ 178,252	×	9/12	=	133,689	前々審査対象事業年度
	④ 345,064	×	3/12	=	86,266	219,955
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

※この例では、特例計算により「とび・土工」の工事高が「土木一式」に加算されています。

決算期ごとに番号が対応します。

工事の種類	完成工事高(千円)					
プレストレストコンクリート工事	① 0	×	9/9	=	0	審査対象事業年度
	② 0	×	3/12	=	0	0
	② 0	×	9/12	=	0	前審査対象事業年度
	③ 0	×	3/12	=	0	0
	③ 0	×	9/12	=	0	前々審査対象事業年度
	④ 0	×	3/12	=	0	0
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高(千円)					
建築一式工事	① 170,000	×	9/9	=	170,000	審査対象事業年度
	② 200,496	×	3/12	=	50,124	220,124
	② 200,496	×	9/12	=	150,372	前審査対象事業年度
	③ 142,160	×	3/12	=	35,540	185,912
	③ 142,160	×	9/12	=	106,620	前々審査対象事業年度
	④ 258,440	×	3/12	=	64,610	171,230
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高(千円)					
大工工事	① 80,000	×	9/9	=	80,000	審査対象事業年度
	② 93,800	×	3/12	=	23,450	103,450
	② 93,800	×	9/12	=	70,350	前審査対象事業年度
	③ 131,600	×	3/12	=	32,900	103,250
	③ 131,600	×	9/12	=	98,700	前々審査対象事業年度
	④ 121,468	×	3/12	=	30,367	129,067
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高(千円)					
その他工事	① 0	×	9/9	=	0	審査対象事業年度
	② 0	×	3/12	=	0	0
	② 0	×	9/12	=	0	前審査対象事業年度
	③ 0	×	3/12	=	0	0
	③ 0	×	9/12	=	0	前々審査対象事業年度
	④ 0	×	3/12	=	0	0
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

【「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」の例】

様式第3号

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

~~地方整備局長~~

令和〇〇年〇〇月〇〇日

~~北海道開発局長~~

静岡県知事 殿

住所 静岡市葵区追手町9番6号

商号又は名称 静岡建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 静岡 太郎

通番	氏 名	生年月日
4	沼津 博	昭和××年××月××日

記載要領

1 「 地方整備局長

北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。

知事」

2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。

3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

【監査証明書の例】

独立監査人の監査報告書

令和×年×月×日

〇〇株式会社 取締役会御中

〇〇 監査法人

公認会計士 〇〇〇〇 印

当監査法人は、会社法第436号第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、〇〇株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

①無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

②限定付適正意見の文例

会社は、……について、……の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば……を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③不適正意見の文例

会社は、……について、……の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば……を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

令和×年×月×日

会計参与報告

〇〇株式会社 会計参与 〇〇〇〇 印

- 1 私と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書(以下「計算関係書類」という。)作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社へ閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること
- 2 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類
〇〇株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類。
- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。

総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等

総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。
- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。
- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役〇〇〇〇氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。

研究開発費の会計処理

有価証券の時価評価の方法

以上

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、**静岡建設株式会社**の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第○期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

＝地方整備局長＝
＝北海道開発局長＝
静岡県知事 殿

「建設業の経理が適正に行われたことに係る
確認項目」を添付して提出してください。

令和×年×月×日

商号又は名称 **静岡建設株式会社**
所属・役職 **経理部長**

氏 名 **駿河 次郎**

以上

建設業に従事する職員のうち、自社に所属する経理実務責任者であって、「経理処理の適正を確認した旨の書類」を提出することができるのは、自社に所属する経理実務責任者のうち登録された公認会計士、税理士の研修受講者及び一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、講習を受講した年度の開始の日から5年経過していない者（H28年度以前に1級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる）（「公認会計士等の数」（項番 53）に該当する者）に限られます。また、これらの者が自ら署名を付した書類を提出してください。

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日: 令和 3 年 3 月 31 日

株式会社〇〇建設

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日 リース開始日	リース期間満了日	検査実施年月日	リース期間自動 更新条項の有無
1	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	△製作所	ZZ-99EFG	123456	バックホウ	自社所有 リース	平成29年10月1日	令和4年9月30日	令和元年9月30日	有・無
2	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	□□建機	YY-0000	9876543	つり上げ荷重16t	自社所有 リース	平成20年9月30日	年 月 日	令和2年1月16日	有・無
3	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	○×自動車	XXX-AAAB	☆☆建1234	最大積載量9,000kg	自社所有 リース	平成23年1月21日	年 月 日	令和2年1月16日	有・無
4	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	△製作所	EX-30	IAC-0123	バックホウ	自社所有 リース	平成28年10月1日	令和3年9月30日	令和2年2月10日	有・無
5	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	△製作所	U-20-3S	S64-00776	バケット容量0.4m³	自社所有 リース	平成28年5月1日	令和3年4月30日	令和2年2月10日	有・無
6	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	△製作所	PC55MR-5	20127	バックホウ	自社所有 リース	平成28年8月1日	令和3年7月31日	令和2年1月20日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無
	ショベル系掘削機・トラクター・ショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有・無

記載されている機械の判断基準

1の機械……リースの残り期間が1年7ヶ月以上有るので OK

5の機械……リースの残り期間が1年7ヶ月ないけれども
再リース又は買取条項が有るので OK

4、6の機械……リースの残り期間が1年7ヶ月無く、再リースの
記載や買取条項等無いので、下記の誓約書で
救済します OK

()内にナンバ―

上記記載の建設機械のうち、No.(4、6)の建設機械は、リース契約書に再リースや買取条項が定められてなく更にリース期間の残りが1年7ヶ月に満たないものです。
この機械につきましてはリース期間満了後も再リース若しくは買取を行い、審査基準日から1年7ヶ月以上の期間使用することを誓約いたします。

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

【記載要領】

※項番「56」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライバのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)

②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)

③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)

④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)

⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)

⑥「大型ダンプ車」にあつては、最大積載量又は車両総重量。(例:最大積載量9,000kg)

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

※記載の建設機械のうちリース契約書に再リースや買取条項が定められなく更にリース期間の残りが1年7ヶ月に満たないものについてはリース期間満了後も再リース若しくは買取を行い、審査基準日から1年7ヶ月以上の期間使用することを誓約することができます。

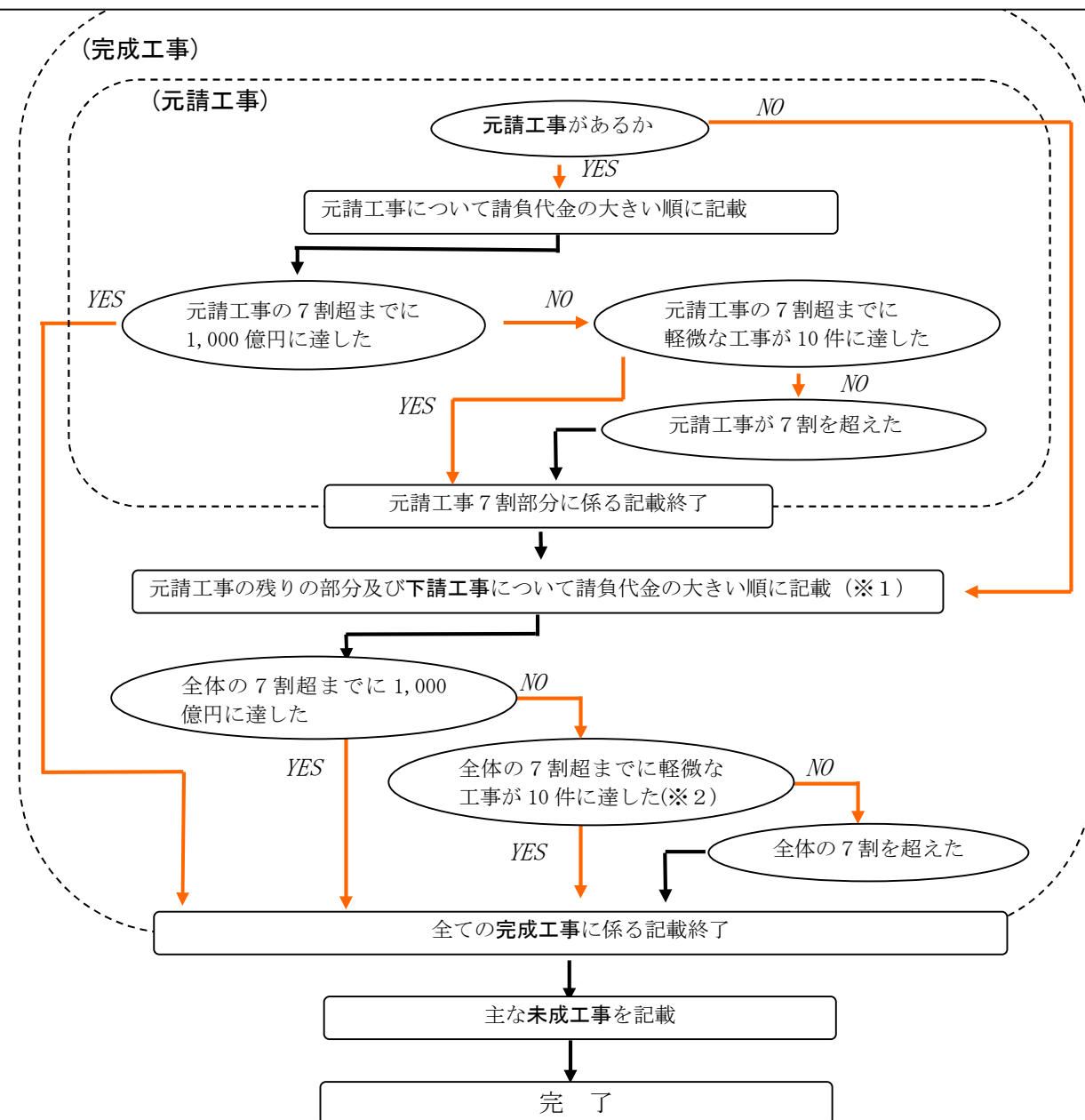
VIII 工事経歴書の記入方法

経営事項審査では、工事種別別完成工事高及び工事種別元請完成工事高を審査するために、決算終了後に提出された変更届出書のうち「工事経歴書」(様式第二号)の確認を行います。申請者は、以下の記入方法、記載例及び記載要領にしたがって正確に工事経歴書を作成してください。

なお、工事を分類する際には、「許可業種及び建設工事の種類及び内容と例示」及び「許可業種区分の内容の見直しに当たっての考え方について」を参照してください。

【工事経歴書の記入方法】

- ①元請工事に係る完成工事について、元請完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①及び②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない。
- ③さらに、②に続けて主な未成工事について記載



※1 元請工事がない場合は下請工事のみ記載

※2 元請工事7割部分に記載した軽微な工事と合わせ、10件に達するか判断

工事経歴書の記載例

ここであいう「元請工事」とは発注者から直接請け負った建設工事を、「下請工事」とは下請負人として請け負った建設工事をいいます。

1ページに収まらないときは、複数枚の用紙を使用します。

消費税課税事業者は税放を、免税事業者は税込を選択してください。

それぞれ工事において現場に配置した自社の技術者につき、氏名及び主任技術者・監理技術者の別を記載します。

(一般建設業の許可を受けている場合は、すべて主任技術者の欄にチェックが入ります。)

土木一式工事について記載するとき、プレストレストコンクリート構造物(PC)工事が含まれるときは、「I・PC」のところに○印を付したうえで、請負代金の額の右の欄にその工事金額を記載してください。

また、とび・土工・コンクリート工事について記載するときに法面処理工事が含まれるとき、及び鋼構造物工事について記載するときに鋼橋上部工事が含まれるときは、同様に上の欄に○印を付して、請負代金の額の右の欄に金額を記載してください。

元請工事について、金額の大きい順に元請工事合計額のおおむね7割を超えるところまで(例の場合、元請工事総額103,450千円の7割72,415千円を超えるところまで)記載します。

ただし、500万円未満(建築一式工事にあつては1,500万円未満)の工事にあつては1業種につき全体で10件を超えて記載する必要はありません。

上記に続けて、残りの工事(上で記載しなかった元請工事と、全ての下請工事の両方)について、金額の大きい順に完成工事高のおおむね7割を超えるところまで(例の場合、全体額144,000千円の7割100,800千円を超えるところまで)記載します。

ただし、500万円未満(建築一式工事にあつては1,500万円未満)の工事にあつては1業種につき上記元請工事と併せて全体で10件を超えて記載する必要はありません。

なお、元請工事だけで全体のおおむね7割に達したときは、この部分の記載は不要です。

「合計」の金額は、様式第3号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計金額に一致します。

(様式第3号)

元請	0
公共	103,450
民間	40,550
下請	144,000
計	103,450

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

(建設工事の種類)

大 工 工事 (税込) (税抜)

注 文 者	元請又は下請の別	JVの別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏 名	配 置 技 術 者 主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、 (・PC ・法面処理 ・鋼橋上部)	工 期 着工年月 完成又は 完成予定年月
(完成工事)								
〇〇機械㈱	元請		〇〇工場改修工事	愛知県豊橋市	落合 隆志	金額に変更があった場合、変更後の金額を記載する。	55,000 (44,724)	平成 27 年 2 月 27 年 3 月
〇〇 荘	元請		〇〇荘改修工事	静岡県浜松市	三島 利幸		9,216	平成 27 年 1 月 平成 27 年 2 月
S・O (個人)	元請		S・O邸大工工事	静岡県静岡市	清水 俊幸		6,685	平成 26 年 11 月 平成 26 年 12 月
R・K (個人)	下請		R・K邸大工工事	静岡県沼津市	下田 一男	左欄に実際に着工した年月を、右欄に実際に完成した又は完成予定の年月を記入する。		平成 26 年 7 月 平成 26 年 8 月
K・Y (個人)	下請		K・Y邸大工工事	静岡県下田市	三島 利幸			平成 27 年 2 月 平成 27 年 2 月
R・O (個人)	下請		R・O邸大工工事	静岡県袋井市	清水 俊幸		3,002	平成 26 年 5 月 平成 26 年 5 月
㈱〇〇建設	下請		〇〇ホテル改修工事	静岡県静岡市	清水 俊幸		17,355	平成 27 年 2 月 平成 27 年 3 月
㈱〇〇建設	下請		〇〇アパート改築に伴う大工工事	静岡県島田市	三島 利幸	工事の施工中に変更があった場合は、変更前の者を含む全ての者を記載する。	1,455	平成 26 年 4 月 平成 26 年 5 月
〇〇工務店	下請		H・I邸改修に伴う大工工事	静岡県富士市	清水 俊幸			平成 26 年 9 月 平成 26 年 10 月
R・A (個人)	元請		R・A邸大工工事	静岡県御前崎市	下田 一男		2,978	平成 26 年 12 月 平成 27 年 1 月
(未成工事)			未成工事と分るように記載する。					
〇〇観光㈱	元請		〇〇ホテル改修工事	静岡県賀茂郡東伊豆町	落合 隆志		54,000	平成 27 年 3 月 平成 27 年 4 月
完成工事のうち、このページに記載した各工事の合計を記載します。								
(上に記載されていない工事も含めて)全ての完成工事の合計を記載します。(用紙が複数枚にわたるときは、最終ページにのみ記載してください。)								
小計								うち 元請工事 76,143 千円
合計								うち 元請工事 103,450 千円

工事経歴書(様式第二号) 記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事(下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

■その他注意事項・

- 1 「配置技術者」の欄に関して、未成工事については記載を要しません。
- 2 「請負代金の額」の欄に関して、工事進行基準の適用により請負代金の一部を当該事業年度の完成工事高に計上した工事にあつては、金額は二段書きとし、全体の請負額を上段に、完成工事高計上額を括弧書きで下段に記載します。JVとして請け負った工事にあつては、出資割合を乗じた額または分担額を記載します。
- 3 「工期」の欄には、着工年月、完成(予定)年月を記載します。工事進行基準の適用により請負代金の一部を完成工事高に計上した工事にあつては、契約全体の工期について記載します。

許可業種及び建設工事の種類及び内容と例示

略号	許可業種	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土	土木工事業	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建	建築工事業	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事業	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事業	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工事業	とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、クレーン等による重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事業	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事業	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事業	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事業	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

略号	許可業種	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事業	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事業	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事業	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事業	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事業	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗	塗装工事業	塗装工事	塗料、塗料等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事業	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事業	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事業	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事業	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事業	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV 電波障害防除設備工事

略号	許可業種	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
園	造園工事業	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事業	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事業	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、一金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事業	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事業	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事業	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事業	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※「建設工事の内容」は、昭和47年3月8日建設省告示第350号(最終改正平成29年11月10日国土交通省告示第1022号)による。また、「建設工事の例示」は、平成13年4月3日国総建第97号(最終改正平成29年11月10日国土建第276号)による。なお、解体工事業の追加に係る改正は、平成28年6月1日施行。

【参考】

「許可業種区分の考え方について」

平成13年4月3日国総建第97号(最終改正平成29年11月10日国土建第277号)

(1) 土木一式工事

- ① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工作された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5)石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6)屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7)電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8)管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9)タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10)鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工作された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11)鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12)舗装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13)板金工事

- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14)塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15)防水工事

- ① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

(16)内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17)機械器具設置工事

- ① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

※ 機械器具設置工事に該当しないケース

建設業法にいう機械器具設置工事とは、機械器具の組立て等により、土木若しくは建築に関する工作物を建設し、又は工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を発揮する機械器具を工作物に取り付ける行為をいう。

従って、商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（いわゆる投資財機械…工作機械、印刷製本機械、製材木工合板機械、食品機械、鍛圧機械、産業用電子機器など）を工作物に単に繋結する工事は、通常、機械器具設置工事には該当しない。

なお、該当工事が機械器具設置工事以外の建設工事（とび・土工・コンクリート工事など）に該当する場合は、その建設工事に関する建設業の許可を要する。（軽微な工事を除く。）

(18)電気通信工事

- ① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19)造園工事

- ① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道緑道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20)水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21)消防施設工事

- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22)清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23)解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

IX コード表、参考資料

	名 称	掲載ページ
1	市区町コード表	84
2	業種コード表(別紙一)	84
3	業種コード表(別紙二)	84
4	資格区分コード表	85
5	所定学科表	88
6	審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係の期間計算の取扱い	89
7	審査基準日現在の満年齢の計算の取扱い	89
8	監理技術者講習実施機関	89
9	登録基幹技能者講習修了証	90
10	登録基幹技能者講習実施機関	90
11	認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業	92
12	能力評価(レベル判定)結果通知書(例)	93

1. 市区町コード表

コード	市区町名	コード	市区町名	コード	市区町名
22101	静岡市葵区	22209	島田市	22226	牧之原市
22102	静岡市駿河区	22210	富士市	22301	東伊豆町
22103	静岡市清水区	22211	磐田市	22302	河津町
22131	浜松市中区	22212	焼津市	22304	南伊豆町
22132	浜松市東区	22213	掛川市	22305	松崎町
22133	浜松市西区	22214	藤枝市	22306	西伊豆町
22134	浜松市南区	22215	御殿場市	22325	函南町
22135	浜松市北区	22216	袋井市	22341	清水町
22136	浜松市浜北区	22219	下田市	22342	長泉町
22137	浜松市天竜区	22220	裾野市	22344	小山町
22203	沼津市	22221	湖西市	22424	吉田町
22205	熱海市	22222	伊豆市	22429	川根本町
22206	三島市	22223	御前崎市	22461	森町
22207	富士宮市	22224	菊川市		
22208	伊東市	22225	伊豆の国市		

2. 業種コード表(別紙一)

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

また、次表の3業種を申請する場合は、それぞれの内訳工事を必ず記入してください。内訳工事の実績がない場合であっても、それぞれの内訳工事に「0」を記入してください。

申請業種	内訳工事
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事 (コード番号011)
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事 (コード番号051)
鋼構造物工事	鋼橋上部工事 (コード番号111)

3. 業種コード表(別紙二)

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木一式工事	11	鋼構造物工事	21	熱絶縁工事
02	建築一式工事	12	鉄筋工事	22	電気通信工事
03	大工工事	13	舗装工事	23	造園工事
04	左官工事	14	しゅんせつ工事	24	さく井工事
05	とび・土工・コンクリート工事	15	板金工事	25	建具工事
06	石工事	16	ガラス工事	26	水道施設工事
07	屋根工事	17	塗装工事	27	消防施設工事
08	電気工事	18	防水工事	28	清掃施設工事
09	管工事	19	内装仕上工事	29	解体工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	20	機械器具設置工事		

4. 資格区分コード表

根拠法令	コード	資格区分	選択可能な業種(カッコ内は業種コード)	点数
	001	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3又は5年の実務経験)	該当する業種	1点
	002	法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	同上	1点
	003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)(大臣認定者)	同上	1点
	004	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)(大臣認定者)	同上	1点
	005	法第26条第3項ただし書き該当(法第15条第2号イ、ロ、ハに準ずる者)	同上	4点
建設業法	111	一級建設機械施工技士	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、舗装(13)	5点
	212	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、舗装(13)	2点
	113	一級土木施工管理技士※1	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、石(06)、鋼構造物(11)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、塗装(17)、水道施設(26)、解体(29)	5点
	214	二級土木施工管理技士(土木)※1	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、石(06)、鋼構造物(11)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、水道施設(26)、解体(29)	2点
	215	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)	塗装(17)	2点
	216	二級土木施工管理技士(薬液注入)	とび・土工・コンクリート(05)	2点
	120	一級建築施工管理技士※1	建築一式(02)、大工(03)、左官(04)、とび・土工・コンクリート(05)、石(06)、屋根(07)、タイル・れんが・ブロック(10)、鋼構造物(11)、鉄筋(12)、板金(15)、ガラス(16)、塗装(17)、防水(18)、内装仕上(19)、熱絶縁(21)、建具(25)、解体(29)	5点
	221	二級建築施工管理技士(建築)※1	建築一式(02)、解体(29)	2点
	222	二級建築施工管理技士(躯体)※1	大工(03)、とび・土工・コンクリート(05)、タイル・れんが・ブロック(10)、鋼構造物(11)、鉄筋(12)、解体(29)	2点
	223	二級建築施工管理技士(仕上げ)	大工(03)、左官(04)、石(06)、屋根(07)、タイル・れんが・ブロック(10)、板金(15)、ガラス(16)、塗装(17)、防水(18)、内装仕上(19)、熱絶縁(21)、建具(25)	2点
	127	一級電気工事施工管理技士	電気(08)	5点
	228	二級電気工事施工管理技士	電気(08)	2点
	129	一級管工事施工管理技士	管(09)	5点
	230	二級管工事施工管理技士	管(09)	2点
	131	一級電気通信工事施工管理技士	電気通信(22)	5点
	232	二級電気通信工事施工管理技士	電気通信(22)	2点
	133	一級造園施工管理技士	造園(23)	5点
	234	二級造園施工管理技士	造園(23)	2点
建築士法	137	一級建築士	建築一式(02)、大工(03)、屋根(07)、タイル・れんが・ブロック(10)、鋼構造物(11)、内装仕上(19)	5点
	238	二級建築士	建築一式(02)、大工(03)、屋根(07)、タイル・れんが・ブロック(10)、内装仕上(19)	2点
	239	木造建築士	大工(03)	2点
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)※2	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、電気(08)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、造園(23)、解体(29)	5点
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)※2	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、電気(08)、鋼構造物(11)、舗装(13)、しゅんせつ(14)、造園(23)、解体(29)	5点
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)	5点
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	電気(08)、電気通信(22)	5点
	145	機械・総合技術監理(機械)	機械器具設置(20)	5点
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)	管(09)、機械器具設置(20)	5点
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	管(09)、水道施設(26)	5点
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	管(09)、さく井(24)、水道施設(26)	5点
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、しゅんせつ(14)	5点
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	造園(23)	5点
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	土木一式(01)、とび・土工・コンクリート(05)、造園(23)	5点
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	管(09)	5点
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	管(09)、水道施設(26)	5点
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	管(09)、水道施設(26)、清掃施設(28)	5点
電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士	電気(08)	2点
	256	第二種電気工事士	【3年】電気(08)	1点
	258	電気主任技術者(第1種～第3種)	【5年】電気(08)	1点
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	【5年】電気通信(22)	1点
水道法	265	給水装置工事主任技術者	【1年】管(09)	1点

消防法	168	甲種消防設備士	消防施設(27)	2点
	169	乙種消防設備士	消防施設(27)	2点

根拠法令	コード	資格区分	選択可能な業種(カッコ内は業種コード)	点数
職業能力開発促進法	171	建築大工(1級)	大工(03)	2点
	271	建築大工(2級) 【3年】	大工(03)	1点
	164	型枠施工(1級)	大工(03)、とび・土工・コンクリート(05)	2点
	264	型枠施工(2級)※3 【3年】	大工(03)、とび・土工・コンクリート(05)	1点
	172	左官(1級)	左官(04)	2点
	272	左官(2級) 【3年】	左官(04)	1点
	157	とび・とび工(1級)	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	2点
	257	とび・とび工(2級)※3 【3年】	とび・土工・コンクリート(05)、解体(29)	1点
	173	コンクリート圧送施工(1級)	とび・土工・コンクリート(05)	2点
	273	コンクリート圧送施工(2級) 【3年】	とび・土工・コンクリート(05)	1点
	166	ウェルポイント施工(1級)	とび・土工・コンクリート(05)	2点
	266	ウェルポイント施工(2級) 【3年】	とび・土工・コンクリート(05)	1点
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	管(09)	2点
	274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級) 【3年】	管(09)	1点
	175	給排水衛生設備配管(1級)	管(09)	2点
	275	給排水衛生設備配管(2級) 【3年】	管(09)	1点
	176	配管・配管工(1級)	管(09)	2点
	276	配管・配管工(2級) 【3年】	管(09)	1点
	170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	屋根(07)、管(09)、板金(15)	2点
	270	建築板金「ダクト板金作業」(2級)※3 【3年】	屋根(07)、管(09)、板金(15)	1点
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)	タイル・れんが・ブロック(10)	2点
	277	タイル張り・タイル張り工(2級) 【3年】	タイル・れんが・ブロック(10)	1点
	178	築炉・築炉工・れんが積み(1級)	タイル・れんが・ブロック(10)	2点
	278	築炉・築炉工・れんが積み(2級) 【3年】	タイル・れんが・ブロック(10)	1点
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)	石(06)、タイル・れんが・ブロック(10)	2点
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)※3 【3年】	石(06)、タイル・れんが・ブロック(10)	1点
	180	石工・石材施工・石積み(1級)	石(06)	2点
	280	石工・石材施工・石積み(2級) 【3年】	石(06)	1点
	181	鉄工・製罐(1級)	鋼構造物(11)	2点
	281	鉄工・製罐(2級) 【3年】	鋼構造物(11)	1点
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	鉄筋(12)	2点
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級) 【3年】	鉄筋(12)	1点
	183	工場板金(1級)	板金(15)	2点
	283	工場板金(2級) 【3年】	板金(15)	1点
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	屋根(07)、板金(15)	2点
	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(2級)※3 【3年】	屋根(07)、板金(15)	1点
	185	板金・板金工・打出し板金(1級)	板金(15)	2点
	285	板金・板金工・打出し板金(2級) 【3年】	板金(15)	1点
	186	かわらぶき・スレート施工(1級)	屋根(07)	2点
	286	かわらぶき・スレート施工(2級) 【3年】	屋根(07)	1点
	187	ガラス施工(1級)	ガラス(16)	2点
	287	ガラス施工(2級) 【3年】	ガラス(16)	1点
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	塗装(17)	2点
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級) 【3年】	塗装(17)	1点
	189	建築塗装・建築塗装工(1級)	塗装(17)	2点
	289	建築塗装・建築塗装工(2級) 【3年】	塗装(17)	1点
	190	金属塗装・金属塗装工(1級)	塗装(17)	2点
	290	金属塗装・金属塗装工(2級) 【3年】	塗装(17)	1点
	191	噴霧塗装(1級)	塗装(17)	2点
	291	噴霧塗装(2級) 【3年】	塗装(17)	1点
	167	路面標示施工	塗装(17)	2点
	192	畳製作・畳工(1級)	内装仕上(19)	2点
	292	畳製作・畳工(2級) 【3年】	内装仕上(19)	1点
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	内装仕上(19)	2点
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級) 【3年】	内装仕上(19)	1点
	194	熱絶縁施工(1級)	熱絶縁(21)	2点
	294	熱絶縁施工(2級) 【3年】	熱絶縁(21)	1点
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	建具(25)	2点
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級) 【3年】	建具(25)	1点
	196	造園(1級)	造園(23)	2点
	296	造園(2級) 【3年】	造園(23)	1点
	197	防水施工(1級)	防水(18)	2点
	297	防水施工(2級) 【3年】	防水(18)	1点
	198	さく井(1級)	さく井(24)	2点
	298	さく井(2級) 【3年】	さく井(24)	1点

	061	地すべり防止工事※3 【1年】	とび・土工・コンクリート(05)、さく井(24)	1点
	040	基礎ぐい工事	とび・土工・コンクリート(05)	2点
	062	建築設備士※3 【1年】	電気(08)、管(09)	1点
	063	計装※3 【1年】	電気(08)、管(09)	1点
	060	解体工事※4	解体(29)	2点
	064	基幹技能者	該当する業種	3点
	704	認定能力評価制度においてレベル4技能者と判定された者	該当する業種	3点
	703	認定能力評価制度においてレベル3技能者と判定された者	該当する業種	2点
	099	その他	該当する業種	1点

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

※2 当面の間、解体工事業の主任技術者となるためには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要

※3 主任技術者要件を満たすためには、当該業種についての実務経験がそれぞれ3年必要になります。

※4 建設業法施行規則第7条の4の規定により国土交通大臣の登録を受けた試験(登録解体工事試験)に合格した者が該当します。また、平成17年度までに実施された解体工事施工技士資格試験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者についても登録解体工事試験に合格した者とみなします。

- 注1)資格区分の欄の右端に【年数】が記載されている資格は、資格取得から審査基準日までの間に当該年数の実務経験が必要です。但し、職業能力開発促進法による2級の技能検定に平成16年3月31日以前に合格していた者は1年以上の実務経験で可とします。
- 注2)コード099「その他」とは、平成11年5月26日付け建設省経建発第137号「営業所専任技術者の実務要件の緩和について」に基づく期間振り替えを適用した場合をいい、ここに挙げた資格以外認められません。
- 注3)配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- 注4)鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- 注5)鉄筋施工:昭和60年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- 注6)板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- 注7)木工:昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- 注8)地すべり防止工事:地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会(旧社団法人地すべり対策技術協会)が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- 注9)建築設備士:建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- 注10)計装:建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- 注11)基礎ぐい工事:登録基礎ぐい工事試験(建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工工事業の項第5号の登録を受けた試験)に合格したものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。

※職業能力開発促進法に基づく技能検定の合格者及び電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付を受けた者については、以下の配点となりますのでご注意ください。

(平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱いについて」I2(1))

種類		経営事項審査における得点上の取扱い	点数
職業能力開発促進法に基づく技能検定の合格者	一級	二級技術者	2点
	二級	その他の技術者	1点
電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付を受けた者	第一種	二級技術者	2点
	第二種	その他の技術者	1点

5. 所定学科表

建設工事の種類	法第7条第2号イに該当するために必要な所定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土木工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※審査では、卒業した学科がわかる卒業証書(卒業証明書)を持参していただきますが、卒業した学科が本表に該当するかどうか不明確な場合には、当該学科における履修内容がわかる資料を併せて持参してください。

6. 審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の計算期間の取扱い

「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」については以下のとおり期間計算し、審査では審査基準日(決算日)から6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。

①審査基準日(決算日)の前日を起算日とします。

②起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とします。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とします。

③6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とします。

(例)	審査基準日(決算日)	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
	令和2年12月31日	令和2年12月30日	令和2年7月1日	令和2年6月30日
	令和3年1月31日	令和3年1月30日	令和2年7月31日	令和2年7月30日
	令和3年2月28日	令和3年2月27日	令和2年8月29日	令和2年8月28日
	令和3年3月31日	令和3年3月30日	令和2年10月1日	令和2年9月30日
	令和3年4月30日	令和3年4月29日	令和2年10月30日	令和2年10月29日
	令和3年5月31日	令和3年5月30日	令和2年12月1日	令和2年11月30日
	令和3年6月30日	令和3年6月29日	令和2年12月30日	令和2年12月29日
	令和3年7月31日	令和3年7月30日	令和3年1月31日	令和3年1月30日
	令和3年8月31日	令和3年8月30日	令和3年3月1日	令和3年2月28日
	令和3年9月30日	令和3年9月29日	令和3年3月30日	令和3年3月29日
	令和3年10月31日	令和3年10月30日	令和3年5月1日	令和3年4月30日
	令和3年11月30日	令和3年11月29日	令和3年5月30日	令和3年5月29日

7. 審査基準日現在の満年齢の計算の取扱い

審査基準日現在の満年齢については、年齢計算ニ関スル法律に基づき計算します。審査では、満35歳未満の者の生年月日を確認します。主な審査基準日において満35歳未満となる者は次表のとおりです。

審査基準日(決算日)	技術職員の生年月日
令和2年12月31日	昭和61年1月2日以降
令和3年1月31日	昭和61年2月2日以降
令和3年2月28日	昭和61年3月2日以降
令和3年3月31日	昭和61年4月2日以降
令和3年4月30日	昭和61年5月2日以降
令和3年5月31日	昭和61年6月2日以降
令和3年6月30日	昭和61年7月2日以降
令和3年7月31日	昭和61年8月2日以降
令和3年8月31日	昭和61年9月2日以降
令和3年9月30日	昭和61年10月2日以降
令和3年10月31日	昭和61年11月2日以降
令和3年11月30日	昭和61年12月2日以降

8. 監理技術者講習実施機関(令和2年12月現在)

名称	連絡先・HPアドレス
(一財)全国建設研修センター	042-300-1741 https://www.jctc.jp/
(一財)建設業振興基金	03-5473-1586 https://www.fcip-ko.jp/
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	03-3262-7423 https://www.ejcm.or.jp/
(株)総合資格	03-3340-3081 https://www.shikaku.co.jp/
(株)日建学院	03-3988-1175 https://www.nik-g.com
(公社)日本建築士会連合会	03-3456-2061 https://www.kenchikushikai.or.jp/

※最新の情報は国土交通省のホームページで確認してください。

9. 登録基幹技能者講習修了証(規則様式第 25 条の8)

	(表)	(裏)																	
53.92mm～54.03mm 写真 (登録基幹技能者講習の種目)講習修了証 修了証番号 第 号 氏 名 (生年月日 年 月 日) この者は、建設業法施行規則第 18 条の3第2項第2号 の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。 修了年月日 年 月 日 (登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)	85.47mm～85.72mm <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">備考</th> <th style="width: 90%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	備考																	
備考																			

10. 登録基幹技能者講習実施機関(令和3年3月現在)

登録番号	登録基幹技能者講習事務を行う機関名	登録日	登録基幹技能者講習の種目	選択可能な業種
1	(一社)日本電設工業協会	平成20年5月13日	登録電気工事基幹技能者	電気工事業 電気通信工事業
2	(一社)日本橋梁建設協会	平成20年7月17日	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物工事業 とび・土工工事業
3	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	平成20年7月17日	登録造園基幹技能者	造園工事業
4	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	平成20年7月18日	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工工事業
5	(一社)全国防水工事業協会	平成20年8月19日	登録防水基幹技能者	防水工事業
6	(一社)日本トンネル専門工事業協会	平成20年9月1日	登録トンネル基幹技能者	土木工事業 とび・土工工事業
7	(一社)日本塗装工業会	平成20年9月1日	登録建設塗装基幹技能者	塗装工事業
8	(一社)日本左官業組合連合会	平成20年9月1日	登録左官基幹技能者	左官工事業
9	(一社)日本機械土工協会	平成20年9月17日	登録機械土工基幹技能者	土木工事業 とび・土工工事業
10	(一社)日本海上起重技術協会	平成20年9月19日	登録海上起重基幹技能者	土木工事業 しゅんせつ工事業
11	プレストレスト・コンクリート工事業協会	平成20年9月30日	登録 PC 基幹技能者	土木工事業 とび・土工工事 鉄筋工事業
12	(公社)全国鉄筋工事業協会	平成20年9月30日	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋工事業
13	全国圧接業協同組合連合会	平成20年9月30日	登録圧接基幹技能者	鉄筋工事業
14	(一社)日本型枠工事業協会	平成20年9月30日	登録型枠基幹技能者	大土工事業
15	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	平成20年10月16日	登録配管基幹技能者	管工事業

登録番号	登録基幹技能者講習事務を行う機関名	登録日	登録基幹技能者講習の種目	選択可能な業種
16	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	平成20年12月12日	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工工事業
17	ダイヤモンド工事業協同組合	平成20年12月12日	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工工事業
18	(一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	平成20年12月26日	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上工事業
19	(一社)日本サッシ協会 (一社)カーテンウォール・防火開口部協会	平成21年2月13日	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具工事業
20	(公社)日本エクステリア建設業協会	平成21年3月5日	登録エクステリア基幹技能者	タイル・レンガ・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業
21	(一社)日本建築板金協会	平成21年3月5日	登録建築板金基幹技能者	板金工事業 屋根工事業
22	日本外壁仕上業協同組合連合会	平成21年4月28日	登録外壁仕上基幹技能者	左官工事業 塗装工事業 防水工事業
23	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	平成21年4月28日	登録ダクト基幹技能者	管工事業
24	(一社)日本保温保冷工業協会	平成21年11月27日	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁工事業
25	(一社)日本グラウト協会	平成21年11月27日	登録グラウト基幹技能者	とび・土工工事業
26	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	平成22年3月25日	登録冷凍空調基幹技能者	管工事業
27	(一社)日本運動施設建設業協会	平成22年3月25日	登録運動施設基幹技能者	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業
28	全国基礎工業協同組合連合会 (一社)日本基礎建設協会	平成23年12月16日	登録基礎工基幹技能者	とび・土工工事業
29	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会	平成24年7月26日	登録タイル張り基幹技能者	タイル・レンガ・ブロック工事業
30	(一社)全国道路標識・標示業協会	平成24年10月29日	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工工事業 塗装工事業
31	消防施設工事協会	平成25年7月3日	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事業
32	(一社)全国中小建築工事業団体連合会	平成26年1月27日	登録建築大工基幹技能者	大工工事業
33	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	平成27年1月22日	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事業
34	(一社)ALC協会	令和元年5月27日	登録ALC基幹技能者	タイル・レンガ・ブロック工事業
35	(一社)日本機械土工協会	令和元年8月5日	登録土工基幹技能者	土木工事業 とび・土工工事業

※最新の情報は国土交通省のホームページで確認してください。

11 認定能力評価基準と当該基準に対応する建設業（令和3年2月現在）

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとします。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C 技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C 技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

※左に掲げる能力評価基準の名称について、認定が完了していない能力評価基準は仮称とする。

能力評価（レベル判定）結果通知書（例）

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者 I D】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種（呼称）】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日
鉄筋技能者能力評価実施機関

※ 出力方法等については、各能力評価実施期間に個別に御相談ください。

X 総合評定値算出方法

経営事項審査の総合評定値(P)は、審査を申請した建設工事の種類ごとに、次の算式により算出されます。

$$\text{総合評定値 } P = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

(小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する。)

項目区分		審査項目	評点幅	ウェイト
経営規模	X ₁	完成工事高(業種別)	397 ～ 2,309	0.25
	X ₂	自己資本額 利益額	454 ～ 2,280	0.15
経営状況	Y	純支払利息比率 負債回転期間 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金	0 ～ 1,595	0.2
技術力	Z	技術職員数(業種別) 元請完成工事高(業種別)	456 ～ 2,441	0.25
その他の 審査項目 (社会性等)	W	労働福祉の状況 建設業の営業年数 防災協定締結の有無 法令遵守の状況 建設業の経理に関する状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国際標準化機構が定めた規格による登録 の状況 若年の技術者及び技能労働者の育成及び 確保の状況 知識及び技術又は技能の向上に関する取 組の状況	-1,995 ～ 2,061	0.15
総合評定値	P	$0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$	-18 ～ 2,157	-

1 工事種類別年間平均完成工事高の評点(X1)

審査の対象となる業種ごとに、年間平均完成工事高(2年平均または3年平均の完成工事高)が、次表の区分のいずれに該当するかにより、評点を求めます。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評 点
(1)	1, 000億円以上		2,309
(2)	800億円以上	1, 000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上	200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上	150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上	120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上	100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上	80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上	60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上	50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上	40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上	30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上	25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上	15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上	12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上	10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上	8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上	6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上	5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上	4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5, 000万円以上	3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上	2億5, 000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5, 000万円以上	2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2, 000万円以上	1億5, 000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億円以上	1億2, 000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8, 000万円以上	1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6, 000万円以上	8, 000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5, 000万円以上	6, 000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4, 000万円以上	5, 000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3, 000万円以上	4, 000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2, 500万円以上	3, 000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2, 000万円以上	2, 500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1, 500万円以上	2, 000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1, 200万円以上	1, 500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1, 000万円以上	1, 200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1, 000万円未満		$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 自己資本額及び平均利益額に係る評点(X2)

自己資本額の評点(X21)と平均利益額の評点(X22)の合計点数を2で除した数値(小数点以下切捨て)を評点とします。

$$X2 = (X21 + X22) \div 2$$

(1) 自己資本額の評点(X21)

自己資本の額(＝純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)が、次表の区分のいずれに該当するかにより、評点を求めます。ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなします。

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点 数
(1)	3,000億円以上		2114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$

(43)	2, 000万円以上	2, 500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1, 500万円以上	2, 000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1, 200万円以上	1, 500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1, 000万円以上	1, 200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)		1, 000万円未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 平均利益額の評点 (X22)

利払前税引前償却前利益(営業利益+減価償却実施額)の2年平均の額が、次表の区分のいずれに該当するかにより、評点を求めます。ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は0円とみなします。

区分	平均利益額		点 数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5, 000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5, 000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5, 000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2, 000万円以上	1億5, 000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2, 000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8, 000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6, 000万円以上	8, 000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5, 000万円以上	6, 000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4, 000万円以上	5, 000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3, 000万円以上	4, 000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2, 500万円以上	3, 000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2, 000万円以上	2, 500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1, 500万円以上	2, 000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1, 200万円以上	1, 500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1, 000万円以上	1, 200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)		1, 000万円未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 経営状況分析の評点

以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数(A)』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点(Y)』の計算式に当てはめて算出します。なお、経営状況の評点の算出についての詳細は、登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

経営状況分析の8指標

属性	記号	経営状況分析の指標 { ()内はY評点への寄与度 }	算 出 式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純 支 払 利 息 比 率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1 %	－0.3 %
	X2	負 債 回 転 期 間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債)／(売上高÷12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
収益性 効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／※総資本(2期平均)×100	63.6 %	6.5 %
	X4	売 上 高 経 常 利 益 率 (5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	－8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	－76.5 %
	X6	自 己 資 本 比 率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	－68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー※／1億(2年平均)	15.0 億円	－10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	－3.0 億円

注)

- ・X1及びX2については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。
 - ・X3については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3000万円未満の場合は3000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
 - ・X4について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
 - ・X7については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。
- 【営業キャッシュ・フローの計算】
- 営業キャッシュ・フロー ＝ 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金(貸倒引当金)増減額
 ± 売掛債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額 ± 受入金(未成工事受入金)増減額
- ・X8について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
 - ・X1～X8の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況点数(A)} = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 \\ + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{経営状況の評点(Y)} = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点 1595 点, 最低点 0 点})$$

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

4 技術力の評点(Z)

審査の対象となる業種ごとに、技術職員の数の点数(Z₁)に5分の4を乗じたものと年間平均元請完成工事高(2年平均または3年平均の完成工事高)の点数(Z₂)に5分の1を乗じたものの合計(小数点以下切り捨て)を評点とします。

$$Z = Z_1 \times 0.8 + Z_2 \times 0.2$$

(1) 種類別技術職員数の評点(Z₁)

審査の対象となる業種ごとに次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下の表にあてはめて求めます。

$$\text{技術職員数値} = 1\text{級監理受講者数} \times 6 + 1\text{級技術者数} \times 5 + \text{監理技術者補佐数} \times 4 + \text{基幹技能者数} \times 3 + 2\text{級技術者数} \times 2 + \text{その他技術者数} \times 1$$

※ 1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付をうけているもの(ただし、直前5年以内に講習を受講したものに限り)。

※ 基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したもの。

※ 1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

区分	技術職員数値		点 数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)		5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 種類別元請完成工事高の評点 (Z2)

審査の対象となる業種ごとに、年間平均元請完成工事高(2年平均または3年平均の元請完成工事高)が、次表の区分のいずれに該当するかにより求めます。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	点 数
(1)	1, 000億円以上	2,865
(2)	800億円以上 1, 000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5, 000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上 2億5, 000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5, 000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2, 000万円以上 1億5, 000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上 1億2, 000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8, 000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6, 000万円以上 8, 000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5, 000万円以上 6, 000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4, 000万円以上 5, 000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3, 000万円以上 4, 000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2, 500万円以上 3, 000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2, 000万円以上 2, 500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1, 500万円以上 2, 000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1, 200万円以上 1, 500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1, 000万円以上 1, 200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1, 000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

5 その他審査項目(社会性等)の評点(W)

次の計算式により評点(W)を算出します。

$$W = (W_1 + W_2 + W_3 + W_4 + W_5 + W_6 + W_7 + W_8 + W_9 + W_{10}) \times 10 \times 190 / 200$$

W₁:労働福祉の状況の評点

W₂:建設業の営業継続の状況の評点

W₃:防災協定締結の評点

W₄:法令遵守の状況の評点

W₅:建設業の経理の状況の評点

W₆:研究開発の状況の評点

W₇:建設機械の保有状況の評点

W₈:ISOの登録の状況の評点

W₉:若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の評点

W₁₀:知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

(1)労働福祉の状況の評点(W₁)

$$W_1 = Y_1 \times 15 - Y_2 \times 40$$

Y₁:加点項目④～⑥のうち該当する項目の数

Y₂:減点項目①～③のうち該当する項目の数

<減点評価される項目>

①雇用保険加入の有無(未加入)

②健康保険加入の有無(未加入)

③厚生年金保険加入の有無(未加入)

<加点評価される項目>

④建設業退職金共済制度加入の有無(加入)

⑤退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無(導入)

⑥法定外労働災害補償制度加入の有無(加入)

(2)建設業の営業継続の状況の評点(W₂)

$$W_2 = W_{21} + W_{22}$$

①営業年数(W₂₁)

営業年数	評点(W ₂₁)	営業年数	評点(W ₂₁)	営業年数	評点(W ₂₁)	営業年数	評点(W ₂₁)
35年以上	60	27年	44	19年	28	11年	12
34年	58	26年	42	18年	26	10年	10
33年	56	25年	40	17年	24	9年	8
32年	54	24年	38	16年	22	8年	6
31年	52	23年	36	15年	20	7年	4
30年	50	22年	34	14年	18	6年	2
29年	48	21年	32	13年	16	5年以下	0
28年	46	20年	30	12年	14	-	-

②民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数(W₂₂)

民事再生法・会社更生法の適用の有無	評点(W ₂₂)
有	-60
無	0

(3)防災協定締結の評点(W₃)

防災協定締結の有無	評点(W ₃)
有	20
無	0

(4) 法令遵守の状況の評点(W4)

法令遵守の状況	評点(W4)
無	0
指示をされた場合	-15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

(5) 建設業の経理の状況の評点(W5)

$$W_5 = W_{51} + W_{52}$$

① 監査の受審状況の評点(W51)

監査の受審状況	評点(W51)
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

② 公認会計士等の数値の評点(W52)

次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下の表の区分にあてはめて求めます。

$$\text{公認会計士等数値} = \text{公認会計士等の数(登録経理試験1級合格者を含む)} \times 1 + \text{登録経理試験2級合格者の数} \times 0.4$$

年間平均完成工事高	項目区分点数	公認会計士等数値					
		(1) 10点	(2) 8点	(3) 6点	(4) 4点	(5) 2点	(6) 0点
600億円以上		13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満		8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満		4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満		2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満		1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
1億円未満		0.4以上	-	-	-	-	0

(6) 研究開発の状況の評点(W6)

研究開発費の額の平均の額を以下の表の区分にあてはめて求めます。

区分	平均研究開発費の額	点数
(1)	100億円以上	25
(2)	75億円以上 100億円未満	24
(3)	50億円以上 75億円未満	23
(4)	30億円以上 50億円未満	22
(5)	20億円以上 30億円未満	21
(6)	19億円以上 20億円未満	20
(7)	18億円以上 19億円未満	19
(8)	17億円以上 18億円未満	18
(9)	16億円以上 17億円未満	17
(10)	15億円以上 16億円未満	16
(11)	14億円以上 15億円未満	15
(12)	13億円以上 14億円未満	14

(13)	12億円以上	13億円未満	13
(14)	11億円以上	12億円未満	12
(15)	10億円以上	11億円未満	11
(16)	9億円以上	10億円未満	10
(17)	8億円以上	9億円未満	9
(18)	7億円以上	8億円未満	8
(19)	6億円以上	7億円未満	7
(20)	5億円以上	6億円未満	6
(21)	4億円以上	5億円未満	5
(22)	3億円以上	4億円未満	4
(23)	2億円以上	3億円未満	3
(24)	1億円以上	2億円未満	2
(25)	5,000万円以上	1億円未満	1
(26)		5,000万円未満	0

(7) 建設機械の保有状況の評点(W7)

台数	評点(W7)	台数	評点(W7)
15 台以上	15	7 台	11
14 台	15	6 台	10
13 台	14	5 台	9
12 台	14	4 台	8
11 台	13	3 台	7
10 台	13	2 台	6
9 台	12	1 台	5
8 台	12	0 台	0

(8) ISOの登録の状況の評点(W8)

ISOの登録の状況	評点(W8)
ISO9001の登録有り・ISO14001の登録有り	10
ISO9001の登録有り・ISO14001の登録無し	5
ISO9001の登録無し・ISO14001の登録有り	5
ISO9001の登録無し・ISO14001の登録無し	0

(9) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の評点(W9)

①若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況

②新規若年技術職員の育成及び確保の状況

区 分	評点(W9)
①該当、②該当	2
①該当、②非該当	1
①非該当、②該当	1
①非該当、②非該当	0

(10) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W10)

ア 次の表のとおり、評点(W10)を算出します。

区分	イの計算式により算出した数値	評点(W10)
(1)	10	10
(2)	9以上 10未満	9
(3)	8以上 9未満	8
(4)	7以上 8未満	7
(5)	6以上 7未満	6

(6)	5以上	6未満	5
(7)	4以上	5未満	4
(8)	3以上	4未満	3
(9)	2以上	3未満	2
(10)	1以上	2未満	1
(11)		1未満	0

イ 次の計算式により数値を算出します。

$$\left[\frac{Z1}{Z1 + Z2} \times \frac{Z3}{Z1} \right] + \left[\frac{Z2}{Z1 + Z2} \times \frac{Z4}{Z2 - Z5} \right]$$

- Z1の数値は、技術者数
- Z2の数値は、技能者数
- Z3の数値は、CPD単位取得数 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前1年間にCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30 で乗じた数値を記載する。(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- Z3/Z1の数値が、3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。
- Z4の数値は、技能レベル向上者数 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価区分が審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数。
- Z5の数値は、控除対象者数 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分(レベル4)に該当するとされた者の数。
- Z4/(Z2-Z5)の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。
 なお、Z2-Z5=0の場合、Z4/(Z2-Z5)の数値は、0とする。

ウ 告示別表第18 CPD単位数を求めるために必要な団体毎の数値	
公益財団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益財団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
公益社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

総合評定値自己計算表

※X1、Z、P は工事種類ごとに計算する

X1 工事種類別完成工事高

年間平均完成工事高(千円)※2年平均か3年平均

X1評点 点
(最高 2,309 点、最低 397 点)

X2 自己資本額・平均利益額

X21 自己資本額(千円) ※基準決算か2期平均

X21評点 点

X22 利益額(営業利益+減価償却実施額)(千円)※2期平均

X22評点 点

⇒ $[X_{21}(\text{ 点}) + X_{22}(\text{ 点})] \div 2$

X2評点 点
(最高 2,280 点、最低 454 点)

Y 経営状況分析

・純支払利息比率	(支払利息-受取利息配当金) / 売上高 × 100		×	-0.4650①
・負債回転期間	(流動負債+固定負債) / (売上高 ÷ 12)		×	-0.0508②
・総資本売上総利益率	売上総利益 / 総資本(2期平均) × 100		×	0.0264 ③
・売上高経常利益率	経常利益 / 売上高 × 100		×	0.0277 ④
・自己資本対固定資産比率	自己資本 / 固定資産 × 100		×	0.0011 ⑤
・自己資本比率	自己資本 / 総資本 × 100		×	0.0089 ⑥
・営業キャッシュ・フロー	営業キャッシュ・フロー / 1 億(2年平均)		×	0.0818 ⑦
・利益剰余金	利益剰余金 / 1 億		×	0.0172 ⑧

①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+0.1906 → A 点 点

⇒ $167.3 \times A(\text{ 点}) + 583$

Y 評点 点
(最高 1,595 点、最低 0 点)

Z 技術力

Z1 技術職員数

1級監理受講者数(人) × 6点 + 1級技術者数(人) × 5点 + 基幹技能者数(人) × 3点 +
2級技術者数(人) × 2点 + その他技術者数(人) × 1点 = (点)

Z1評点 点

Z2 工事種類別元請完成工事高

年間平均元請完成工事高(千円)※2年平均か3年平均

Z2評点 点

⇒ $Z_1(\text{ 点}) \times 0.8 + Z_2(\text{ 点}) \times 0.2$

Z 評点 点
(最高 2,441 点、最低 456 点)

W その他審査項目(社会性等)

W1 労働福祉の状況

- ①雇用保険加入 → 有:0点、無:-40点
 - ②健康保険加入 → 有:0点、無:-40点
 - ③厚生年金保険加入 → 有:0点、無:-40点
 - ④建設業退職金共済制度加入 → 有:15点、無:0点
 - ⑤退職一時金・企業年金制度導入 → 有:15点、無:0点
 - ⑥法定外労働災害補償制度加入 → 有:15点、無:0点
- ①~⑥の合計値

W1評点 点

W2 建設業の営業継続の状況

W21 営業年数

W21評点 点

W22 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

→ 有:-60点、無:0点

W22評点 点

W21(点) + W22(点)

W2評点 点

W3 防災協定締結

→ 有:20点、無:0点

W3評点 点

W4 法令遵守の状況

→ 無:0点、指示処分:-15点、営業停止:-30点

W4評点 点

W₅ 建設業経理の状況

W₅₁ 監査の受審状況

→会計監査人:20点、会計参与:10点、経理処理適正の書類提出:2点、無:0点

W₅₁評点 点

W₅₂ 公認会計士等の数

1級(人)+2級(人)×0.4=(点)

W₅₂評点 点

W₅₁(点)+W₅₂(点)

W₅評点 点

W₆ 研究開発の状況

研究開発費(千円)※2期平均

W₆評点 点

W₇ 建設機械の保有状況

W₇評点 点

W₈ ISO登録の状況

W₈評点 点

W₉ 若年技術職員の育成確保の状況

W₉評点 点

W₁₀ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

W₁₀評点 点

⇒[W₁(点)+W₂(点)+W₃(点)+W₄(点)+W₅(点)+W₆(点)
+W₇(点)+W₈(点)+W₉(点)+W₁₀(点)]×10×190/200

W評点 点
(最高2,061点、最低-1,995点)

P 総合評定値

⇒ 0.25×X₁()+0.15×X₂()+0.20×Y()+0.25×Z()+0.15×W()

P点 点
(最高2,157点、最低-18点)

X I 様式集

経営事項審査に係る様式は以下にすべて掲載していますので、必要な書類を使用してください。

なお、経営事項審査に係る様式は、ホームページ「建設業のひろば」にも掲載していますので、必要な様式をダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/>

＜掲載箇所の探し方＞

「建設業のひろば」の画面左側の「経営事項審査」をクリックすると、この中に「経営事項審査関係様式集」があります。

	名 称	掲載ページ
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(様式第二十五号の十四)	109
2	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(別紙一)	111
3	技術職員名簿(別紙二)	112
4	その他審査項目(社会性等)(別紙三)	113
5	CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)	114
6	技能者名簿(様式第5号)	115
7	審査手数料収入証紙(印紙)貼付書	116
8	利益額計算表	117
9	工事種類別完成工事高計算表	118
10	工事種類別元請完成工事高計算表	119
11	職員名簿	120
12	特定退職金共済制度加入証明書	121
13	法定外労働災害補償制度加入証明書	122
14	工事種類別完成工事高付表(別記様式第1号)	123
15	経理処理の適正を確認した旨の書類(別記様式第2号)	124
16	建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目(別添)	125
17	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(別記様式第3号)	129
18	建設機械の保有状況一覧表	130
19	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書原本確認願	131
20	「損益計算書」の税込決算から税抜決算への組替表(法人用)	132
21	「損益計算書」の税込決算から税抜決算への組替表(個人用)	133
22	「完成工事原価報告書」の税込決算から税抜決算への組替表(法人・個人用)	134
23	経営規模等評価申請・総合評定値請求書作成用チェックリスト(静岡県知事許可業者用)	135

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

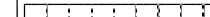
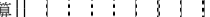
地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	15	20
申請時番号	02	大臣知事コード 国土交通大臣知事許可（般特）第 号	許可年月日	令和 年 月 日
前回の申請時番号	03	大臣知事コード 国土交通大臣知事許可（般特）第 号	許可年月日	令和 年 月 日
審査基準日	04	令和 年 月 日		
申請等の区分	05			
処理の区分	06			
法人又は個人の別	07	資本金額又は出資総額 (1.法人) 千円 (2.個人) 千円	法人番号	
商号又は名称のフリガナ	08			
商号又は名称	09			
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10			
代表者又は個人の氏名	11			
主たる営業所の所在地市区町村コード	12			
主たる営業所の所在地	13			
郵便番号	14		電話番号	
許可を受けている建設業	15		土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	
経営規模等評価等対象建設業	16			

申請者

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 審査対象 (千円) (1. 基準決算) (2. 2期平均)

基準決算		(千円)
直前の 審査基準日		(千円)

利益額 (2期平均) 1 8 ³ ⁵ ¹⁰ (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審 査 対 象 事 業 年 度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営 業 利 益	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)	営 業 利 益	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)
減 価 償 却 実 施 額	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)	減 価 償 却 実 施 額	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)

技 術 職 員 数 1 9 ³ ⁵ (人)

登録分析 経営状況番号 2035

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審 査 結 果 の 通 知 番 号	審 査 結 果 の 通 知 の 年 月 日
第 号	令和 年 月 日
再 審 査 を 求 め る 事 項	再 審 査 を 求 め る 理 由

連絡先

所属等

氏名 _____

電話番号

ファックス番号

申請者

– 111 –

技 術 職 員 名 簿

頁

項 番
数 8 1 3 5 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢		業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1			年 月 日		8 2								
2			年 月 日		8 2								
3			年 月 日		8 2								
4			年 月 日		8 2								
5			年 月 日		8 2								
6			年 月 日		8 2								
7			年 月 日		8 2								
8			年 月 日		8 2								
9			年 月 日		8 2								
10			年 月 日		8 2								
11			年 月 日		8 2								
12			年 月 日		8 2								
13			年 月 日		8 2								
14			年 月 日		8 2								
15			年 月 日		8 2								
16			年 月 日		8 2								
17			年 月 日		8 2								
18			年 月 日		8 2								
19			年 月 日		8 2								
20			年 月 日		8 2								
21			年 月 日		8 2								
22			年 月 日		8 2								
23			年 月 日		8 2								
24			年 月 日		8 2								
25			年 月 日		8 2								
26			年 月 日		8 2								
27			年 月 日		8 2								
28			年 月 日		8 2								
29			年 月 日		8 2								
30			年 月 日		8 2								

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無

4

1

3

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

健康保険加入の有無

4

2

3

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

厚生年金保険加入の有無

4

3

3

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無

4

4

3

[1. 有、2. 無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

4

5

3

[1. 有、2. 無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

4

6

3

[1. 有、2. 無]

建設業の営業継続の状況

営業年数

4

7

3

5

(年)

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和 年 月 日	年 か月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

4

9

3

[1. 有、2. 無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

5

0

3

[1. 有、2. 無]

指示処分の有無

5

1

3

[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

5

2

3

[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、
3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]

公認会計士等の数

5

3

3

5

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

5

4

3

5

(人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）

5

5

3

5

10

(千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

5

6

3

5

(台)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無

5

7

3

[1. 有、2. 無]

ISO14001の登録の有無

5

8

3

[1. 有、2. 無]

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保

5

9

3

[1. 該当、2. 非該当]

技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合(B/A)
(人)	(人)	(%)

新規若年技術職員の育成及び確保

6

0

3

[1. 該当、2. 非該当]

新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合(C/A)
(人)	(%)

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

CPD単位取得数

6

1

3

5

10

(単位)

技術者数

11

15

(人)

技能レベル向上者数

6

2

3

5

(人)

技能者数

9

10

(人)

控除対象者数

15

20

(人)

令和 年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

[illegible]

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

審査手数料収入証紙（印紙）貼付書

許可番号

申請者

審査業種数	経営規模等 評価	総合評定値	合計	収入証紙（印紙）貼付欄
1 業種	10,400 円	600 円	11,000 円	
2 業種	12,700 円	800 円	13,500 円	
3 業種	15,000 円	1,000 円	16,000 円	
4 業種	17,300 円	1,200 円	18,500 円	
5 業種	19,600 円	1,400 円	21,000 円	
6 業種	21,900 円	1,600 円	23,500 円	
7 業種	24,200 円	1,800 円	26,000 円	
8 業種	26,500 円	2,000 円	28,500 円	
9 業種	28,800 円	2,200 円	31,000 円	
10 業種	31,100 円	2,400 円	33,500 円	
11 業種	33,400 円	2,600 円	36,000 円	
12 業種	35,700 円	2,800 円	38,500 円	
13 業種	38,000 円	3,000 円	41,000 円	
14 業種	40,300 円	3,200 円	43,500 円	
15 業種	42,600 円	3,400 円	46,000 円	
16 業種	44,900 円	3,600 円	48,500 円	
17 業種	47,200 円	3,800 円	51,000 円	
18 業種	49,500 円	4,000 円	53,500 円	
19 業種	51,800 円	4,200 円	56,000 円	
20 業種	54,100 円	4,400 円	58,500 円	
21 業種	56,400 円	4,600 円	61,000 円	
22 業種	58,700 円	4,800 円	63,500 円	
23 業種	61,000 円	5,000 円	66,000 円	
24 業種	63,300 円	5,200 円	68,500 円	
25 業種	65,600 円	5,400 円	71,000 円	
26 業種	67,900 円	5,600 円	73,500 円	
27 業種	70,200 円	5,800 円	76,000 円	
28 業種	72,500 円	6,000 円	78,500 円	
29 業種	74,800 円	6,200 円	81,000 円	

利益額計算表

申請者_____

	決算期間				月数(月)
①	基準決算	年	月	～ 年 月	
②	基準決算の前期	年	月	～ 年 月	
③	基準決算の前々期	年	月	～ 年 月	
④	基準決算の前々々期	年	月	～ 年 月	
⑤	基準決算の前々々々期	年	月	～ 年 月	

(千円)

営業利益			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	

審査対象事業年度
前審査対象事業年度

(千円)

減価償却実施額			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	
			×	/	=	

審査対象事業年度
前審査対象事業年度

利 益 額 (2期平均)

工事種類別完成工事高計算表

申請者 _____

	決算期間	月数（月）
① 基準決算	年 月 ～ 年 月	
② 基準決算の前期	年 月 ～ 年 月	
③ 基準決算の前々期	年 月 ～ 年 月	
④ 基準決算の前々々期	年 月 ～ 年 月	
⑤ 基準決算の前々々々期	年 月 ～ 年 月	

工事の種類	完成工事高（千円）					審査対象事業年度
		×	/	=		
		×	/	=		前審査対象事業年度
		×	/	=		前々審査対象事業年度
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高（千円）					審査対象事業年度
		×	/	=		
		×	/	=		前審査対象事業年度
		×	/	=		前々審査対象事業年度
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高（千円）					審査対象事業年度
		×	/	=		
		×	/	=		前審査対象事業年度
		×	/	=		前々審査対象事業年度
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高（千円）					審査対象事業年度
		×	/	=		
		×	/	=		前審査対象事業年度
		×	/	=		前々審査対象事業年度
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事の種類	完成工事高（千円）					審査対象事業年度
その他工事		×	/	=		
		×	/	=		前審査対象事業年度
		×	/	=		前々審査対象事業年度
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		
		×	/	=		

工事種類別元請完成工事高計算表

申請者 _____

	決算期間				月数(月)
① 基準決算	年	月	～	年 月	
② 基準決算の前期	年	月	～	年 月	
③ 基準決算の前々期	年	月	～	年 月	
④ 基準決算の前々々期	年	月	～	年 月	
⑤ 基準決算の前々々々期	年	月	～	年 月	

工事の種類	元請完成工事高(千円)						審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		前審査対象事業年度
			×	/	=		前々審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		

工事の種類	元請完成工事高(千円)						審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		前審査対象事業年度
			×	/	=		前々審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		

工事の種類	元請完成工事高(千円)						審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		前審査対象事業年度
			×	/	=		前々審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		

工事の種類	元請完成工事高(千円)						審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		前審査対象事業年度
			×	/	=		前々審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		

工事の種類	元請完成工事高(千円)						審査対象事業年度
その他工事			×	/	=		
			×	/	=		前審査対象事業年度
			×	/	=		前々審査対象事業年度
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		
			×	/	=		

職 員 名 簿 基 準 日 令 和 年 月 日 会 社 名

職 名	職 種	常 勤・非 常 勤 の 別	氏 名	生 年 月 日	学 歴		法 令 に よ る 免 許	経 験 年 数		現 住 所	入 社 年 月 日	退 社 年 月 日
					最 終 学 校 名	学 科 名		業 種	年 数			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

この表は、代表者を含む役員と建設業に従事する全職員について記載して下さい。
 職種の欄は、技術系職員、事務系職員に区分して記載して下さい。
 記載すべき内容が同一であれば、独自の様式でも結構です。

年 月 日

特定退職金共済制度加入証明書

殿

(団体名)
証明者
(代表者名) _____ 印

貴殿は、 特定退職金共済制度(承認番号 第 号)に
下記の内容にて加入していることを証明いたします。

記

1. 加 入 年 月 日 年 月 日

2. 事 業 所 番 号 一

3. 加 入 口 数 口

4. 掛金払い込み方法

法定外労働災害補償制度加入証明書

保 險 種 類

保 險 契 約 者

保 険 証 券 番 号

保 険 金 額 ・ 死亡保険金額 万円

・後遺障害保険金額 万円

保 険 期 間 年 月 日から

年 月 日まで

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員

補 償 の 範 囲 ・業務災害及び通勤災害

- ・死亡及び傷害等級第1級から第7級まで（相当）に係る障害のすべて

上記のとおり加入していることを証明します。

年 月 日

所在地

保険会社名 (支店名)

代表者（支店長）名 _____ 印 _____

別記

様式第1号

工事種類別完成工事高付表

申請者_____

審査対象建設業	完成工事高

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の 年 月 日から 年 月 日までの第 期事業年度
における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に
ついて、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行
を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容
について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏 名

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のある其他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。

工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を終了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

通番	氏 名	生年月日

者請申

申請者

[illegible]

上記記載の建設機械のうち、No.()の建設機械は、リース契約書に再リースや買取条項が定められてなく更にリース期間の残りが1年7ヶ月に満たないものです。この機械につきましてはリース期間満了後も再リース若しくは買取を行い、審査基準日から1年7ヶ月以上の期間使用することを誓約いたします。

商号又は名称
代表者氏名

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書原本確認願

年 月 日

静岡県知事 様

住 所

申請者 商 号

氏 名

下記のとおり申請を行った経営規模等評価における結果通知書及び総合評定値通知書について、原本確認をお願いします。

記

1 申請者の商号

2 申請者の住所

3 許 可 番 号 静岡県知事許可(般・特一)第 号

4 申 請 年 月 日 年 月 日

5 審 査 基 準 日 年 月 日

(注)経営規模等評価申請書(受付印があるもの)の写しを添付してください。

証 明 し て よ ろ し い か						証明年月日	年 月 日
班 長		班 員		確 認 者		確認番号	建業経確第 号

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

勘定科目	A	B	C	D	E	A-E
原則として 課税科目 ○ 〃 非課税科目 × 課税・非課税混入科目 △	税込決算書の金額	左の金額の内、非課税取引の額	A-Bの内 8%対象額 〔R1.9.30以前の 資産の譲渡等〕	A-Bの内 10%対象額 〔R1.10.1以後の 資産の譲渡等〕	消費税額 $\frac{C}{1.08} \times 8\%$ $\frac{D}{1.1} \times 10\%$	税抜金額
I 売上高 完成工事高 ○ 兼業事業売上高 △	()				()	()
II 売上原価 完成工事原価 △ 兼業事業売上原価 △	()				()	()
売上総利益 完成工事総利益 兼業事業総利益	()				()	()
III 販売費及び一般管理費 役員報酬 × 従業員給料手当 × 退職金 × 法定福利費 × 福利厚生費 △ 修繕維持費 ○ 事務用品費 ○ 通信費 ○ 動力用水光熱費 ○ 調査研究費 ○ 広告宣伝費 ○ 貸倒引当金繰入 × 貸倒損失 × 交際費 △ 寄付金 × 地代家賃 △ 減価償却費 × 開発費 × 租税公課 △ 保険料 × 雑費 △ 営業利益	()				()	()
IV 営業外収益 受取利息配当金 × その他 △	()				()	()
V 営業外費用 支払利息 × 貸倒引当金繰入 × 貸倒損失 × その他 △ 経常利益	()				()	()
VI 特別利益 前期損益修正益 その他						
VII 特別損失 前期損益修正損 その他 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益						

(注)1 この組替表は消費税及び地方消費税に関する会計処理並びに決算書が税込となっている申請者が税抜の財務諸表に組替える為の表です。
(注)2 この組替表によって生じた消費税差額は、営業外収益の「その他」又は営業外費用の「その他」として下さい。
(注)3 平成31年3月31日までに請負契約を締結した場合の資産等の引渡しが、令和元年10月1日以後となっても、消費税率は8%となる経過措置があります。

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

勘定科目 原則として 課税科目 ○ 〃 非課税科目 × 課税・非課税混入科目 △	A 税込決算書 の金額	B 左の金額の 内、非課税 取引の額	C A-Bの内 8%対象額 (R1.9.30以前の 資産の譲渡等)	D A-Bの内 10%対象額 (R1.10.1以後の 資産の譲渡等)	E 消費税額 $\frac{C}{1.08} \times 8\%$ $\frac{D}{1.1} \times 10\%$	A-E 税 抜 金 額
I 売 上 高 完 成 工 事 高 ○ 兼 業 事 業 売 上 高 △	()				()	()
II 売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 △ 兼 業 事 業 売 上 原 価 △	()				()	()
売 上 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益 兼 業 事 業 総 利 益	()				()	()
III 販売費及び一般管理費 従 業 員 給 料 手 当 × 退 職 金 × 法 定 福 利 費 × 福 利 厚 生 費 △ 修 繕 維 持 費 ○ 事 務 用 品 費 ○ 通 信 交 通 費 ○ 動 力 用 水 光 熱 費 ○ 広 告 宣 伝 費 ○ 交 際 費 △ 寄 付 金 × 地 代 家 賃 △ 減 価 償 却 費 × 租 税 公 課 △ 保 険 料 × 雑 費 △ 営 業 利 益	()				()	()
IV 営 業 外 収 益 受 取 利 息 配 当 金 × そ の 他 △	()				()	()
V 営 業 外 費 用 支 払 利 息 × そ の 他 △ 事 業 主 利 益	()				()	()

(注)1 この組替表は消費税及び地方消費税に関する会計処理並びに決算書が税込となっている申請者が税抜の財務諸表に組替える為の表です。

(注)2 この組替表によって生じた消費税差額は、営業外収益の「その他」又は営業外費用の「その他」として下さい。

(注)3 平成31年3月31日までに請負契約を締結した場合の資産等の引渡しが、令和元年10月1日以後となっても、消費税率は8%となる経過措置があります。

完成工事原価報告書

(会社名・商号又は名称)

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

勘定科目 原則として 課税科目 ○ 〃 非課税科目 × 課税・非課税混入科目 △	A 税込決算書 の金額	B 左の金額の 内、非課税 取引の額	C A-Bの内 8%対象額 (R1.9.30以前の 資産の譲渡等)	D A-Bの内 10%対象額 (R1.10.1以後の 資産の譲渡等)	E 消費税額 $\frac{C}{1.08} \times 8\%$ $\frac{D}{1.1} \times 10\%$	A-E 税抜金額
I 材料費 ○						
II 労務費 ×						
III 外注費 ○						
IV 経費 △						
仮設経費 ○						
機械等経費 ○						
設計費 ○						
現場管理技術・事務職員給与 ×						
地代家賃 △						
保険料 ×						
法定福利費 ×						
福利厚生費 △						
通信交通費 ○						
減価償却費 ×						
雑費 △						
計						

(注) この組替表は消費税及び地方消費税に関する会計処理並びに決算書が税込となっている申請者が税抜の財務諸表に組替える為の表です。

消費税 10%用

経営規模等評価申請・総合評定値請求書作成用チェックリスト

(静岡県知事許可業者用)

本チェックリストは、申請書提出前の自己点検用にご活用ください(提出不要)。

申請書	項番	チェック内容
様式第二十五号の十一	本紙	☐ 申請書の様式は、申請日現在のものですか？(県 HP 建設業のひろばから随時御確認ください) ☐ 申請書正本と副本の記載内容は同じですか？記入漏れはありませんか？ ☐ 表題の不要事項は二重線で消しましたか(申請内容を確認いただき、「経営規模等評価再審査申立書」等不要な場合、打消線を記入ください)。
		02 ☐ 申請時の許可番号は正しく記入されていますか。
		03 ☐ 前回の申請時の許可番号は正しく記入されていますか。 (許可番号の変更がない場合は空欄になります。)
		04 ☐ 審査基準日(決算日)は、「年」も含め正しく記入されていますか。
		05 ☐ 申請等の区分と表題の申請書、請求書の内容は一致していますか。
		06 ☐ 処理区分左側カラムに申請要領上のコードを記入しましたか(処理区分右側カラムは、特殊経審申請時に記入します)。
		07 ☐ 資本金額等が、経営状況分析結果の資本金の額と一致していますか(個人の場合は空欄)。 ☐ <u>法人番号は正確に記入しましたか。(法人の場合のみ)</u>
		08～11 ☐ 建設業許可申請書の記載と一致していますか。
		12 ☐ 市区町村コードは正確に記入しましたか(申請要領 16 頁参照)。
		15 ☐ 「許可を受けている建設業」は、 <u>申請日</u> 現在のものですか(業種追加又は廃業している業種に注意)。
		16 ☐ 「経営規模等評価等対象建設業」と別紙一「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の工事の種類、業種コードは一致していますか。
		18 ☐ 営業利益及び減価償却実施額は、経営状況分析結果の該当額(参考値)と一致していますか(決算期変更、合併、事業譲渡又は会社分割等特殊な場合を除く)。
		19 ☐ 審査基準日の「技術職員数」と別紙二「技術職員名簿」の記載人数は一致していますか。
	別紙一	31 ☐ 審査対象事業年度及び前(前々)審査対象事業年度について、正しく会計期間が記入されていますか(各期間の始期、終期が正しいか)。 ☐ 計算基準の区分は、2年平均「1」又は3年平均「2」が正しく選択されていますか。
		32 ☐ 保守点検、維持管理業務等の建設業以外の売上(兼業売上、申請要領 19 頁参照)がある場合、完成工事高から除外していますか。 ☐ 申請業種が①土木一式、②とび・土工・コンクリート又は③鋼構造物工事の場合、それぞれの内訳工事(①プレストレストコンクリート、②法面処理、③鋼橋上部工事)も記入していますか。
		34 ☐ 完成工事高の合計額は、決算変更届出書中の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の合計額及び損益計算書における完成工事高と一致していますか。
	別紙二	62 ☐ 業種コード、有資格区分コード及び講習受講(該当者以外は「2」を記入)欄は、漏れなく記入されていますか。 ☐ 業種コードは、「資格区分コード表(申請要領 84 頁参照)」に記載された選択可能な業種を記載していますか。 ☐ 有資格区分コードは、資格区分コード表記載の番号通り正しく記入されていますか。